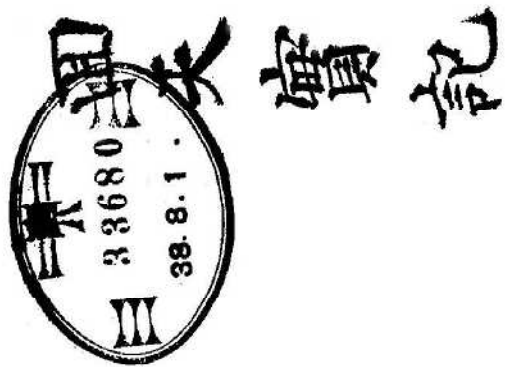


# 回天實記

下

共貳冊 明治三十年八月一日送達



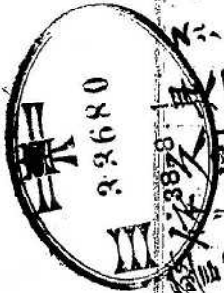
# 實記

下

回天實記 全二冊

回天實記下卷

津田公輔、屠腹、請願、邑政堂、於採用、別、新嶽、在、構、邊、  
決、公輔、宅中、於、一室、借上、ケ、周、ラ、ス、ニ、方、四、寸、之、柱、ヲ、密、植、シ、テ、之、禁、錮  
スル、旨、ヲ、其、親、族、ニ、令、シ、直、ニ、工、事、掛、員、ヲ、出、張、セ、シ、メ、テ、實、地、取、調、ノ、事、ア、リ  
是、同、月、二、日、ナ、リ、然、ル、二、日、夕、ニ、至、リ、干、城、隊、國、貞、直、人、佐、久、間、勇、熊、佐  
久、間、祿、右、衛、門、八、谷、藤、吾、湯、川、丑、兵、衛、等、來、須、セ、リ、初、メ、回、天、軍、ノ、隊、命、ニ  
依、リ、三、浦、政、衛、内、山、茂、樹、等、其、田、萬、村、ニ、派、出、其、帰、途、ニ、赴、ク、ヤ、俗、論、黨、ノ  
警、戒、頗、ル、嚴、ニ、シ、テ、遂、ニ、心、光、寺、本、堂、ニ、入、ル、能、ハ、ス、且、ツ、大、谷、樸、助、河、上、範  
三、津、田、公、輔、等、就、縛、ノ、世、評、屢、々、耳、朵、ニ、觸、ル、ヲ、以、テ、如、斯、事、情、ノ、切、迫  
ナル、ニ、至、リ、テ、ハ、怒、ニ、帰、營、ノ、策、ヲ、講、シ、徒、ラ、ニ、其、圍、中、ニ、陥、ル、ハ、夏、虫、ノ、燈、火、ニ、狂、奔  
ス、ル、ト、一、般、ナ、リ、今、ヨ、リ、萩、干、城、隊、ニ、至、リ、テ、外、ヨ、リ、勢、援、ノ、事、ヲ、圖、ラ、ン、ニ、ハ、若、ク、ス、ト、途、ヲ  
轉、シ、テ、福、田、村、ニ、出、テ、柴、福、を、經、テ、萩、城、ニ、着、ス、レ、ハ、恰、モ、好、シ、村、岡、彦、十、郎



元治二年（一八六五）三月

回天實記 下卷

津田公輔ノ屠腹ノ請願ハ邑政堂ニ於テ採用セシ別ニ新嶽舎ヲ構造スルニ  
決シ公輔ノ宅中ニ於テ一室ヲ借上ケ周ラスニ方四寸之柱ヲ密植シテ之ニ禁錮  
スルノ旨ヲ其親族ニ令シ直ニ工事掛員ヲ出張セシメテ實地取調ノ事アリ  
是同月二日ナリ然ルニ日夕ニ至リ干城隊國貞直人佐久間勇熊佐  
久間祿右衛門八谷藤吾湯川丑兵衛等來須セリ初メ回天軍ノ隊命ニ  
依リ三浦政衛内山茂樹等其田萬村ニ派出其帰途ニ赴クヤ俗論黨ノ  
警戒頗ル嚴ニシテ遂ニ心光寺本堂ニ入ル能ハス且ツ大谷樸助河上範  
三津田公輔等就縛ノ世評屢々耳朵ニ觸ルヲ以テ如斯事情ノ切迫  
ナルニ至リテハ怒ニ帰營ノ策ヲ講シ徒ラニ其圍中ニ陥ルハ夏虫ノ燈火ニ狂奔  
スルト一般ナリ今ヨリ萩干城隊ニ至リテ外ヨリ勢援ノ事ヲ圖ランニハ若クスト途ヲ  
轉シテ福田村ニ出テ柴福を經テ萩城ニ着スレハ恰モ好シ村岡彦十郎

●在久間勇熊「佐藤」の誤りか。次頁終わりからの「自參陣」或いは次頁の「佐藤」は「佐久間」の誤りか。  
●柴福（しばき）ハ現回天郡萩村種萩。東連一〇号線（山口種茶畑任後）出しの村、萩より一〇\*。標高三百\*。住戶「志和隊」と稱す。久しく津和野三松城王吉見氏の所領。圍ヶ原校、萩本藩領となる。主産業は農業、林業、炭産料。

歸宅相與干城隊本陣堀内ニ至リ回天軍ノ實況ヲ具陳セリ茲ニ  
 於テ干城隊ハ國貞直人外四名ニ須佐急行ノ事ヲ命ス故ニ此一行ノ須佐  
 邑ニ入ルヤ先ツ竹内酒肆ニ息ヒ正俗ニ派ノ近況ヲ尋問セリ然ルニ大谷樸助  
 河上範三ハ昨朝日既ニ死セリ津田公輔ハ二三日中ニ入獄スベシ其他ハ親族  
 預ケトナル由ヲ答エタリ國貞直人等長大息シテ曰ク嗚呼吾輩機ニ  
 後ニ名士ヲ失ヘリ吾輩昨日来須セハ豈大谷河上ヲ死セシメヤト相見テ  
 慨然タリシカ辭去リテ本町須山平助宅ニ投宿シ八谷湯川ノ二名ハ事情報  
 道ノ為メ山口ニ向テ發程シ國貞氏ハ邑政堂ニ來須ノ事ヲ通知シ津田公  
 輔ノ幽囚ヲ解キ旅寓ニ至ラシムル事ヲ其親族ニ告ク是ニ於テ公輔ハ本  
 町須山ニ至リ國貞等ニ面接シ其ノ尋問ニ應シテ詳ニ回天軍ノ  
 實況ヲ陳述セリ國貞等大谷樸助河上範三ノ冤罪ニ死セルヲ憾ミ  
 切齒振腕スルモ詮無ナシ曰ク郷幸ニ危運ヲ免レタリ予等邑政堂ニ

歸宅セリ 相與ニ干城隊本陣堀内ニ至リ回天軍ノ實況ヲ具陳セリ 茲ニ  
 於テ干城隊ハ國貞直人外四名ニ須佐急行ノ事ヲ命ス 故ニ此一行ノ須佐  
 邑ニ入ルヤ 先ツ竹内酒肆ニ息ヒ 正俗ニ派ノ近況ヲ尋問セリ 然ルニ大谷樸助  
 河上範三ハ昨朝 日既ニ死セリ 津田公輔ハ二三日中ニ入獄スベシ 其他ハ親族  
 預ケトナル由ヲ答エタリ 國貞直人等長大息シテ曰ク 嗚呼吾輩機ニ  
 後ニ名士ヲ失ヘリ 吾輩昨日来須セハ豈大谷河上ヲ死セシメヤト 相見テ  
 慨然タリシカ 辭去リテ本町須山平助宅ニ投宿シ 八谷湯川ノ二名ハ事情報  
 道ノ為メ山口ニ向テ發程シ 國貞氏ハ邑政堂ニ來須ノ事ヲ通知シ 津田公  
 輔ノ幽囚ヲ解キ旅寓ニ至ラシムル事ヲ其親族ニ告ク 是ニ於テ公輔ハ本  
 町須山ニ至リ 國貞等ニ面接シ 其ノ尋問ニ應シテ 詳ニ回天軍ノ  
 實況ヲ陳述セリ 國貞等大谷樸助河上範三ノ冤罪ニ死セルヲ憾ミ  
 切齒振腕スルモ詮無ナシ 曰ク郷幸ニ危運ヲ免レタリ 予等邑政堂ニ

- 相與(あひとも)ニ一様ニ連れ立つて、與「中間になる」ともいふ。つれだつ。
- 具陳(ぐじん)ニおまへに述べらる。
- 酒肆(しゅうし)ニ酒屋、酒店。武井生英「おくま字彙文庫」では「おみや」といふ。
- 慨然(がいぜん)ニ感々、うれえるさま。
- 
- 佐藤ハ佐八間ノ親戚か？



迫り、卿一身ヲ干城隊ニ預リテ歸萩スベシ 帰宅シテ其準備ヲナスベシト  
 夜九ツ時ニ至リ松原仁蔵宅ニ歸ル  
 同日幼主精次郎君仙相院君ハ山口政府へ御家督歎願ノ為メ  
 發セラル 益田三郎左衛門 栗山翁輔 増野又十郎等 隨行セリ 蓋シ國  
 貞等の來須ニ會シ 從來ノ暴政ヲ擧シテ 其答辨ヲ要セラルノ事  
 アランヲ 慮リ 一時ノ難ヲ逃レ 傍ラ仙相院君ノ威光ヲ借り 本藩政府員ニ  
 接シテ正俗ノ分界ヲ混乱セントスルノ計略アリテ 俄ニ御発駕ヲ促シタル  
 モノナリ 同日 山口ニ御着駕アリテ 堅小路 中野新助方ヲ御旅館ト  
 定メラル  
 同日 國貞氏は邑幸其ノ他重役ノ者不在ナルヲ以テ 軍務總督  
 増野興次照會アリテ 津田公輔ヲ携ヘ 漁松ヲ雇ヒテ 四ツ時 出帆 歸萩  
 セリ 然ルニ此日天候変シテ逆風トナリ 船行ルヘカラサレハ 奈古村ニ上陸シ 伊

元治二年（一八六五）三月

迫り、卿一身ヲ干城隊ニ預リテ歸萩スベシ 帰宅シテ其準備ヲナスベシト  
 夜九ツ時ニ至リ松原仁蔵宅ニ歸ル

同日 幼主精次郎君仙相院君ハ山口政府へ御家督歎願ノ為メ  
 發セラル 益田三郎左衛門 栗山翁輔 増野又十郎等 隨行セリ 蓋シ國  
 貞等の來須ニ會シ 從來ノ暴政ヲ擧シテ 其答辨ヲ要セラルノ事  
 アランヲ 慮リ 一時ノ難ヲ逃レ 傍ラ仙相院君ノ威光ヲ借り 本藩政府員ニ  
 接シテ正俗ノ分界ヲ混乱セントスルノ計略アリテ 俄ニ御発駕ヲ促シタル  
 モノナリ 同日 山口ニ御着駕アリテ 堅小路 中野新助方ヲ御旅館ト  
 定メラル

同日 國貞氏は邑幸其ノ他重役ノ者不在ナルヲ以テ 軍務總督  
 増野興次照會アリテ 津田公輔ヲ携ヘ 漁松ヲ雇ヒテ 四ツ時 出帆 歸萩  
 セリ 然ルニ此日天候変シテ逆風トナリ 船行ルヘカラサレハ 奈古村ニ上陸シ 伊

- 幼主精次郎君 仙相院君ハ山口政府へ御家督歎願ノ為メ發セラルル親範公の正室は吉敷毛利殿主厚麟の娘であつたが不嫁となり、後妻に山内新右衛門の娘も迎えたがこれも不嫁となつた。二人の正室との間には子供はなかつた。精次郎は養腹の子である。しかし、益田家の家風と精次郎の跡目相続については元治元年8月6日の時点で戦前約束されていた（原長回天史、第四編下42頁）。それを以て本藩政府に正式に認めし貰ふために仙相院以下が奔走したものと要えられる。
- 蓋シ（かた）ニ思ふに。
- 正俗の分界=正義派と俗論派の区別



藤酒肆二投宿セシ夕七時半ナリ 晩酌ノ際主人ノ話中ニ 本日干城隊  
ヨリ騎馬ニテ三四名来着アリ 中村某ニ泊シテ明朝須佐行ノ由ナリト云ヘリ  
國貞等急ニ襪ヲ撤セシメ 中村ニ至レバ 檜崎八十榎 榎村次郎外二名  
ナリ 其何故ニ来レルヲ問ハ 郷等歸營ノ遅々タルヲ以テ 甚々掛念セリ 且ツ  
世子君ノ御内命モアリテ須佐行ニ決セリト答フ 國貞氏須佐邑ノ實  
況ヲ細話シ 席上津田公輔ヲ指シテ曰ク 此一壯士 殆 奸賊等ノ為ニ殺サル  
入獄ノ期旦夕ニ在リ 僕等 携ヘテ帰ヘリト相與ニ俗吏ノ尊横ヲ憤リ  
談数刻ニ涉ル 于時 回天軍惣員ハ本藩伺ノ上ナラテハ所置スル事能ハサル  
事ヲ約シタレハ 毫モ掛念無ナシ 檜崎等ノ須佐行ハ徒勞ナルベキカノ  
説アリシモ 結局須佐行ノ上回天軍惣員ヲモ預リ帰ルヘシトノ事ニ決シ  
國貞等ハ伊藤旅寓ニ帰レリ 夜已ニ五更ナリ

同八日 國貞一行ハ奈古出發 九ツ時萩御城内于城隊本陣ニ

藤酒肆ニ投宿セシ夕七時半ナリ 晩酌ノ際主人ノ話中ニ 本日干城隊  
ヨリ騎馬ニテ三四名来着アリ 中村某ニ泊シテ明朝須佐行ノ由ナリト云ヘリ  
國貞等急ニ襪ヲ撤セシメ 中村ニ至レバ 檜崎八十榎 榎村次郎外二名  
ナリ 其何故ニ来レルヲ問ハ 郷等歸營ノ遅々タルヲ以テ 甚々掛念セリ 且ツ  
世子君ノ御内命モアリテ須佐行ニ決セリト答フ 國貞氏須佐邑ノ實  
況ヲ細話シ 席上津田公輔ヲ指シテ曰ク 此一壯士 殆 奸賊等ノ為ニ殺サル  
入獄ノ期旦夕ニ在リ 僕等 携ヘテ帰ヘリト相與ニ俗吏ノ尊横ヲ憤リ  
談数刻ニ涉ル 于時 回天軍惣員ハ本藩伺ノ上ナラテハ所置スル事能ハサル  
事ヲ約シタレハ 毫モ掛念無ナシ 檜崎等ノ須佐行ハ徒勞ナルベキカノ  
説アリシモ 結局須佐行ノ上回天軍惣員ヲモ預リ帰ルヘシトノ事ニ決シ  
國貞等ハ伊藤旅寓ニ帰レリ 夜已ニ五更ナリ

同八日 國貞一行ハ奈古出發 九ツ時萩御城内于城隊本陣ニ

- 酒肆 116頁脚注参照
- 襪 110頁脚注参照
- 于時 11時。手は「に於て」
- 五更 11時分。117頁脚注「三更」参照

、此と向じ。

着津田公輔モ同所ニ滞在  
 榑崎一行ハ須佐本町須山平助宅ニ着シ直ニ邑政堂ニ談判シテ當時  
 親族預ケト為リタル回天軍物員ヲ伴ヒテ帰萩スベキニ決シ之ヲ物員  
 へ通告ス  
 同日回天軍物員親族預ケヲ解放セラレ孰レモ須佐ニ来会セリ  
 同日朝出發セリ小國融藏ハ曾テ大谷樸助等ト氣脈ヲ通シ邑  
 政堂ニ在リテ内應ヲナスベキノ約アリシカニ士就縛ノ後ハ果シテ俗論堂ニ疑レ  
 大ニ擯斥セラルニ依リ其結果恐ルベキベケレバ榑崎氏ノ内意モアリテ回天軍  
 物員ヨリ脱走ノ事ヲ勸告シテ同伴シ日々教着古萩法福寺ニ滞  
 在ス津田公輔モ干城隊ノ許可ヲ得テ法福寺ニ来会シ今後運動  
 ノ目的ヲ相議スルニ小國融藏津田公輔等意見相投合シ學坐  
 賛成セルヲ以テ一旦山口ニ至リ徐々方針ヲ定メテ大ニ為ス所アルベシト決断セリ

元治二年（一八六五）三月

② 着シ 津田公輔モ同所ニ滞在ス

榑崎一行ハ須佐本町須山平助宅ニ着シ 直ニ邑政堂ニ談判シテ 當時  
 親族預ケト為リタル回天軍物員ヲ伴ヒテ帰萩スベキニ決シ 之ヲ物員  
 へ通告ス

同日 回天軍物員ハ親族預ケヲ解放セラレ 孰レモ須佐ニ来会セリ

同日 朝出發セリ 小國融藏ハ曾テ大谷樸助等ト氣脈ヲ通シ 邑  
 政堂ニ在リテ内應ヲナスベキノ約アリシカニ 士就縛ノ後ハ果シテ俗論堂ニ疑レ  
 大ニ擯斥セラルニ依リ 其結果恐ルベキベケレバ 榑崎氏ノ内意モアリテ 回天軍  
 物員ヨリ脱走ノ事ヲ勸告シテ同伴シ 日々教着 古萩法福寺ニ滞  
 在ス 津田公輔モ干城隊ノ許可ヲ得テ 法福寺ニ来会シ 今後運動  
 ノ目的ヲ相議スルニ 小國融藏 津田公輔等意見相投合シ 學坐  
 賛成セルヲ以テ一旦山口ニ至リ 徐々方針ヲ定メテ 大ニ為ス所アルベシト決断セリ

● 撰片ししやけてのけものにする。  
 ● 法福寺ハ北豆飯「保羅寺」の誤り。曹洞宗。開山は海潮寺十三世出雲。元和ころの創建。明治七年海潮寺に合併。地蔵堂あり。『萩市史』第一巻3  
 〇三頁。  
 ● 學坐ハ學座。原音よめたまこそつて。



初々村岡彦十郎三浦政衛内山茂樹等ノ干城隊ニ飛報ノ事ヲ竟  
ルヤ同隊ニ計リテ更ニ山口ニ至リ運動セリ然ルニ幼主君御旅館ニ疾ク之ヲ探知  
スル者アリテ随行ノ内中村泰一外一名ヲ三士ノ旅寓ニ遣シ云ハシメテ曰ク當  
度幼主仙相院君当地ニ御來駕アリシニ就テハ回天軍ノ御所置ハ寛  
大ニセラルノ思召ナレハ郷等御旅館へ來寓アルベシ然レハ御歸邑ノ日ハ  
供奉ヲモ命セラルベシトノ事ナリ郷等此恩命ニ背カズンハ今日同行  
スヘシト彦十郎等曰ク不肖彦十郎等一身ヲ干城隊ニ托セリ故ニ自  
由ノ學動ヲ成ス能ハサレハ其命ニ應シ難シト泰一等辞シテ去ル  
其後村岡彦十郎等湯田へ轉寓借伏セシニ御旅館ニハ又中野村泰一  
尾木七郎左衛門西尾莊助等ニ命シ湯田在寓干城隊寺内暢三  
氏ヲ訪問シ村岡彦十郎等ノ所在ヲ尋ネシニ寺内ハ不知ラ以テ答タリ  
泰一等曰ク幼主人当地へ來駕ニテ回天軍既往ノ罪科ハ不問ニ附セラルノ

初々村岡彦十郎 三浦政衛 内山茂樹等ノ干城隊ニ飛報ノ事ヲ竟  
ルヤ同隊ニ計リテ更ニ山口ニ至リ運動セリ 然ルニ幼主君御旅館ニ疾ク之ヲ探知  
スル者アリテ随行ノ内中村泰一 外一名ヲ三士ノ旅寓ニ遣シ云ハシメテ曰ク 當  
度幼主仙相院君当地ニ御來駕アリシニ就テハ回天軍ノ御所置ハ寛  
大ニセラルノノ思召ナレハ郷等御旅館へ來寓アルベシ 然レハ御歸邑ノ日ハ  
供奉ヲモ命セラルベシトノ事ナリ郷等此恩命ニ背カズンハ 今日同行  
スヘシト彦十郎等曰ク不肖彦十郎等一身ヲ干城隊ニ托セリ 故ニ自  
由ノ學動ヲ成ス能ハサレハ其命ニ應シ難シト泰一等辞シテ去ル  
其後村岡彦十郎等湯田へ轉寓借伏セシニ御旅館ニハ又中野村泰一  
尾木七郎左衛門西尾莊助等ニ命シ湯田在寓干城隊寺内暢三  
氏ヲ訪問シ村岡彦十郎等ノ所在ヲ尋ネシニ寺内ハ不知ラ以テ答タリ  
泰一等曰ク幼主人当地へ來駕ニテ回天軍既往ノ罪科ハ不問ニ附セラルノ

- 不(し) 岸ニ親に似ないで恥かなくと、自分の謙称。
- 湯田(湯田) 山口市内、湯田温泉。
- 不(知) 知(ら)ない、どうであらうか。



監

事決<sup>セ</sup>彦十郎<sup>ハチジロ</sup>身上<sup>ニ</sup>係<sup>ル</sup>豪<sup>モ</sup>関心<sup>ノ</sup>事<sup>アル</sup>ハカラス<sup>泰</sup>一等保証<sup>スベシ</sup>  
 此旨趣<sup>ハ</sup>御承知<sup>ノ</sup>上<sup>若</sup>シ御面会<sup>アラハ</sup>懇々<sup>ニ</sup>御説諭<sup>相成</sup>リテ返サレ<sup>ン</sup>コトヲ  
 請<sup>フ</sup>ト委嘱<sup>シ</sup>去<sup>レ</sup>リ  
 同十三日<sup>回</sup>天軍<sup>惣</sup>員山口<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>讚井<sup>町</sup>某宅<sup>ニ</sup>寄寓<sup>シ</sup>小國<sup>融藏</sup>八岡<sup>三</sup>  
 橋<sup>二</sup>橋<sup>匿</sup>ス  
 同十四日<sup>三</sup>國<sup>老</sup>ノ跡<sup>孰</sup>レモ家督<sup>相續</sup>食<sup>録</sup>復<sup>旧</sup>ノ発令<sup>アリ</sup>我<sup>益</sup>田家<sup>ハ</sup>  
 幼主君<sup>ノ</sup>代理<sup>ヲ</sup>完道<sup>備中</sup>殿<sup>ニ</sup>依頼<sup>セラル</sup>毛利<sup>將</sup>監<sup>殿</sup>ヨリ命<sup>ヲ</sup>傳<sup>ヘラル</sup>  
 尚支族<sup>益田</sup>石見<sup>周布治部</sup>二氏<sup>ヲ</sup>以テ後見<sup>タラシムル</sup>ノ事<sup>ヲ</sup>達<sup>セラル</sup>  
 津田<sup>公輔</sup>等<sup>ハ</sup>遊撃<sup>軍</sup>敷嶋<sup>治郎</sup>鴻城<sup>軍</sup>河上<sup>四郎</sup>  
 等<sup>ノ</sup>援助<sup>ヲ</sup>請<sup>ヒ</sup>シ二<sup>一</sup>士<sup>相</sup>奮<sup>テ</sup>奔走<sup>尽力</sup>セリ遂<sup>ニ</sup>周布<sup>治部</sup>殿<sup>ニ</sup>迫<sup>テ</sup>  
 回天<sup>軍</sup>再興<sup>ノ</sup>周<sup>施</sup>ヲ諾<sup>セシム</sup>  
 同十八日<sup>幼</sup>主君<sup>仙</sup>相院<sup>君</sup>山口<sup>御</sup>発駕<sup>生</sup>雲村<sup>御</sup>一泊<sup>十九日</sup>弥富<sup>村</sup>御一

元治二年（一八六五）三月

事<sup>ニ</sup>決<sup>セ</sup>リ彦<sup>十</sup>郎<sup>ハ</sup>身<sup>上</sup>ニ<sup>係</sup>ル豪<sup>モ</sup>関心<sup>ノ</sup>事<sup>アル</sup>ハカラス<sup>泰</sup>一<sup>等</sup>保証<sup>スベシ</sup>  
 此<sup>旨</sup>趣<sup>ハ</sup>御<sup>承</sup>知<sup>ノ</sup>上<sup>若</sup>シ御<sup>面</sup>会<sup>アラハ</sup>懇<sup>々</sup>ニ<sup>御</sup>説<sup>諭</sup>相<sup>成</sup>リテ返<sup>サ</sup>レ<sup>ン</sup>コトヲ  
 請<sup>フ</sup>ト委<sup>嘱</sup>シ去<sup>レ</sup>リ

同<sup>十三</sup>日<sup>回</sup>天<sup>軍</sup>惣<sup>員</sup>山<sup>口</sup>ニ<sup>至</sup>リ讚<sup>井</sup>町<sup>某</sup>宅<sup>ニ</sup>寄<sup>寓</sup>シ小<sup>國</sup>融<sup>藏</sup>八<sup>岡</sup>三<sup>橋</sup>二<sup>橋</sup>匿<sup>ス</sup>

同<sup>十四</sup>日<sup>三</sup>國<sup>老</sup>ノ跡<sup>孰</sup>レモ家<sup>督</sup>相<sup>續</sup>食<sup>録</sup>復<sup>旧</sup>ノ発<sup>令</sup>アリ我<sup>益</sup>田<sup>家</sup>ハ  
 幼<sup>主</sup>君<sup>ノ</sup>代<sup>理</sup>ヲ完<sup>道</sup>備<sup>中</sup>殿<sup>ニ</sup>依<sup>頼</sup>セラル毛利<sup>將</sup>監<sup>殿</sup>ヨリ命<sup>ヲ</sup>傳<sup>ヘ</sup>ラル  
 尚<sup>支</sup>族<sup>益</sup>田<sup>石</sup>見<sup>周</sup>布<sup>治</sup>部<sup>二</sup>氏<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>後<sup>見</sup>タラシムル<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>達<sup>セ</sup>ラル

津<sup>田</sup>公<sup>輔</sup>等<sup>ハ</sup>遊<sup>撃</sup>軍<sup>敷</sup>嶋<sup>治</sup>郎<sup>鴻</sup>城<sup>軍</sup>河<sup>上</sup>四<sup>郎</sup>  
 等<sup>ノ</sup>援<sup>助</sup>ヲ請<sup>ヒ</sup>シ二<sup>一</sup>士<sup>相</sup>奮<sup>テ</sup>奔<sup>走</sup>尽<sup>力</sup>セリ遂<sup>ニ</sup>周<sup>布</sup>治<sup>部</sup>殿<sup>ニ</sup>迫<sup>テ</sup>  
 回<sup>天</sup>軍<sup>再</sup>興<sup>ノ</sup>周<sup>施</sup>ヲ諾<sup>セ</sup>シム

同<sup>十八</sup>日<sup>幼</sup>主<sup>君</sup>仙<sup>相</sup>院<sup>君</sup>山<sup>口</sup>御<sup>発</sup>駕<sup>生</sup>雲<sup>村</sup>御<sup>一</sup>泊<sup>十九</sup>日<sup>弥</sup>富<sup>村</sup>御<sup>一</sup>

● 岡三橋 小國の孝友岡竹城のこと。（松本三郎著「津田常名翁の伝記」80頁「三決死」の理参照）孝友というのは次の事から岡三村殿での交友関係と思われ。即ち 岡守節、通称彦太郎、山田殿の医、岡明軍の一子なり。書を善くし初め竹城を身し、のち三橋と改む。士屋精進を稱し因つて藤々松下村殿も精に松蔭の教えを愛く。維新の後大官官已出仕し選進、内閣書記官に至る。明治二十一年一月十五日没す。年六十二。「理學史論叢書人名録」72頁）  
 ● 益田石見 著親益田家（小郡岡、前大連三階連）〇六十七。始祖は益田玄彌頭（元在五代益田）益田藤村のこと。石は親字、通称石六、石見、源兵衛。梅村と号す。文化十年生まれ。明徳隠に号す。孝も山本義に受け、又軍遊撃を大觀嘗染はせる。文久元年八郡頭、後寄親被仰付。明治の初め毛利家命たりしが現在認め家隠徒に撥く。明治二四年石見備中縣御池に移る。在谷嵐山衣配。明治二三年三月二日辛。八七才。妻は益田元重二女殿也。よつて益田親施の孫に比ぶたる。「石見諸家系図」114頁、「増補近世歴史人名録」222頁）  
 ● 周布治部

泊ニテ須佐御着ナリ  
同廿日周布治部殿へ覺書ヲ出セリ

- 一 大谷實經河上範三ヲ忠死ニ被仰付度候事
- 一 回天軍屯集場ノ儀ハ下田萬村ニ仰付度候事
- 一 回天軍ニ關係諸隊之者五六人同伴ニテ直様屯集場へ着可到候事
- 一 組士入隊被差許度候事
- 一 回天軍總人數御賄相成度候事

三月廿日

茲ニ干城隊ノ勢援敷嶋河上等ノ奔走アリ周布治部殿モ亦周施ノ  
勞ヲ執ラント約セリ一旦歸邑シテ回天軍復興ノ事ニ決セシモ幼主君仙

泊ニテ<sup>ニ</sup>須佐御着ナリ

同廿日 周布治部殿へ覺書ヲ出セリ

- 一 大谷實經<sup>能</sup> 河上範三ヲ忠死ニ被仰付度候事
- 一 回天軍屯集場ノ儀ハ<sup>下田萬村</sup>ニ<sup>〇</sup>仰付度候事
- 一 回天軍ニ關係諸隊之者五六人同伴ニテ直様屯集場へ着可到候事
- 一 組士入隊被差許度候事
- 一 回天軍總人數御賄相成度候事

三月廿日

茲ニ干城隊ノ勢援敷嶋河上等ノ奔走アリ周布治部殿モ亦周施ノ  
勞ヲ執ラント約セリ一旦歸邑シテ回天軍復興ノ事ニ決セシモ幼主君仙

● 〇〇〇須佐御着ナリ〇〇〇の部分には文書原本には「二十日」と記述されている。

● 大谷實經は太谷實經（棟助）の誤り。實經は棟助の別号である。文書原本は「大谷棟助」と記述している。この誤記は「源藏本」と「文書原本」が奥田喜名の自筆ではない決定的証拠である。且つ外に「朝旋」→「朝旋」、「生靈」→「出雲」など御佐の人なら犯さない誤記となる事を併せ考えると他の誤の誤謬表に注意せられたものと考えられる。

相院君、山口滞在中随行ノ俗吏等常ニ本藩政府員ニ接シテ  
 辨ヲ違シ正俗ノ痕跡ヲ錯雜セシメタリシヲ以テ、  
 腹ノ實郊ヲ奏スヘカラサルノ遠慮アルニ依リテ、  
 奇兵隊ニ入隊シテ隊力ヲ借り、外ヨリ應援ヲ為スヘキノ策ニ決シ、  
 山口在陣ノ奇兵五番銃隊ニ至リ入營セリ、

村岡彦十郎事  
 五番銃隊 英次郎本眞  
 全上 山下範三郎安邦  
 全上 黒谷豫四郎事  
 玉川小文吾記政  
 三番銃隊 藤田篤助事  
 櫻山隼人芳懐

元治二年（一八六五）三月

「回天実記」

相院君ノ山口滞在中随行ノ俗吏等常ニ本藩政府員ニ接シテ  
 ノ辨ヲ違シ正俗ノ痕跡ヲ錯雜セシメタリシヲ以テ、  
 腹ノ實郊ヲ奏スヘカラサルノ遠慮アルニ依リテ、  
 奇兵隊ニ入隊シテ隊力ヲ借り、外ヨリ應援ヲ為スヘキノ策ニ決シ、  
 山口在陣ノ奇兵五番銃隊ニ至リ入營セリ

村岡彦十郎事  
 五番銃隊 英次郎本眞  
 全上 山下範三郎安邦  
 全上 黒谷豫四郎事  
 玉川小文吾記政  
 三番銃隊 藤田篤助事  
 櫻山隼人芳懐

●鳥居小治ととも初。黒山白。



五番純隊

岡部東三定一

全上

金山義十郎忠真

同廿二日周布治部殿 敷嶋次郎河上四郎等同伴同志十四人  
口出發 生雲通上小川村二至リ 同所ヨリ 回天ノ旗ヲ翻シテ上田萬村  
ニ歸リ 玉林寺ニ屯ス

同廿六日周布治部殿 敷嶋河上等惣員ヲ率ヒ 出須シテ 回天軍再  
立ノ認許ヲ邑政堂ニ迫ル 邑政堂ハ士族各級ニ 向テ意見ヲ上申セシムル  
ナト 頗ル混雜セリ

周布治部殿口演書

- 一 大谷樸助河上範三初發正義之廉ヲ以テ 格別之御詮  
義被仰付 跡式被差立 俟様奉願 候事
- 一 回天軍一應分散被仰付 候處 此度改而右之隊被差

五番純隊  
全上

岡部東三定一  
金山義十郎忠真

同廿二日 周布治部殿 敷嶋次郎 河上四郎等同伴 同志十四人 山  
口出發 生雲通上小川村二至リ 同所ヨリ 回天ノ旗ヲ翻シテ上田萬村  
ニ歸リ 玉林寺ニ屯ス

同廿六日 周布治部殿 敷嶋河上等惣員ヲ率ヒ 出須シテ 回天軍再  
立ノ認許ヲ邑政堂ニ迫ル 邑政堂ハ士族各級ニ 向テ意見ヲ上申セシムル  
ナト 頗ル混雜セリ

周布治部殿口演書

- 一 大谷樸助河上範三初發正義之廉ヲ以テ 格別之御詮  
義被仰付 跡式被差立 俟様奉願 候事
- 一 回天軍一應分散被仰付 候處 此度改而右之隊被差

●玉林寺 山形県田川町大字上田五八幡、浄土真宗本願寺派。開基は法西、永正四年（一五二七）に上田万村中山（上相山家作史）に二寺を創建した。二代目宗円の時、慶長四年（一五九八）中山より所在地の八幡へ移転した。四代目林西（林齊とも）の代の宝永三年（一七〇六）西本願寺より玉林寺の寺号を賜許さる。明治三二（一八九八）四月十九日、上田万の大火本堂、庫裏の一切を焼失。明治三十三年十月に本堂再建。今日に至る。須佐町浄蓮寺の末寺。

●回天軍一應分散被仰付候處 付候處 回天軍分散の事は慶応三年二月二十四日（一八六五）

着津田公輔王國所滞在  
 猶為行須在亦須平記定着直見政堂談判當時  
 親族頼と為り田天傳惣員伴と歸敬之米之惣員  
 之通告  
 同日回天傳惣員親族頼ヲ解放之就ノ須佐奉令  
 同日朝出殿小國融藏曾大合權助等以服之通見  
 政堂在內應之米之約了之五社縛後果之各謝堂之疑  
 大權行ニ依身結果恐之六上高武内意了之回天傳  
 惣員親族是身勸告之同洋日ヲ殺着也教之福寺等  
 在津田公輔王國隊討之為之福寺奉令之後傳勸  
 自的相議之小國融藏津田公輔等意見相投信與坐  
 積成之其之且之至之存方創定之米之為所之米之

元治二年（一八六五）三月

立候様奉願候 尤再隊之義二付 何隊下改替仕度ハ其  
 節二至 被差免候様奉願候事  
 一 屯集場ノ義ハ如何被仰付候哉 願□□下田萬村ニ被仰付候ハ、  
 奉難有かり候事  
 一 組士拾式人ハ是迄ノ行成トシテ入隊被差免候様 御詮義  
 可被下候 尤入隊中ニテ組役當番之節ハ出勤被仰付 非番  
 之節ハ右隊へ認歸度 又ハ急出張之節ハ組士拾式人丈ハ  
 隊中ヨリ出張被仰付候様奉願候事  
 一 屯集人御 賄ニ被仰付候様奉願候 無左而ハ 往々取續成苦  
 敷義御座候事  
 一 回天軍願之通被相立候上ハ 山口諸隊之内ヨリ入隊之者  
 為引立折節越候故 是又其節御 賄可被下候事

● 願□□ニ文書原本は「願ハ」と記述している。

● 奉難有かり候事ハ「奉難有候事」ではないだろうか。文書原本も難難有本と同じように記述しているのや「アア」とした。



丑、三月 周布治部  
 右口演書、周布殿ノ手ニ成レハ勿論ナルカ 後ニ一讀シテ第一條第四  
 條ノ願意 頗ル曖昧ナルニ警キ □満足ヲ感シタリ  
 同廿八日 回天軍再立ノ許可アリ 次テ總督ノ撰ニ當リ當時門閥中適當ノ  
 人物ニ乏シク 稍才識アルモノハ 概テ子俗論黨ノ首謀タルヲ以テ 才識取ルヘカラ  
 サルモ 俗論黨ニ關係淺カリシ増野又十郎ヲ推シテ 其任ニ當ラシメ 下田萬  
 村里正 大谷六郎左エ門ヲ本陣トシ 西法寺ヲ以テ兵營ニ充ツルノ令アリ  
 同廿九日 回天軍物員 下田萬村屯所ニ入り 故親施公ノ大祭典ヲ舉行ス  
 回天軍役員  
 總督 増野又十郎  
 軍監 栗山轡二  
 參謀兼書記 津田公輔

丑ノ三月

周布治部

右口演書ハ周布殿ノ手ニ成レハ勿論ナルカ 後ニ一讀シテ第一條第四

條ノ願意 頗ル曖昧ナルニ警キ □満足ヲ感シタリ

同廿八日 回天軍再立ノ許可アリ 次テ總督ノ撰ニ當リ當時門閥中適當ノ

人物ニ乏シク 稍才識アルモノハ 概テ子俗論黨ノ首謀タルヲ以テ 才識取ルヘカラ

サルモ 俗論黨ニ關係淺カリシ増野又十郎ヲ推シテ 其任ニ當ラシメ 下田萬

村里正 大谷六郎左エ門ヲ本陣トシ 西法寺ヲ以テ兵營ニ充ツルノ令アリ

同廿九日 回天軍物員 下田萬村屯所ニ入り 故親施公ノ大祭典ヲ舉行ス

回天軍役員  
 總督 増野又十郎  
 軍監 栗山轡二  
 參謀兼書記 津田公輔

- 「□満足ヲ感シタリ」文書原本も松本本も「満足ヲ感シタリ」と記述しているが文意が首尾一貫しない。我々は「不」を書き替へたものと解釈した。時に編み巻は189〜192頁の記述がこれに該当するものと考へる。(191頁の御幼少書の文意曖昧というのは非礼と書く文章が不満なのだ。回天軍本誌編と主張したいのであろうと解釈した)
- 里正1村の里。庄屋。
- 下田乃村里正 大谷六郎左衛門 現田乃川町下田乃本陣。江戸幕府の大名家は近世初期から終期まで下田乃村の臣屬を多めた家柄である。庄屋は藩政の末端組織である村里の行政に直接関係に關わり合う重要な役である。総領主である藩田家や勤王との往来文書や農民への伝達文書など、世帯全般に關わる文書が多数保存されている(中略)昭和五九年から三年掛けて山口県教育委員栗山轡二、報告書としてまとめた「下田乃村庄屋大谷家歴史資料目録」がそれである。「田乃川町史」四六五頁)
- 西法寺リ111頁参照

元治二年(一八六五) 三月



奏

小隊司令 大橋 三木 三  
 大砲掛 岩本 藤 太  
 斥候 中村 泰 一  
 會計 中村 藤 馬  
 周布治部殿 敷嶋 河上ノ二氏並ニ山口ニ帰ル  
 茲ニ邑政堂ハ事情ニ迫ラレテ回天軍ノ再興ヲ許シタルモ 其實ハ甚不快ナル  
 故ニ陰ニ其隊勢ヲ挫カント欲シテ百方奸計ヲ廻ラシ 遂ニ四月上旬ヲ以テ所務代ニ  
 命シ 左ノ令ヲ各地方ニ発シテ入隊者ヲ防カシメタリ  
 今般理英館御家来ノ者入込 稽古被仰付候 付而者 農兵  
 其外ニ而モ 心掛次第入塾御免被仰付候 全定法人込不仕而モ十日  
 程延滞在ニテモ 稽古相調候而モ互敷 勿論滞留中 眞上ニ  
 被仰付候トノ儀ニ候条 右様承知候而 其沙汰可有之候

慶応元年（一八六五） 四月

小隊司令 大橋 三木 三  
 大砲掛 岩本 藤 太  
 斥候 中村 泰 一  
 會計 中村 藤 馬

周布治部殿 敷嶋 河上ノ二氏並ニ山口ニ帰ル

茲ニ邑政堂ハ事情ニ迫ラレテ回天軍ノ再興ヲ許シタルモ 其實ハ甚不快ナル  
 故ニ陰ニ其隊勢ヲ挫カント欲シテ百方奸計ヲ廻ラシ 遂ニ四月上旬ヲ以テ所務代ニ  
 命シ 左ノ令ヲ各地方ニ発シテ入隊者ヲ防カシメタリ

今般理英館御家来ノ者入込 稽古被仰付候 付而者 農兵  
 其外ニ而モ 心掛次第入塾御免被仰付候 全定法人込不仕而モ十日  
 程延滞在ニテモ 稽古相調候而モ互敷 勿論滞留中 眞上ニ  
 被仰付候トノ儀ニ候条 右様承知候而 其沙汰可有之候

●周布治部殿 敷嶋 河上ノ二氏並ニ山口ニ帰ル「並ニ」の文句は「周布治部殿」の後に入れるべき言葉か。或いは「並ニ」という意味か。  
 ●所務代ニ代官也。所務は物取と同じで年官の意。本藩の諸部の代官を所務代官又は所務代と称するのはこの職事に租税の徴収が最も重きを為すによる。  
 ●地方（じかた）ニ町奉行支配地を「町方」と呼ぶのに対して、郡奉行支配地を「地方」と呼ぶ。又地方の中でも陣地を地方として分けた場合は陣村以外の農村地帯を地方と呼ぶ。又民政を行う機構を地方支配と云う場合もあり、この時は町方も地方に含まれて使用される。従って広義の地方は被支配者を意味し、狭義の地方は農村部を意味する。88頁「地下」参照。

一 此度田萬<sup>三</sup>圓天軍之者隊被差立候<sup>付</sup>而右隊へ入込度<sup>三</sup>  
 者之義者願出御許可有之候<sup>上</sup>ナラデハ不相調<sup>ト</sup>義三候条  
 此段共沙汰可有之候<sup>以上</sup>  
 丑四月

松井九郎右衛門

各庄屋宛

從來菅英館<sup>ハ</sup>士族ノ積古場<sup>ニシテ</sup>町農ノ入塾ハ堅ク禁シタルモノナルニモ<sup>拘</sup>  
 ハラス 俄<sup>ニ</sup>町農ヲシテ入塾セシメ 其<sup>ノ</sup>食料ヲ給スルノ優待ヲ為シ 若シ其<sup>ノ</sup>招<sup>ニ</sup>  
 應<sup>セ</sup>スシテ回天軍入隊ノ事ヲ出願スレハ 種々ノ故障ヲ設ケテ其<sup>ノ</sup>志望ヲ遂ケシメ  
 サルニ至レリ 回天軍ヨリハ右沙汰書<sup>ヲ</sup>寫<sup>シ</sup>以テ邑政堂ニ尋問セシニ 所務代 松井  
 某カ命令ノ意味ヲ誤リタルモノナリト答辨セリ 周布治部殿<sup>滞須</sup>ノ際 俗吏等  
 契約ノ条々一モ履行セサルヲ以テ左ノ覺書ヲ出<sup>ス</sup>  
 覺

一 此度田萬<sup>三</sup>圓天軍之者 隊被差立候<sup>付</sup>而右隊へ入込度<sup>三</sup>  
 者之義者願出御許可有之候<sup>上</sup>ナラデハ不相調<sup>ト</sup>ノ義三候条  
 此段共沙汰可有之候<sup>以上</sup>  
 丑 四月

松井九郎右衛門

各庄屋宛

從來菅英館<sup>ハ</sup>士族ノ積古場<sup>ニシテ</sup>町農ノ入塾ハ堅ク禁シタルモノナルニモ<sup>拘</sup>  
 ハラス 俄<sup>ニ</sup>町農ヲシテ入塾セシメ 其<sup>ノ</sup>食料ヲ給スルノ優待ヲ為シ 若シ其<sup>ノ</sup>招<sup>ニ</sup>  
 應<sup>セ</sup>スシテ回天軍入隊ノ事ヲ出願スレハ 種々ノ故障ヲ設ケテ其<sup>ノ</sup>志望ヲ遂ケシメ  
 サルニ至レリ 回天軍ヨリハ右沙汰書<sup>ヲ</sup>寫<sup>シ</sup>以テ邑政堂ニ尋問セシニ 所務代 松井  
 某カ命令ノ意味ヲ誤リタルモノナリト答辨セリ 周布治部殿<sup>滞須</sup>ノ際 俗吏等  
 契約ノ条々一モ履行セサルヲ以テ左ノ覺書ヲ出<sup>ス</sup>

覺

- 松井九郎右衛門 松井九郎左衛門傳藏（益田家臣、下士、一四四）。『源佐助の碑石と碑文』23頁に紹介されている。肥前國の碑文に依ると「文化十一年二月十九日生れ。九郎左衛門と称し、自職を志した。幼少から才氣秀れ、若くして益田氏に仕え、善者、所務代を歴任。嘉永四十年、傍ら家職を設けて子弟を教養すること二五年、農士開倉庫にむかひて業なるもの百七十余人に及んだ。明治二年没。享年五十八才。碑は師匠を慕い、門人達によって、明治二十五年建てられたものである（碑は浄蓮寺境内にある）。
- 所務代リ178頁参照。
- 元治二年四月八日改元。慶応元年となる。

慶応元年（一八六五）四月







投

一 具足六拾六領

幕提灯

右御貸渡被仰付候哉事

其他教条今略之

丑 四月廿五日

回天軍

爾後愈邑政堂及軍事總督增野與次等二迫リテ前約履行ヲ促スト  
雖トモ俗吏等事ヲ曖昧ニ寄テ在昔日月ヲ經過スルヲ以テ到底事ノ成スベカラ  
ザルヲ計リ軍議一決シテ下田萬富所ヲ引拂ヒ山口ニ至ル

届書

御届申上候事

回天軍復興之義治部様御歎願ノ通り被仰出隊中一統  
感激奉命罷口候處今日ニ至リ諸事相運兼立隊八名而已ニテ往

一 具足六拾六領

幕提灯

右御貸渡被仰付候哉事

其他教条今略之

丑 四月廿五日

回天軍

爾後愈邑政堂及軍事總督增野與次等二迫リテ前約履行ヲ促スト  
雖トモ俗吏等事ヲ曖昧ニ寄テ在昔日月ヲ經過スルヲ以テ到底事ノ成スベカラ  
ザルヲ計リ軍議一決シテ下田萬富所ヲ引拂ヒ山口ニ至ル

届書

御届申上候事

回天軍復興之義治部様御歎願ノ通り被仰出隊中一統  
感激奉命罷口候處今日ニ至リ諸事相運兼立隊八名而已ニテ往

- 具足六拾六領ハ三拾六領カ。(全頁脚注「メエル六拾六挺」と同じ)
- (心) 群 11 63 頁脚注参照。
- 奉命ハ御字表第 6。

々之目途<sup>ゆくの</sup>无<sup>な</sup>御<sup>ご</sup>坐<sup>ざ</sup>候<sup>こう</sup>二<sup>に</sup>付<sup>つ</sup>、无<sup>な</sup>余<sup>あ</sup>義<sup>ぎ</sup>本<sup>ほん</sup>藩<sup>はん</sup>政<sup>せい</sup>布<sup>ふ</sup>、<sup>あま</sup>罷<sup>ひ</sup>出<sup>で</sup>公道<sup>こうど</sup>之<sup>の</sup>御<sup>ご</sup>  
 决<sup>けつ</sup>議<sup>ぎ</sup>相<sup>あ</sup>待<sup>たい</sup>居<sup>ゐ</sup>申<sup>ま</sup>候<sup>こう</sup>、此<sup>こ</sup>段<sup>だん</sup>御<sup>ご</sup>届<sup>とど</sup>申<sup>ま</sup>上<sup>う</sup>候<sup>こう</sup>以上<sup>いじょう</sup>  
 四月廿七日 回天軍  
 四月廿七日夜、篠目村久野某方二泊、翌廿八日山口二着シ、古熊永福寺ヲ  
 借受ケテ投宿、直二敷鳴河上等ト相会シ、周布殿ニ熟談シテ周布殿ヨリ須  
 佐邑政堂ニ向テ、食言ノ罪ヲ責メシメ、尚實行ノ學ヲサルニ於テハ、為ス處アルベシト  
 决断セリ、時二周布殿ハ其領地ニアリ  
 同晦日、全軍山口出發、敷嶋次郎同伴ニテ美根郡隈木村ニ至ル、然ルニ  
 周布殿、萩通リ山口行ノ不在ナル由ヲ以テ、同村ニ屯泊シ、翌早晨、発程ニ  
 日山口ニ帰ル  
 五月三日、隊員五名周部殿旅寓、堅小路木津屋ニ至リ、須佐邑政堂  
 ノ不正處分ヲ指摘シ、其罪ヲ鳴ラシテ詰責セラレシコトヲ請ヒシニ、周布殿ノ確

摘

慶応元年（一八六五）四月

々之目途<sup>ゆくの</sup>无<sup>な</sup>御<sup>ご</sup>坐<sup>ざ</sup>候<sup>こう</sup>二<sup>に</sup>付<sup>つ</sup>、无<sup>な</sup>余<sup>あ</sup>義<sup>ぎ</sup>本<sup>ほん</sup>藩<sup>はん</sup>政<sup>せい</sup>布<sup>ふ</sup>、<sup>あま</sup>罷<sup>ひ</sup>出<sup>で</sup>公道<sup>こうど</sup>之<sup>の</sup>御<sup>ご</sup>  
 决<sup>けつ</sup>議<sup>ぎ</sup>相<sup>あ</sup>待<sup>たい</sup>居<sup>ゐ</sup>申<sup>ま</sup>候<sup>こう</sup>、此<sup>こ</sup>段<sup>だん</sup>御<sup>ご</sup>届<sup>とど</sup>申<sup>ま</sup>上<sup>う</sup>候<sup>こう</sup>以上<sup>いじょう</sup>  
 四月廿七日 回天軍

四月廿七日夜、篠目村久野某方二泊、翌廿八日山口二着シ、古熊永福寺ヲ  
 借受ケテ投宿、直二敷鳴河上等ト相会シ、周布殿ニ熟談シテ周布殿ヨリ須  
 佐邑政堂ニ向テ、食言ノ罪ヲ責メシメ、尚實行ノ學ヲサルニ於テハ、為ス處アルベシト  
 决断セリ、時二周布殿ハ其領地ニアリ

同晦日、全軍山口出發、敷嶋次郎同伴ニテ美根郡隈木村ニ至ル、然ルニ  
 周布殿、萩通リ山口行ノ不在ナル由ヲ以テ、同村ニ屯泊シ、翌早晨、発程ニ  
 日山口ニ帰ル

五月三日、隊員五名周部殿旅寓、堅小路木津屋ニ至リ、須佐邑政堂  
 ノ不正處分ヲ指摘シ、其罪ヲ鳴ラシテ詰責セラレシコトヲ請ヒシニ、周布殿ノ確

- 在々川①あり。ときどき、また、時として②あり。↑↑二は「ゆくゆく」が。
- 公道①正しい道、人が守るべき公正な道。②公共の道路。③公平な。
- 篠目村① 真御荘参院。
- 古熊永福寺① 曹洞宗。元山口市古熊にあり、明治四年久保町に移した。天下一十一年（一五四二）大内繁隆は慶應義塾より、この開業寺から迎えて永福寺とす。古熊は現下R山口駅東側一帯。
- 食言① 言ふたふとに背くこと。前言を履行しないこと。
- 其領地① 真御荘隈木村。
- 美根郡隈木村① 現下市深川町隈木村。美祿から鹿門に向かう国道267号線沿いの村。下は美祿線隈木駅周辺。美祿郡ではなく大津郡。
- 早① 早朝。



答無キニヨリ先ツ正俗ノ別ヲ明ニセサレハ邑中ノ士氣ヲ振作シ故親施公ノ  
 御遺志ヲ繼ク能ハサルノ理ヲ喋々辨解シテ帰營セリ  
 同六日 隊員十名周布殿ヲ訪問セシニ其談曖昧ニシテ断見ナキヲ以テ激烈ニ  
 之ヲ詰ツルト雖トモ終ニ其結ヲ結ハスシテ歸營セリ  
 同日 津田公輔 栗山徹三 中村泰一等 周布殿 同伴 政事堂ニ出テ  
 波田野金吾氏ニ面会ス泰一ハ且テ北強團支部ニアリテ俗論黨ノ事  
 情ヲ詳カニスルヲ以テ巨細辨解シ速ニ正俗判然 邑政改革ノ處分ヲ請フ  
 波田野曰ク 回天軍一件ハ晨ニ周布治部殿へ御委任アリテ 同氏ノ意見  
 通り相調ヒシヨシ復命セリ 然ルモ其實行ノ今日ニ至ルモ猶學ヲサルニ於テハ 周布  
 殿ヨリ更ニ其處置ヲササガルベカラサル理ナレハ毛利筑前殿 益田石見殿  
 等ニモ熟議ノ上 今一應周布殿ノ御處置ヲ待テ 結果ノ如何ヲ届出  
 ベシ 然ラサレバ本藩ニ於テ直接ノ裁断ヲ為スベカラストノ答辨アリ 公輔等

答無キニヨリ 先ツ正俗ノ別ヲ明ニセサレハ 邑中ノ士氣ヲ振作シ 故親施公ノ  
 御遺志ヲ繼ク能ハサルノ理ヲ喋々辨解シテ帰營セリ

同六日 隊員十名周布殿ヲ訪問セシニ 其談曖昧ニシテ断見ナキヲ以テ 激烈ニ  
 之ヲ詰ツルト雖トモ 終ニ其結ヲ結ハスシテ帰營セリ

同日 津田公輔 栗山徹三 中村泰一等 周布殿 同伴 政事堂ニ出テ  
 波田野金吾氏ニ面会ス 泰一ハ且テ北強團支部ニアリテ 俗論黨ノ事  
 情ヲ詳カニスルヲ以テ巨細辨解シ 速ニ正俗判然 邑政改革ノ處分ヲ請フ  
 波田野曰ク 回天軍一件ハ晨ニ周布治部殿へ御委任アリテ 同氏ノ意見  
 通り相調ヒシヨシ復命セリ 然ルモ其實行ノ今日ニ至ルモ猶學ヲサルニ於テハ 周布  
 殿ヨリ更ニ其處置ヲササガルベカラサル理ナレハ毛利筑前殿 益田石見殿  
 等ニモ熟議ノ上 今一應周布殿ノ御處置ヲ待テ 結果ノ如何ヲ届出  
 ベシ 然ラサレバ本藩ニ於テ直接ノ裁断ヲ為スベカラストノ答辨アリ 公輔等

- 喋々 言葉の多いさま。
- 断見 ① 國策の理を亮し、人は一死死ねばそれを終わりとする考え。② 人の言を聞き是非を判断する意見。
- 詰ツル せまらう、問う、なじる、たがす、しらく、いましめる、つつしむ、とめる
- 栗山徹三 徹三が正しい。176頁参照。
- 巨細 事細。細かく詳しいこと。大きいことと細かいらしい。
- 益田石見 116頁脚注参照。

C

諾シテ退出シ周布殿同伴更ニ毛利筑前殿旅館ヲ訪フ毛利殿八面  
 會ヲ謝絶セリ  
 同七日須佐ヨリ大谷樸助跡式ノ沙汰書文意曖昧ノ由報知ノ為城喜  
 色無ク且ツ曰ク過日益田勸兵衛出山仙相院君御面談相成リタキ  
 件アルニ依リ至急御来須ヲ請フトノ事ナルヲ以テ明七日発程須佐行ニ  
 決セリ益田石見殿亦同伴ナレハ政布ノ内命モ有之同地着ノ上ハ兩名  
 相計リテ正義ノ恢復ノ實行ヲ擧ケシムベケレハ田天軍一同歸須然ルベシ  
 ト然ルニ此時敷嶋次郎等ノ周旋スル處アリテ生雲村屯營ノ南遠隊  
 モ須佐内訌ノ鎮撫ヲ計畫スルノ機ニ際シタレハ周布殿ノ意見ニ随ヒ歸  
 須スベシ萬一周布殿ニ於テ正俗ノ辨別判然タル裁断無之ニ於テハ直ニ其  
 事實ヲ本藩政府ニ上申シテ運動ノ目的ヲ達スベシト決セリ

慶応元年（一八六五）五月

諾シテ退出シ 周布殿同伴 更ニ毛利筑前殿ノ旅館ヲ訪フ 毛利殿八面  
 會ヲ謝絶セリ

同七日 須佐ヨリ大谷樸助跡式ノ沙汰書文意曖昧ノ由報知ノ為 **城喜**  
 色無ク且ツ曰ク過日益田勸兵衛出山仙相院君御面談相成リタキ  
 件アルニ依リ至急御来須ヲ請フトノ事ナルヲ以テ明七日発程須佐行ニ  
 決セリ益田石見殿亦同伴ナレハ政布ノ内命モ有之同地着ノ上ハ兩名  
 相計リテ正義ノ恢復ノ實行ヲ擧ケシムベケレハ田天軍一同歸須然ルベシ  
 ト然ルニ此時敷嶋次郎等ノ周旋スル處アリテ生雲村屯營ノ南遠隊  
 モ須佐内訌ノ鎮撫ヲ計畫スルノ機ニ際シタレハ周布殿ノ意見ニ随ヒ歸  
 須スベシ萬一周布殿ニ於テ正俗ノ辨別判然タル裁断無之ニ於テハ直ニ其  
 事實ヲ本藩政府ニ上申シテ運動ノ目的ヲ達スベシト決セリ

- 大谷樸助跡式ノ沙汰書文意曖昧 176頁、192頁、194頁参照。「父樸助罪科ヲ以テ家名断絶被仰候處」の理は樸助は罪人ではなく罪科はない、正義の上であり冤罪である。にも拘わらず跡式回復の理由が「公儀非常大敵之御沙汰迄モ有之等々」ニ付、不義轉倒後格 厚恩召之旨ヲ以テしては納得できない。罪状の不正を隠蔽しているではないかという意味である。
- 田田勘兵衛ノ出陣 田田家ノ要領頭
- 南園隊ニシテ直御士参照。佐々木勇也、同隊為之連帯が元治元年八月九日朝敵、萩南園隊を屯集所とした。当初八重忠次は南園隊と称したが八月廿八日終戦を以て佐々木勇也とし、南園隊と改称。十日後職業移転、慶応元年正月廿八日改組二十人あり、同年五月二百人の定員と一隊組織す。慶応三年二月三日番隊と合して振武隊と称す。
- 内訌ニつちの争い。内紛。訌はうちわもめ。



大谷樸助跡(御沙汰書)

右父樸助罪科<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>家名断絶<sup>ノ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>候處<sup>ニ</sup>今般  
御家督御首尾能<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>出候段  
公儀非常大赦之御沙汰筋毛有之旁々二付不被<sup>レ</sup>掲前例  
後格厚  
思召之旨<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>樸助先<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>拾五石被<sup>レ</sup>下置<sup>キ</sup>改<sup>メ</sup>而<sup>シテ</sup>御手廻<sup>シ</sup>御  
取立<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>候事  
丑ノ五月

先大谷樸助  
親族中

右今般

大谷樸助跡(御沙汰書)

右父樸助罪科<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>家名断絶<sup>ノ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>候處<sup>ニ</sup>今般  
御家督御首尾能<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>出候段  
公儀非常大赦之御沙汰筋毛有之旁々二付不被<sup>レ</sup>掲前例  
後格厚  
思召之旨<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>樸助先<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>拾五石被<sup>レ</sup>下置<sup>キ</sup>改<sup>メ</sup>而<sup>シテ</sup>御手廻<sup>シ</sup>御  
取立<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>付</sup>候事  
丑ノ五月

先大谷樸助  
親族中

右今般

- 公儀(本藩のこと)
- 先知(先代)の知行

御家督御首尾能仰付且從  
 公義非常大赦之御沙汰筋有之旁々二付不被拘前例  
 御格厚  
 思召之旨ヲ以テ樸助實子午太郎義樸助先知拾五石被下  
 置改而御手廻御取立被仰付候午太郎未夕幼年之事二候  
 得者往々御用ニ相立候様申合無緩令教導候様被仰付  
 候事  
 丑ノ五月  
 右書面ニ付テ御手廻ヨリモ邑政堂ニ迫リ周布殿ニ報知セシニ因リ周布  
 殿ヨリハ翁輔出山ノ日之ヲ語問シ尚須佐行ノ上其事情ヲ糺サルノ二前  
 罪状ノ不正ヲ隱蔽セシト欲シテ三郎左衛門ノ專斷ニ出シ所置ニシテ仙  
 相院君ノ關係無之由ナリ

慶応元年（一八六五）五月

御家督御首尾能仰付且從  
 公義非常大赦之御沙汰筋有之旁々二付不被拘前例  
 御格厚  
 思召之旨ヲ以テ樸助實子午太郎義樸助先知拾五石被下  
 置改而御手廻御取立被仰付候午太郎未夕幼年之事二候  
 得者往々御用ニ相立候様申合無緩令教導候様被仰付  
 候事  
 丑ノ五月

右書面ニ付テハ御手廻ヨリモ邑政堂ニ迫リ周布殿ニ報知セシニ因リ周布  
 殿ヨリハ翁輔出山ノ日之ヲ語問シ尚須佐行ノ上其事情ヲ糺サルノ二前  
 罪状ノ不正ヲ隱蔽セシト欲シテ三郎左衛門ノ專斷ニ出シ所置ニシテ仙  
 相院君ノ關係無之由ナリ



發

同日早朝 栗山徹三 中村藤馬 先發歸須 大橋三樹三 中村泰一等  
大道村三好 久平方三至リ 須佐ノ近状ヲ報道シテ 聲援ノ運動ヲ為シム  
同日 津田公輔外二名 生雲村二歸リ 隊員一同古熊水福寺出發  
生雲村二着シ 津田公輔等 南園隊本陣二至リ 派出周旋ノ事ヲ  
依頼ス 惣督 佐々木男也 其依頼ニ應シテ 派出員ヲ撰定セシニ 依リ  
梅津熊之進 内山正一郎 ヲ隨行セシムル為メ 旅館ニ滞在セシム  
同日 全軍一同 古熊水福寺出發 生雲村二着泊ス  
同日 南園隊員二隨行ノ為メ 梅津熊之進 内山正一郎等ヲ生  
雲村ニ滞在セシメ 惣員 下田方村陣營ニ帰着 同夜 津田公輔 中  
村泰一 外二名 出頭セリ  
同日 早晨 周布殿旅寓(大谷丈平宅)ニ至レハ 周布殿不快ニテ  
臥蓐ノ由ナレハ 公輔一名病室ニ入り 同氏ノ山口出發前ニ約セラレタル事ヲ

同日 早朝 栗山徹三 中村藤馬 先發歸須 大橋三樹三 中村泰一等  
大道村三好 久平方三至リ 須佐ノ近状ヲ報道シテ 聲援ノ運動ヲ為シム

同日 津田公輔外二名 生雲村二歸リ 隊員一同古熊水福寺出發  
生雲村二着シ 津田公輔等 南園隊本陣二至リ 派出周旋ノ事ヲ  
依頼ス 惣督 佐々木男也 其依頼ニ應シテ 派出員ヲ撰定セシニ 依リ  
梅津熊之進 内山正一郎 ヲ隨行セシムル為メ 旅館ニ滞在セシム

同日 全軍一同 古熊水福寺出發 生雲村二着泊ス

同日 南園隊員二隨行ノ為メ 梅津熊之進 内山正一郎等ヲ生  
雲村ニ滞在セシメ 惣員 下田方村陣營ニ帰着 同夜 津田公輔 中

村 泰一 外二名 出頭セリ

同日 早晨 周布殿旅寓(大谷丈平宅)ニ至レハ 周布殿不快ニテ  
臥蓐ノ由ナレハ 公輔一名病室ニ入り 同氏ノ山口出發前ニ約セラレタル事ヲ

- 古熊水福寺！ 〇 眞圓社參照。
- 佐々木男也(ささきおんなり) 薩士。性學を好み武事に長し才幹あり、又二至藩の右筆役となり、ついで京に感化し歩軍院に出生す。既にして  
歸國して政務監置習より南園隊總督となり、四國征伐に功あり。明治維新の際、國政方に勤め、ついで制軍府政務に任ず。同十一年百十歳に卒し八十ある。
- 五位。明治二十六年十一月二十五日没。五十八才。
- 臥蓐(じよ) 病ししとねの中に伏すこと。病氣で床にふすこと。

食言セラレシ 南園隊派出員ノ来着モ近キ口アルベケレハ 此時機ヲ娛ラス 萬同  
 隊員ト相謀リテ 公平ノ處断アラシキ事ヲ企望スル旨ヲ述ヘ 且回天全軍須  
 佐出張ノ事ヲ謀リ 辞シテ本營ニ歸リ 軍ヲ擧テ須佐淨蓮寺ニ出張ス 御手  
 廻四組等 各集開所ヲ設テ謀議周旋スル處アリ  
 茲ニ兩後見ハ 益田右衛門須佐来着ノ後 (注) 一方ニハ仙相院君ノ不興ヲ蒙リ  
 周布殿ハ一時出 一方ニハ俗吏等ノ認辨ニ欺カレテ正義派ノ所説ヲ容レサルノ  
 傾向アルヲ以テ 回天軍ハ切齒憤懣頗ル奔走ニ勞シタリ  
 同十三日 〇〇〇ノ来須ヲ要スル件有之 中村泰一 内田正一郎等早  
 發急行 夜四ツ時山口着 敷島次郎ニ面会スルヲ得テ熱圖スル處アリ  
 事竟リテ發程 生雲村ニテ一泊 十五日淨蓮寺營所ニ歸ル 同日南  
 園隊參謀 甲村芳ノ介 書記 内山勘五郎 外三名来須 松原丁  
 大賀久吉方ニ投宿ス

慶応元年（一八六五）五月

食言セラレシ 南園隊派出員ノ来着モ近キ口アルベケレハ 此時機ヲ娛ラス 萬同  
 隊員ト相謀リテ 公平ノ處断アラシキ事ヲ企望スル旨ヲ述ヘ 且回天全軍須  
 佐出張ノ事ヲ謀リ 辞シテ本營ニ歸リ 軍ヲ擧テ須佐淨蓮寺ニ出張ス 御手  
 廻四組等 各集開所ヲ設テ謀議周旋スル處アリ  
 茲ニ兩後見ハ 益田右衛門須佐来着ノ後 (注) 一方ニハ仙相院君ノ不興ヲ蒙リ  
 周布殿ハ一時出 一方ニハ俗吏等ノ認辨ニ欺カレテ正義派ノ所説ヲ容レサルノ  
 傾向アルヲ以テ 回天軍ハ切齒憤懣頗ル奔走ニ勞シタリ  
 同十三日 〇〇〇ノ来須ヲ要スル件有之 中村泰一 内田正一郎等早  
 發急行 夜四ツ時山口着 敷島次郎ニ面会スルヲ得テ熱圖スル處アリ  
 事竟リテ發程 生雲村ニテ一泊 十五日淨蓮寺營所ニ歸ル 同日南  
 園隊參謀 甲村芳ノ介 書記 内山勘五郎 外三名来須 松原丁  
 大賀久吉方ニ投宿ス

●食言118の回天参照

●淨蓮寺114の回天参照

●須佐来着ノ後ニ「軍議」の文章はこの後が次の様に別記されている。『憲法改革ノ組織ニ欺カシ其要辨ヲ信シテ』正義派ノ所説ヲ容レサルノ事ニ終ル



同十六日 敷嶋次郎至急密議スベキ件有之津田公輔中村泰一等  
 黄昏発程 昼夜兼行 翌十七日四ツ時着山敷嶋中市松屋ニ訪フ  
 同氏湯田行不在ニ依リ 其歸寓ヲ(注)促シテ謀議數刻 夜ニ入り旅行ニ  
 歸ル  
 同十七日 周布殿須佐出發 山口ニ歸ラル 大橋三樹三 山内茂雄等 随行  
 セリ  
 同十八日 南園隊派出員八仙相院殿拝謁ノ為 笠松邸ニ出シカ  
 帰途北強團ニ至リ 更ニ益田丹下宅ニ至リテ盛宴ヲ張り 深更  
 歡ヲ尽シテ去レリ 是即チ南園隊ノ信用ヲ墮セシ所以ナリ  
 同日正午九ツ時 隊員一名 津田公輔等ノ旅寓ニ至リテ須佐地ノ状況ヲ報道セリ

同十六日 敷嶋次郎至急密議スベキ件有之津田公輔中村泰一等  
 黄昏発程 昼夜兼行 翌十七日四ツ時着山敷嶋中市松屋ニ訪フ  
 同氏湯田行不在ニ依リ 其歸寓ヲ(注)促シテ謀議數刻 夜ニ入り旅行ニ  
 歸ル

同十七日 周布殿須佐出發 山口ニ歸ラル 大橋三樹三 山内茂雄等 随行  
 セリ

同十八日 南園隊派出員八仙相院殿拝謁ノ為 笠松邸ニ出シカ  
 帰途北強團ニ至リ 更ニ益田丹下宅ニ至リテ盛宴ヲ張り 深更  
 歡ヲ尽シテ去レリ 是即チ南園隊ノ信用ヲ墮セシ所以ナリ  
 同日正午九ツ時 隊員一名 津田公輔等ノ旅寓ニ至リテ須佐地ノ状況ヲ報道セリ

- (前十三時)「四ツ時」では「八ツ時」(午後二時、夕方須佐を出发して四ツ(午前十時)着は約十六時間、八ツ時(午後二時)なる二十時間。
- 中市＝現山口市市町。山口市内の県道204号線を津和野方向に進むと山口中央部屋敷なるつ目の體身右側が中市町。
- (注)の箇所が次頁の(注)までの文章が従来本には記載している。
- 深(ん)更＝更山よなか、よふけ。

茲益田三部左衛門當役栗山翁輔等八病ヲ唱ヘテ其職ヲ辞シ  
 増野又十郎松本良左衛門等其後任ト為リ増野興次ハ加判タリ  
 同十九日津田公輔中村泰一等山口出發同夜下田萬村營所ニ歸  
 着ス  
 同廿日益田石見殿公命ニ依リ松坂開門視察ノ為メ下田萬村ニ着  
 泊アリ翌廿一日回天軍ゲベール射的擊劍等所望ニ依リ一覽ニ供ス  
 周布治部殿ハ須佐處分ノ半途ナルヲ以テ月番役延期出願ノ為歸山ノ由  
 ナルカ山口着直ニ政府ニ復命シ政府員ニ協議ノ未益田石見殿ニモ一應出  
 山アリテ熱議(注)スル處アリテ後着手然ルベシト一決シ周布殿ヨリ山口伐地ニ  
 命シテ益田石見殿ニ須佐引取りノ飛報ヲ為サシム石見殿ハ其報ニ接シテ  
 生雲通り山口ニ歸レリ兩後見ハ山口ニ於テ屢々相會シテ且政府ト議スル處  
 アリシカ周布殿其采地ニ急用アリテ歸在アリテ事竟リ又出山セリ

慶応元年（一八六五）五月

茲益田三部左衛門當役栗山翁輔等八病ヲ唱ヘテ其職ヲ辞シ  
 増野又十郎松本良左衛門等其後任ト為リ増野興次ハ加判タリ

同十九日津田公輔中村泰一等山口出發同夜下田萬村營所ニ歸  
 着ス

同廿日益田石見殿公命ニ依リ松坂開門視察ノ為メ下田萬村ニ着  
 泊アリ翌廿一日回天軍ゲベール射的擊劍等所望ニ依リ一覽ニ供ス  
 周布治部殿ハ須佐處分ノ半途ナルヲ以テ月番役延期出願ノ為歸山ノ由  
 ナルカ山口着直ニ政府ニ復命シ政府員ニ協議ノ未益田石見殿ニモ一應出  
 山アリテ熱議(注)スル處アリテ後着手然ルベシト一決シ周布殿ヨリ山口伐地ニ  
 命シテ益田石見殿ニ須佐引取りノ飛報ヲ為サシム石見殿ハ其報ニ接シテ  
 生雲通り山口ニ歸レリ兩後見ハ山口ニ於テ屢々相會シテ且政府ト議スル處  
 アリシカ周布殿其采地ニ急用アリテ歸在アリテ事竟リ又出山セリ

- 茲益田 本文書原本口口の部分を「職役」と記述して、職役は益等。益政の最高執政者。
- 當役 益田王の在国参勤を問わず常にそれに従って勤仕する職。職役に次ぐ益政の最高執政者の一人。
- 加判 益田政に参りし、藩主参勤の公文書に加判する職務。
- 月番役 益田の職制は藩方（武役）と彼方（一般職）の二種類あり、「番」とは交代して行われる勤務。「月番」は一月毎に交代して勤むる職。
- 松坂開門 1.5.1 四境の開門 参照。
- ゲベール射的 1.8.2 頁脚注参照。
- (注) 1.前頁の(注)を参照。松本はここまじか分存している。
- 其采地 采地 美祿郡津本村。美祿郡は大津郡の誤。1.8.6頁、2.4.0頁脚注参照。



周布殿須佐出發後益田石見殿亦出山アリシヲ以テ御手廻四組共一旦集會  
 所ヲ閉テ各分散シテ兩後見ノ來須ヲ期シ更ニ開場スルノ約ヲ為セリ初メ周布  
 殿ノ須佐出發ニ臨ミ廿二日ヲ期シテ必ス來村スベキノ旨ヲ約セラレシヲ以テ回天軍ハ  
 勿論御手廻四組等ノ有志者ノ屈指鶴望シタリシニ其月尾ニ至ルモ來  
 須ナキニヨリ回天軍ヨリ隊員二名出山シ御手廻ノ内ヨリモ出山シテ兩後見ニ迎レハ  
 兩後見ハ延延今日ニ至ル止ムヘカラサル事情ヲ陳ルト雖トモ其言曖昧信スベカラ  
 サルヲ以テ大ニ兩後見ノ果斷ニ乏シキヲ責ムレハ周布殿ノ性急ナル忽チ滿  
 面朱ヲ濺クカ如ク非常ニ激怒シ一場將ニ破裂ノ勢トナレリ然ルニ敷嶋河上  
 ノ二氏周旋シテ之ヲ調シ結極正義派ノ内ヨリ指名撰拔シテ山口ニ召喚シ  
 處斷ノ見込ヲ立ツルノ後須佐行ノ事ニ決セリ  
 閏五月三日大橋三樹ヲシテ歸須セシメ回天軍三名御手廻市山淳藏外  
 一名至急出山スベキノ旨ヲ達セラル

周布殿 須佐出發後 益田石見殿亦出山アリシヲ以テ 御手廻 四組共一旦集會  
 所ヲ閉テ 各分散シテ兩後見ノ來須ヲ期シ更ニ開場スルノ約ヲ為セリ 初メ周布  
 殿ノ須佐出發ニ臨ミ廿二日ヲ期シテ必ス來村スベキノ旨ヲ約セラレシヲ以テ 回天軍ハ  
 勿論 御手廻 四組等ノ有志者ノ屈指鶴望シタリシニ 其月尾ニ至ルモ來  
 須ナキニヨリ 回天軍ヨリ隊員二名出山シ御手廻ノ内ヨリモ出山シテ 兩後見ニ迎レハ  
 兩後見ハ延延今日ニ至ル止ムヘカラサル事情ヲ陳ルト雖トモ 其言曖昧信スベカラ  
 サルヲ以テ 大ニ兩後見ノ果斷ニ乏シキヲ責ムレハ 周布殿ノ性急ナル 忽チ滿  
 面朱ヲ濺クカ如ク非常ニ激怒シ 一場將ニ破裂ノ勢トナレリ 然ルニ敷嶋河上  
 ノ二氏周旋シテ之ヲ調シ 結極正義派ノ内ヨリ指名撰拔シテ山口ニ召喚シ  
 處斷ノ見込ヲ立ツルノ後 須佐行ノ事ニ決セリ

閏五月三日 大橋三樹ヲシテ歸須セシメ 回天軍三名 御手廻 市山淳藏外  
 一名 至急出山スベキノ旨ヲ達セラル

● 鶴望 謂ニ鶴言。首をのぼして待た強むこと。  
 ● 延 延ニ「延」の異体字。ながひくこと。ひのひにわたること。くすくすすること。

初小國融藏大谷樸助等ト内外相應セントスルノ約アリテ或時ハ俗吏  
 斑列シ或時ハ脱シテ山口ニ潛伏シ窃ニ運動スル所アレトモ事竟ニ成ラサルヲ  
 以テ暫ク南領老貫野隱遁スルニ決意シテ其準備ヲ為シタリシカ不幸  
 病ニ罹リテ今日遂ニ起タス可惜  
 同四日大橋三樹三須佐ニ着シ而後見ノ命ヲ傳フ  
 同五日回天軍中村藤馬下田萬村出發御手廻市山淳藏栗栖  
 鬼助須佐出發孰レトモ山口ニ至ル当地山下少輔松原仁藏等山口ニ  
 滞在セシヲ以テ市山淳藏等ト共ニ召集ノ員ニ加ハル  
 同六日大橋三樹三中村泰一發營山口ニ至ル  
 同七日回天軍大橋三樹三中村泰一中村藤馬御手廻市山淳藏栗  
 栖鬼助山下少輔松原仁藏等一同周布殿ノ旅館ニ至リ命ニ應シテ出  
 山ノ由ヲ陳ス周布殿ハ須佐紛擾鎮定ノ時件ハ不肖治部等ノ責任ニ

慶応元年（一八六五） 閏五月

初メ小國融藏大谷樸助等ト内外相應セントスルノ約アリテ 或時ハ俗吏ノ  
 斑ニ列シ 或時ハ脱シテ山口ニ潛伏シ窃ニ運動スル所アレトモ 事竟ニ成ラサルヲ  
 以テ 暫ク南領老貫野ニ隱遁スルニ決意シテ其準備ヲ為シタリシカ不幸  
 病ニ罹リテ今日遂ニ起タス 可惜

同四日 大橋三樹三 須佐ニ着シ 而後見ノ命ヲ傳フ

同五日 回天軍 中村藤馬 下田萬村 出發 御手廻 市山淳藏 栗栖  
 鬼助 須佐 出發 孰レトモ山口ニ至ル 当地 山下少輔 松原仁藏等 山口ニ  
 滞在セシヲ以テ 市山淳藏等ト共ニ召集ノ員ニ加ハル

同六日 大橋三樹三 中村泰一 發營 山口ニ至ル

同七日 回天軍 大橋三樹三 中村泰一 中村藤馬 御手廻 市山淳藏 栗  
 栖 鬼助 山下少輔 松原仁藏等 一同周布殿ノ旅館ニ至リ 命ニ應シテ出  
 山ノ由ヲ陳ス 周布殿ハ須佐紛擾鎮定ノ時件ハ不肖治部等ノ責任ニ

●不肖ノ○自分ノ責任。◎報に似ないで悪かたこと。



堪ニ能ハサル所ナレハ 既ニ辞退書ヲ認メ政事堂役員ノ内ニモ内見ニ  
 入レ 萬益田石見ハ 譲リタルニ依リ 同氏ニ就キ詳細聴取ヘシト 断然関與  
 セサルノ決心ナレハ 其召集ニ應シタル者ハ彼又例ノ一併ヲ出セリト互ニ微笑シテ  
 去リ 轉シテ益田石見殿ノ旅館新館ニ至リテ面会セリ 益田殿曰ク 当  
 度諸子ノ出山ヲ煩ハセシハ 予等須佐ニ在リテハ他ノ嫌疑ヲ懼ル處尠カラス  
 シテ 自然處断上ニ躊躇スル場合ナキニアラス 仍テ当地ニ於テ事實取  
 糺ノ上須佐ニ至ルヘキニ決セリ 付テハ 従来邑政堂ヨリ 面天軍ニ對スル不當ノ  
 處置及北強團ノ創立後 運動ノ巨細ヲ洩サス 尚處罰ノ異見ヲモ  
 筆記シテ 周布殿ノ旅館迄差出サレハ 参考ノ材料タルヘシト 然ルニ兩後見  
 ノ仙相院君ノ威權ヲ懼リ 憂未不斷 益俗論黨ノ氣焰ヲ熾ニセシムルノ  
 姿アルハ曾テ 面天軍ノ憤滿スル處ナレハ 三樹三等曰ク 正邪両岐ノ基  
 因來歴併テ彼等カ奸曲ノ要領ハ屢々上陳セシカ如クニシテ 君等ニ於テ

堪ニ能ハサル所ナレハ 既ニ辞退書ヲ認メ政事堂役員ノ内ニモ内見ニ  
 入レ 萬益田石見ハ 譲リタルニ依リ 同氏ニ就キ詳細聴取ヘシト 断然関與  
 セサルノ決心ナレハ 其召集ニ應シタル者ハ彼又例ノ一併ヲ出セリト互ニ微笑シテ  
 去リ 轉シテ益田石見殿ノ旅館新館ニ至リテ面会セリ 益田殿曰ク 当  
 度諸子ノ出山ヲ煩ハセシハ 予等須佐ニ在リテハ他ノ嫌疑ヲ懼ル處尠カラス  
 シテ 自然處断上ニ躊躇スル場合ナキニアラス 仍テ当地ニ於テ事實取  
 糺ノ上須佐ニ至ルヘキニ決セリ 付テハ 従来邑政堂ヨリ 面天軍ニ對スル不當ノ  
 處置及北強團ノ創立後 運動ノ巨細ヲ洩サス 尚處罰ノ異見ヲモ  
 筆記シテ 周布殿ノ旅館迄差出サレハ 参考ノ材料タルヘシト 然ルニ兩後見  
 ノ仙相院君ノ威權ヲ懼リ 憂未不斷 益俗論黨ノ氣焰ヲ熾ニセシムルノ  
 姿アルハ曾テ 面天軍ノ憤滿スル處ナレハ 三樹三等曰ク 正邪両岐ノ基  
 因來歴併テ彼等カ奸曲ノ要領ハ屢々上陳セシカ如クニシテ 君等ニ於テ

漸次御捜査事ナレハ今更陳辨ル必要ナキハ勿論ナリ然ト雖尊  
 命ニ違背スルハ不敬ニ涉ルノ嫌アルヲ以テ明日旅寓ニ於テ相調差出スベシ但現  
 今邑政堂吏員当地ニ滞在シテ時々本政府ニ出頭シ又ハ口後見ノ御旅  
 館ヘモ参叩スル由ナレハ当度ノ上陳書ハ姑ラク管底ニ藏メテ忘東等力  
 披閱ヲ許サルノ事勿レ何トナレハ其筆記ノ事實ニ於テ毫釐ノ誤無  
 キモ其首悪ヲ指名シ其罪科ヲ定ムルハ元來両後見ノ御権利ニシテ敢テ  
 二樹三等ノ參與スベキ事ニアラザレバ既ニ辨明セシ如クナルヲ御参考ノ材料  
 ニモト強テ御請求アルニ依リ其命ニ應シタルナリ且今日ヨリ其罪咎ノ段  
 陸ヲ豫知セシムル時ハ御處断ノ発表ニ先チテ不服ノ口實ヲ研究シ虚  
 構架設如何様ノ手煩ヲ惹起サンモ難計ニ依リ正邪雙方ヨリ上陳書ヲ  
 御領受ニナリタル上之ヲ参照討究アリテ一刀両断ノ御裁決アラン事ヲ  
 企望スルノ旨ヲ述ハタルニ周布殿肯諾シテ必ス他人ニ披閱セシメサル事ヲ

慶応元年（一八六五） 閏五月

漸次御捜査ノ事ナレハ今更陳辨スルノ必要ナキハ勿論ナリ然リト雖トモ尊  
 命ニ違背スルハ不敬ニ涉ルノ嫌アルヲ以テ明日旅寓ニ於テ相調差出スベシ但現  
 今邑政堂吏員当地ニ滞在シテ時々本政府ニ出頭シ又ハ口後見ノ御旅  
 館ヘモ参叩スル由ナレハ当度ノ上陳書ハ姑ラク管底ニ藏メテ忘東等力  
 披閱ヲ許サルノ事勿レ何トナレハ其筆記ノ事實ニ於テ毫釐ノ誤無  
 キモ其首悪ヲ指名シ其罪科ヲ定ムルハ元來両後見ノ御権利ニシテ敢テ  
 二樹三等ノ參與スベキ事ニアラザレバ既ニ辨明セシ如クナルヲ御参考ノ材料  
 ニモト強テ御請求アルニ依リ其命ニ應シタルナリ且今日ヨリ其罪咎ノ段  
 陸ヲ豫知セシムル時ハ御處断ノ発表ニ先チテ不服ノ口實ヲ研究シ虚  
 構架設如何様ノ手煩ヲ惹起サンモ難計ニ依リ正邪雙方ヨリ上陳書ヲ  
 御領受ニナリタル上之ヲ参照討究アリテ一刀両断ノ御裁決アラン事ヲ  
 企望スルノ旨ヲ述ハタルニ周布殿肯諾シテ必ス他人ニ披閱セシメサル事ヲ

- 参五川後輩が先禮じ、下の者が上の者に会うこと。また人の家への訪問の敬称。
- 置川館の底
- 毫釐 ほんの僅か。
- 手煩りとした。面倒。手はらひ、処理。





共慮説申爲一向不申驚然御最期、節里役、者一人不  
罷出臣子情実不相立候事  
一先君御逝去後無問正義之士小國融藏大谷樸助ヲ幽囚セ  
シ事  
一諸隊追討ノ俗論相起リ候節諸隊ヨリ三太夫内輪へノ報書福  
原ヨリ被差送候處仙相院殿へモ不申上尚一家中エモ移シ  
不申邑政堂ニ隠シ置候事  
一諸隊追討ノ節萩表工卿夫差出候事  
一北強團之内騎馬等ニ而在タラ駆廻リ兵ヲ募リ武器ヲ用意シ  
回天軍之屯所ヲ取巻候義ハ全回天軍討伐ノ計略ナリシ事  
一回天軍之内組士拾式人ノ義種々歎願仕候内遂ニ切迫ニ相成  
更ニ一周ノ願書差出候節異議ナク乍受込直様大谷樸助河

慶応元年（一八六五） 閏五月

共慮説申爲一向不申驚然御最期、節里役、者一人不  
罷出臣子情実不相立候事  
一先君御逝去後無問正義之士小國融藏大谷樸助ヲ幽囚セ  
シ事  
一諸隊追討ノ俗論相起リ候節諸隊ヨリ三太夫内輪へノ報書福  
原ヨリ被差送候處仙相院殿へモ不申上尚一家中エモ移シ  
不申邑政堂ニ隠シ置候事  
一諸隊追討ノ節萩表工卿夫差出候事  
一北強團之内騎馬等ニ而在タラ駆廻リ兵ヲ募リ武器ヲ用意シ  
回天軍之屯所ヲ取巻候義ハ全回天軍討伐ノ計略ナリシ事  
一回天軍之内組士拾式人ノ義種々歎願仕候内遂ニ切迫ニ相成  
更ニ一周ノ願書差出候節異議ナク乍受込直様大谷樸助河

● 移シ（うつし）伝ふる。

● 卿夫差出候：諸隊追討のため、須佐から萩へ人数を差し出したこと。「卿」は他人の敬称。



上範三津田公輔ヲ幽囚シ、剩へ総人教ヲ親族預ケ相成候事  
 一 樸助範三、公輔三人之者北強團ニ而五ヶ条之罪科有之候様申立  
 大組中御手廻之内四組中ヨリ身柄願下申出候處早速被差  
 免候事  
 一 前條願下ケ之義小國融藏ハ脇方ヨリ聞知シ、邑政堂ニ於而役人  
 中へ對シ及議論候處役人中ハ屈服仕候得共北強團ハ沸騰ヲ鎮  
 ムル事者不能為トノ義ニ付融藏ハ北強團ニ至リ邑政堂ノ命ヲ傳へ  
 及議論候得共終折合不申候事  
 一 樸助範三、幽囚中親族ヲ以テ趣意書差出候處無異議乍受  
 込何之詮議モ無之割復ノ御沙汰有之候ニ付親類其外氣付  
 之者ヨリ兩三日延ノ事相願候得共一日之延引モ無之殿科二被  
 處候事

上範三(指田登臣 側室)津田公(指田登臣 侍)輔ヲ幽囚シ、剩へ総人教ヲ親族預ケ相成候事  
 一 樸助範三、公輔三人之者北強團ニ而五ヶ条之罪科有之候様申立  
 大組中御手廻之内四組中ヨリ身柄願下申出候處早速被差  
 免候事  
 一 前條願下ケ之義小國融藏ハ脇方ヨリ聞知シ、邑政堂ニ於而役人  
 中へ對シ及議論候處役人中ハ屈服仕候得共北強團ハ沸騰ヲ鎮  
 ムル事者不能為トノ義ニ付融藏ハ北強團ニ至リ邑政堂ノ命ヲ傳へ  
 及議論候得共終折合不申候事  
 一 樸助範三、幽囚中親族ヲ以テ趣意書差出候處無異議乍受  
 込何之詮議モ無之割復ノ御沙汰有之候ニ付親類其外氣付  
 之者ヨリ兩三日延ノ事相願候得共一日之延引モ無之殿科二被  
 處候事

●五ヶ条之罪科トシテ○頁参照

●大組中御手廻之内四組中ヨリ身柄願下申出候處トシテ○頁「御沙汰書」参照、「津田藩名翁の伝記」83頁以下に取らる津田公輔の記録「三決死」によれば「余おもくらく反對黨の要人、回天軍三首魁は我等の団体（大組中御手廻り中四組中）に任せられ、各々「丁半」專断斬屋上の肉たぐひなれたしとの意味なりしも」と記されている。この措置に反対する小國融藏は邑政堂と掛け合い何とか記き伏せたが、邑政堂は北強團を抑えることは出来ないと回答したため、小國自身が北強團に向いて差し止めようとしたのである。

一 樸助割復被仰出候前二 益田三郎左衛門ヨリ大谷家親類  
 二 内々ト事ニテ 樸助義甚恐入リ改心自殺ノ取扱致候ハハ 跡  
 式ノ處取扱可致ト 移有之候事  
 一 樸助範三割復ノ場所ニ 北強團中檢証下シテ罷出候事  
 一 北強團ノ内ヨリ兩人干城隊へ罷出 回天軍ハ叛逆ノ意有之ト  
 一 讒言致候事  
 一 公輔入牢之御沙汰相成居候處 平林ニシテ干城隊工御任セ二相  
 成候事  
 一 育英館尚回天軍へ地方農兵其他ノ者入込ノ義ニ付 沙汰違ノ  
 趣有之 治部録ヨリ御尋問之節 付屬之者ノ過誤ト偽リ候事  
 一 回天軍ヨリ器械御渡之義申出候處 尤ノ義ニ候得共 北強團ヨリ  
 折合不申トノ義ニテ願之通 不被差免候事

慶応元年（一八六五） 閏五月

- 一 樸助割復被仰出候前二 益田三郎左衛門ヨリ大谷家親類
- 二 内々ト事ニテ 樸助義甚恐入リ改心自殺ノ取扱致候ハハ 跡
- 式ノ處取扱可致ト 移有之候事
- 一 樸助範三割復ノ場所ニ 北強團中檢証下シテ罷出候事
- 一 北強團ノ内ヨリ兩人干城隊へ罷出 回天軍ハ叛逆ノ意有之ト
- 一 讒言致候事
- 一 公輔入牢之御沙汰相成居候處 平林ニシテ干城隊工御任セ二相成候事
- 一 育英館尚回天軍へ地方農兵其他ノ者入込ノ義ニ付 沙汰違ノ趣有之 治部録ヨリ御尋問之節 付屬之者ノ過誤ト偽リ候事
- 一 回天軍ヨリ器械御渡之義申出候處 尤ノ義ニ候得共 北強團ヨリ折合不申トノ義ニテ願之通 不被差免候事

● 樸助義甚恐入リ改心自殺ノ取扱致候ハハ 134~139頁参照。

● 移（うつ） 伝へる。

● 讒（ざん） 言ハ悪口を言う、いひつゝのち口をすらすこと。また、その直義。

● 平林ニシテ「平」はまつすく、正しい、無争ノ事 誤り、なみ、とだん。侍ノ姿でなく華を意味する。?? 要再調査

● 付屬之者ノ過誤ト偽リ候 179~180頁参照。

● 器械ニ誤認。



一 樸助跡一式二付沙汰邊事  
 一 前断御沙汰書之義 仙相院殿 御後見等エモ 不入御覽  
 恣ニ取行ヒ候事  
 以上  
 同夜三樹三等の旅萬ヲ訪問シテ真田四郎ナル名刺ヲ出スモノアリ 同氏三田原  
 須佐俗論黨ノ山口定泊タル堅小路山川其ノ紹  
 介ニ因リテ交際親密トナリシヨリ 俗論黨ノ賄ヲ受ケ左祖シテ 為ニ奔  
 走スルモノナル由ハ曾テ聞ク處ナリ 然レハ其來ルヤ回天軍ノ言論ヲ叩キ 其ノ運動ノ  
 針路ヲ偵知シテ對抗ノ策ヲ畫セントスルノ精神ナルハ火ヲ睹ルヨリモ明ナレバ 應接中  
 最ニ注意シテ隙カ機辨ニ欺カレサルヲ以テ 園ハ内情ヲ伺ウノ手段ニ盡キ快々ト  
 シテ暇ヲ告ク  
 同日大橋三樹三村泰一中村藤馬等晨起 益田石見殿ノ旅館ニ至リ

一 樸助跡一式二付沙汰邊ノ事  
 一 前断御沙汰書之義 仙相院殿 御後見等エモ 不入御覽  
 恣ニ取行ヒ候事  
 以上

同夜 三樹三等の旅萬ヲ訪問シテ真田四郎ナル名刺ヲ出スモノアリ 同氏三田原  
 須佐俗論黨ノ山口定泊タル堅小路山川其ノ紹  
 介ニ因リテ交際親密トナリシヨリ 俗論黨ノ賄ヲ受ケ左祖シテ 為ニ奔  
 走スルモノナル由ハ曾テ聞ク處ナリ 然レハ其來ルヤ回天軍ノ言論ヲ叩キ 其ノ運動ノ  
 針路ヲ偵知シテ對抗ノ策ヲ畫セントスルノ精神ナルハ火ヲ睹ルヨリモ明ナレバ 應接中  
 最ニ注意シテ隙カ機辨ニ欺カレサルヲ以テ 園ハ内情ヲ伺ウノ手段ニ盡キ快々ト  
 シテ暇ヲ告ク

同日 大橋三樹三村泰一中村藤馬等晨起 益田石見殿ノ旅館ニ至リ

- 樸助跡一式二付沙汰書 176頁、189、192頁参照。
- 仙相院殿 御後見等エモ 不入御覽恣ニ取行ヒ候 193、194頁参照。
- (そん) 環 121頁脚注参照。
- 快々 1 「快々」の語源であろう。「快々」は「うらむま、満足しないさま、樂しまないさま。文書原本は「快々」とも記している。
- 晨起 1 朝早く起きること。

真

面會ヲ請ヒ 前夜真田四部ノ談話中益田石見殿ノ所ニテ卿等カ上陳書ヲ  
 披見セシノ一言アリシヲ以テ話リテ曰ク 果シテ然ラバ君等他人ニ一見セシメサルノ約ヲ破  
 リ 陰ニ俗論黨ヲ贊クルノ痕跡ヲ示シタリ 曾テ我輩ノ君等ヲ疑フモノ亦其  
 理ナキニ非ラサルナリト 益田殿 然一語ナシ 遂ニ三樹三等ノ請求ニ應シテ上陳  
 書ヲ返却セリ  
 来十四日ヲ期シ 両後見毛利筑前殿代理トシテ老臣 小坂一學 及 敷島二  
 郎河上四郎外 二千城隊員二名 公命ヲ以テ須佐へ差遣ルベシトノ達アリ 九ツ時  
 中 村 泰 一 山口 出 発 飛 報 ノ 為 歸 隊  
 同十四日 回天軍須佐浄蓮寺へ出張 御手廻 四組等各所ニ集談會ヲ  
 聞ク 日夕 阿川四郎須佐来着  
 同十五日 益田 周布 及 敷島次郎 来須アリ 今度益田殿御旅館 八  
 組 大谷 岩 尾宅 周布殿旅館 八組 栗山半左衛門宅ト定メタリシハ全ク

慶応元年（一八六五） 閏五月

面會ヲ請ヒ 前夜真田四部ノ談話中益田石見殿ノ所ニテ卿等カ上陳書ヲ  
 披見セシノ一言アリシヲ以テ話リテ曰ク 果シテ然ラバ君等他人ニ一見セシメサルノ約ヲ破  
 リ 陰ニ俗論黨ヲ贊クルノ痕跡ヲ示シタリ 曾テ我輩ノ君等ヲ疑フモノ亦其  
 理ナキニ非ラサルナリト 益田殿 然一語ナシ 遂ニ三樹三等ノ請求ニ應シテ上陳  
 書ヲ返却セリ

来十四日ヲ期シ 両後見毛利筑前殿代理トシテ老臣 小坂一學 及 敷島二  
 郎河上四郎外 二千城隊員二名 公命ヲ以テ須佐へ差遣ルベシトノ達アリ 九ツ時  
 中 村 泰 一 山口 出 発 飛 報 ノ 為 歸 隊

同十四日 回天軍須佐浄蓮寺へ出張 御手廻 四組等各所ニ集談會ヲ  
 聞ク 日夕 阿川四郎須佐来着

同十五日 益田 周布 及 敷島次郎 来須アリ 今度益田殿御旅館 八  
 組 大谷 岩 尾宅 周布殿旅館 八組 栗山半左衛門宅ト定メタリシハ全ク

- 然一語ナシトシテ示すこと。
- 小坂一學
- 日夕（ひよふ）ニ夕（ゆふ）ノ字ヲ用テ、日夕（ひよふ）
- 阿川四郎ノリノ裏終わりから行目ノ「阿川四郎」は行目ノ「河上四郎」ノ誤記ナルこと。因みに文書原本も「阿川四郎」となっている。



回天軍御手廻等即ち正義派ノ交通ヲ遠ケテ、兩後見ヲ籠絡セントスルノ邑政  
 堂ノ奸計ナル事ヲ發覺シ、兩後見共一應着駕ノ上、更ニ堀嘉十郎方ニ移リテ  
 同宿セラル、小坂ハ大谷又平宅ニ投宿セリ、  
 同十六日、邑政堂ヨリ津田公輔ヲ召喚アリテ、弥富村ヨリ回天軍入隊ノ農兵  
 ハ孰レトモ差支リアル者ナレハ、至急除隊スヘシトノ命アリト雖、公輔ハ隊規モ  
 アリテ之ヲ除隊スベカラサル旨ヲ答エテ退出セリ、  
 同十七日、干城隊員二名、須佐本町、須山平助宅ニ止宿ス  
 真田四郎、宗田道太郎ト共ニ北強團ノ招請ニ應  
 シテ来須セリ、  
 回天軍再興後、御手廻組士共、正義ヲ唱フル者續々輩出シテ、動モスレハ回天軍ノ  
 應援ヲ為スノ舉動アルヲ以テ、俗吏ハ大ニ之ヲ忌ミ、育英館ニ於テ大隊組立ノ  
 旨ヲ令シ、屢々入塾ヲ促シテ北強團ニ加盟セシメントスレトモ、御手廻四組等ハ

回天軍御手廻等 即ち正義派ノ交通ヲ遠ケテ、兩後見ヲ籠絡セントスルノ邑政  
 堂ノ奸計ナル事ヲ發覺シ、兩後見共一應着駕ノ上、更ニ堀嘉十郎方ニ移リテ  
 同宿セラル、小坂ハ大谷又平宅ニ投宿セリ

同十六日 邑政堂ヨリ津田公輔ヲ召喚アリテ、弥富村ヨリ回天軍入隊ノ農兵  
 ハ孰レトモ差支リアル者ナレハ、至急除隊スヘシトノ命アリト雖、公輔ハ隊規モ  
 アリテ之ヲ除隊スベカラサル旨ヲ答エテ退出セリ

同十七日 干城隊員二名、須佐本町、須山平助宅ニ止宿ス  
 真田四郎、宗田道太郎ト共ニ北強團ノ招請ニ應  
 シテ来須セリ

回天軍再興後、御手廻組士共、正義ヲ唱フル者續々輩出シテ、動モスレハ回天軍ノ  
 應援ヲ為スノ舉動アルヲ以テ、俗吏ハ大ニ之ヲ忌ミ、育英館ニ於テ大隊組立ノ  
 旨ヲ令シ、屢々入塾ヲ促シテ北強團ニ加盟セシメントスレトモ、御手廻四組等ハ

- 籠絡 結々まとめて思ひ込み、からけたりすること。駆して、他人より多く自分の衝中にまぎらむ事。
- 大谷又平宅 1195頁、16頁参照。
- 須山平助宅 1165頁、161頁参照。

大概正邪裁断之上ナラテハ館中ニ入ルベカラスト辞シテ應セス 邑政黨ノ督使  
 益敵ナルニ因リ 辞スルニ途ナク 却テ回天軍入隊ニ決スル者アルニ至リ 宇谷  
 組ノ如キハ回天軍入隊ノ申込ヲ為セリ  
 茲ニ敷嶋河上ノ二氏 及 干城隊派出員等ハ 両後見ヲ懲メテ先ツ俗  
 論黨ノ處罰ニ着手セシメントセシカ 真田四郎等俗論黨ヲ教唆  
 シテ 其ノ勢力ヲ贊クルニ依リ 俗吏等大ニ反抗シテ却テ正義派ヲ陥レントスル  
 ノ傾向アリテ頗ル困難ノ事態ニ立至リ 一應出山シテ毛利筑前殿ニ  
 協議ノ事ニ決セリ  
 同廿三日 両後見 小阪干城隊派出員 及 敷嶋河上等一同出発セリ 大  
 橋三樹ニ外若名事情□□視察ノ為メ 後見ニ随行セリ 回天軍ハ下  
 田萬村本営ニ帰ル  
 同廿六日 南園隊總督 佐々木男也ヨリ 保賀昌左衛門ハ託送セル回天

慶応元年（一八六五） 閏五月

大概正邪裁断ノ上ナラテハ館中ニ入ルベカラスト辞シテ應セス 邑政黨ノ督使  
 益敵ナルニ因リ 辞スルニ途ナク 却テ回天軍入隊ニ決スル者アルニ至リ 宇谷  
 組ノ如キハ回天軍入隊ノ申込ヲ為セリ  
 茲ニ敷嶋河上ノ二氏 及 干城隊派出員等ハ 両後見ヲ懲メテ先ツ俗  
 論黨ノ處罰ニ着手セシメントセシカ 真田四郎等俗論黨ヲ教唆  
 シテ 其ノ勢力ヲ贊クルニ依リ 俗吏等大ニ反抗シテ却テ正義派ヲ陥レントスル  
 ノ傾向アリテ頗ル困難ノ事態ニ立至リ 一應出山シテ毛利筑前殿ニ  
 協議ノ事ニ決セリ

同廿三日 両後見 小阪干城隊派出員 及 敷嶋河上等一同出発セリ 大  
 橋三樹ニ外若名事情□□視察ノ為メ 後見ニ随行セリ 回天軍ハ下  
 田萬村本営ニ帰ル

同廿六日 南園隊總督 佐々木男也ヨリ 保賀昌左衛門ハ託送セル回天

●事情□□觀察ノ為メヨリ□□は文書原本の記述に基づき補記した。  
 ●佐々木男也！。6頁脚注参照。



軍宛、書簡開緘証<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>之ヲ領受<sup>セ</sup>直ニ政堂へ返<sup>レ</sup>戻シ 隊員  
 安岡五郎ヲ南園隊ニ至リ前<sup>ニ</sup>顯<sup>テ</sup>報知シ且其事ノ何タルヲ問ハシムルニ  
 同隊ヨリ政事堂ヨリ須佐紛擾事件ニ係リ 回天軍役員ノ中式名  
 来<sup>ル</sup>雲アルベシト回報<sup>ヲ</sup>為セリ然ルニ當時北強團員式名 出雲村二滞  
 在シ佐々木氏ノ學動疑ハシキ處アレハ 回天軍役員ノ出雲行ヲ為スハ  
 得策ニアラストシテ 大谷源三ニ命ジテ南園隊ニ至ラシム  
 初メ俗論堂ノ招請ニ應ジテ来須セシ二名ノ内 宗田道太郎ハ帰山  
 セシカ 眞田四郎ハ尚滞須シテ益田丹下 増野又十郎 始メ競ヒテ招  
 饗スルニ據リ 酒池肉林ノ樂ヲ恣ニセラルニ 政事堂御用掛 藤山弥  
 右衛門 井土州藩浪士 細木本太郎 同伴ニテ来着 回天軍ニ付  
 テ眞田四郎ノ近状ヲ探偵ス 細木氏曰ク 同藩人ノ名譽ヲ傷クルノ無  
 頼漢 帰山ノ上所置スベシト 既ニシテ眞田四郎ヲ召喚ス 眞田四郎ハ

掛

軍宛ノ書簡開緘ノ証アルヲ以テ之ヲ領受セ直ニ政堂へ返戻シ 隊員  
 安岡五郎ヲシテ南園隊ニ至リ前顯ヲ報知シ 且其事ノ何タルヲ問ハシムルニ  
 同隊ヨリハ政事堂ヨリ須佐紛擾事件ニ係リ 回天軍役員ノ中式名  
 来雲アルベシトノ回報ヲ為セリ 然ルニ當時 北強團員式名 出雲村二滞  
 在シ 佐々木氏ノ學動疑ハシキ處アレハ 回天軍役員ノ出雲行ヲ為スハ  
 得策ニアラストシテ 大谷源三ニ命ジテ南園隊ニ至ラシム  
 初メ俗論堂ノ招請ニ應ジテ来須セシ二名ノ内 宗田道太郎ハ帰山  
 セシカ 眞田四郎ハ尚滞須シテ益田丹下 増野又十郎 始メ競ヒテ招  
 饗スルニ據リ 酒池肉林ノ樂ヲ恣ニセラルニ 政事堂御用掛 藤山弥  
 右衛門 井土州藩浪士 細木本太郎 同伴ニテ来着 回天軍ニ付  
 テ眞田四郎ノ近状ヲ探偵ス 細木氏曰ク 同藩人ノ名譽ヲ傷クルノ無  
 頼漢 帰山ノ上所置スベシト 既ニシテ眞田四郎ヲ召喚ス 眞田四郎ハ

- 開封
- 酒池肉林 酒は池のようになり、肉は林のようになり、もろもろ。 奢靡をまわめることのため。
- 藤山弥右衛門 要出陣書
- 細木本太郎 要出陣書
- 眞田四郎 一ノ頁終わりから2行目の「眞田」の後に「又」を挿入して「眞田又」を記述している。

録

次室ニアリテ平伏ス 細木ハ明日ヨリ同道帰山スベシ 其準備ヲ為スベシト一言  
 シテ歸ラシメタリ 翌廿七日 藤山 細木ハ駕籠ニテ出発 四郎ハ徒歩帰山セリ  
 細木等ハ帰山 四郎ヲ小郡ニ謹慎セシメシカ 同藩人其罪ヲ責テ屠復セ  
 シム 宗田道太郎モ亦八幡隊ヲ放逐セラルノニ至ル  
 同晦日 大谷源三出雲村ヨリ帰營セシニ 南園隊ハ確呼タル定見モ無ク  
 政事堂ヨリノ内命モアレバ須佐邑ノ正俗分岐ノ處断ニ盡カスベシ 就テハ回天  
 軍ノ来歴其他逐一筆記シテ當隊ヘ差出サレタシトノ傳詞アリ  
 同晦日 在山口両後見ヨリ 益田丹下 増野與次ヲ召喚セラレシカ 丹下ハ御手  
 廻市山淳藏山下少輔 横山左兵衛等ヲ招キ 拙者等明日ヨリ出山スベシ  
 然ルニ郷等カ□□□正邪ノ弁別ハ頗ル難事ニシテ若シ之ヲ判然セシムルニ至ラハ  
 御家ノ大事 御不意トモ相成リ 将来邑中一和ノ目途無之 郷等  
 自ラ正義ト唱フレトモ 万一邪曲ト決スル事アランニハ 臍ヲ噬ムノ悔アラン

慶応元年（一八六五） 閏五月

次室ニアリテ平伏ス 細木ハ明日ヨリ同道帰山スベシ 其準備ヲ為スベシト一言  
 シテ歸ラシメタリ 翌廿七日 藤山 細木ハ駕籠ニテ出発 四郎ハ徒歩帰山セリ  
 細木等ハ帰山 四郎ヲ小郡ニ謹慎セシメシカ 同藩人其罪ヲ責テ屠復セ  
 シム 宗田道太郎モ亦八幡隊ヲ放逐セラルノニ至ル

同晦日 大谷源三出雲村ヨリ帰營セシニ 南園隊ハ確呼タル定見モ無ク  
 政事堂ヨリノ内命モアレバ須佐邑ノ正俗分岐ノ處断ニ盡カスベシ 就テハ回天  
 軍ノ来歴其他逐一筆記シテ當隊ヘ差出サレタシトノ傳詞アリ

同晦日 在山口両後見ヨリ 益田丹下 増野與次ヲ召喚セラレシカ 丹下ハ御手  
 廻市山淳藏山下少輔 横山左兵衛等ヲ招キ 拙者等明日ヨリ出山スベシ  
 然ルニ郷等カ□□□正邪ノ弁別ハ頗ル難事ニシテ若シ之ヲ判然セシムルニ至ラハ  
 御家ノ大事 御不意トモ相成リ 将来邑中一和ノ目途無之 郷等  
 自ラ正義ト唱フレトモ 万一邪曲ト決スル事アランニハ 臍ヲ噬ムノ悔アラン

- 郷等カ□□□正邪ノ弁別ハ頗ル難事ニシテ若シ之ヲ判然セシムルニ至ラハ
- 御家ノ大事 御不意トモ相成リハ「御不意」は「御不意」の誤り。（本書原本の記述に基づき訂正）



郷等愚意隨正邪別ヲ糾スル意無キヤト喃  
 々スルニ其姑息ヲ憤リ其罪ヲ咎メテ去リタリ興次老侍ヲ救出シ降  
 在平良長御門其付律  
 六月朔日津田公輔 而後見出山 後ノ事情探訪ノ為メ 須佐ヨリ發程ス  
 隊員 内田正一郎ヲ南園隊ニ遣シ 去月廿八日同隊ヨリ 大谷源藏へ  
 傳詞ノ事アレトモ萬而後見ノ擔任トナリテ正俗二派ニ就テ 同シク取調ヘノアリシ  
 事ナレハ 益田 周布等ヨリ 聴取相成リテ 御尽力ヲ頼ムト 回答ヲ為サシメタリ  
 同二日 松原泰三ヨリ 仙相院君俄ニ御出山ノ由ヲ報知セルニ據リ 俗吏等  
 亦仙相院君ノ命ヲ矯リ 山口ニ於テ評議セラル、處断ヲ左右セントスルノ計畫ナル  
 事等ヲ指スカクナレハ 一日モ猶預スベカラストノ決議ニテ原井直助 大谷源藏  
 等出須シ 源三八更ニ山口ニ向テ發程セリ  
 同日 栗山徹三 大谷千代松等 生雲南園隊ニ至リ 七日帰營セリ

郷等愚意二隨ヒ正邪ノ別ヲ糾サスシテ調和スルノ意無キヤト喃  
 々スルニ 三人ハ其姑息ヲ憤リ其罪ヲ咎メテ去リタリ興次老侍ヲ救出シ降  
 在平良長御門其付律  
 同シテ申下ニ

六月朔日津田公輔 而後見出山 後ノ事情探訪ノ為メ 須佐ヨリ發程ス  
 隊員 内田正一郎ヲ南園隊ニ遣シ 去月廿八日同隊ヨリ 大谷源藏へ  
 傳詞ノ事アレトモ萬而後見ノ擔任トナリテ正俗二派ニ就テ 同シク取調ヘノアリシ  
 事ナレハ 益田 周布等ヨリ 聴取相成リテ 御尽力ヲ頼ムト 回答ヲ為サシメタリ  
 同二日 松原泰三ヨリ 仙相院君俄ニ御出山ノ由ヲ報知セルニ據リ 俗吏等  
 亦仙相院君ノ命ヲ矯リ 山口ニ於テ評議セラル、處断ヲ左右セントスルノ計畫ナル  
 事等ヲ指スカクナレハ 一日モ猶預スベカラストノ決議ニテ原井直助 大谷源藏  
 等出須シ 源三八更ニ山口ニ向テ發程セリ

同日 栗山徹三 大谷千代松等 生雲南園隊ニ至リ 七日帰營セリ

- 同々リくらくとしく書らうこと。べちやくちを嘆息のこと。
- 正俗二派ニ就テ同シク取調ヘリ文書館本によれば「同シク」は「親シク」の誤記。

結

同八月大橋三樹三山口事情至急報道ヲ要スルニヨリ歸營セリ  
 同十日奇兵隊山下範二郎回天軍ニ來着セリ是ヨリ先キ村岡彦  
 十郎外五名山口ニ於テ奇兵隊入隊ノ際須佐正邪両立ノ事實ヲ詳  
 細陳述シテ将来聲援ヲ請フ旨ヲ依頼セシニ依リ爾來同隊ニ於テハ回天  
 軍ノ運動ニ專ラ注目セシカ營テ參謀兼書記時山直八四番銃隊長  
 堀仙太郎五番銃隊長阿川四郎等相計リ兵隊ヲ率テ須佐ニ至リ俗  
 論黨ヲ處置スベキノ議論アリシモ軍監林半七氏ノ之ヲ制スル為メ姑ク  
 止リタルナリ終ニ山下範二郎ヲシテ近況探偵ノ為歸休セシメタリ  
 當度山下範二郎奇兵隊ヨリ歸休ノ件及ヒ山口ニ於テ處分上ニ関  
 リ邑政堂ニ請求スヘキ件等アリテ中村藤馬山口ヲ出發ス  
 同十一日中村藤馬須佐着大谷源藏山口ヨリ急報ノ事アリテ歸營セリ  
 同十二日津田公輔八敷嶋河上等下相謀リ中村藤馬歸須運動ノ結果

慶応元年（一八六五）六月

同八月 大橋三樹三 山口ノ事情至急報道ヲ要スルニヨリ歸營セリ

同十日 奇兵隊 山下範二郎 回天軍ニ來着セリ 是ヨリ先キ村岡彦

十郎外五名山口ニ於テ奇兵隊入隊ノ際 須佐正邪両立ノ事實ヲ詳

細陳述シテ 将来聲援ヲ請フ旨ヲ依頼セシニ依リ 爾來同隊ニ於テハ回天

軍ノ運動ニ專ラ注目セシカ 營テ參謀兼書記 時山直八 四番銃隊長

堀仙太郎 五番銃隊長 阿川四郎等相計リ 兵隊ヲ率テ須佐ニ至リ 俗

論黨ヲ處置スベキノ議論アリシモ 軍監 林半七氏ノ之ヲ制スル為メ 姑ク

止リタルナリ 終ニ山下範二郎ヲシテ近況探偵ノ為歸休セシメタリ

當度 山下範二郎 奇兵隊ヨリ歸休ノ件 及ヒ 山口ニ於テ處分上ニ関

リ邑政堂ニ請求スヘキ件等アリテ 中村藤馬 山口ヲ出發ス

同十一日 中村藤馬須佐着 大谷源藏 山口ヨリ急報ノ事アリテ歸營セリ

同十二日 津田公輔八敷嶋河上等下相謀リ 中村藤馬歸須運動ノ結果

●堀仙太郎（堀身太郎）名は義隆、萩藩士。奇兵隊書記兼小隊司令。明治五年六月北陸征討軍に従い至るところ戦功あり。出陣より三条口に進むの時、賊の奇襲に遭い官軍利を失うに方、今町の新巖に墜り重傷を負い、七月十日和崎の陣地に死す。年二十七。葬正在。

●林半七（林半七）通称初め周次郎、のち半七、萩藩士。藩士、土庫の生まれ。藩士志士あり。幼より劍術を好み五藏院の流儀を極める。また藩政活動に従って次第に大志を得ず。藩政事件の奇兵隊を構するやその参謀となる。戊辰の役各地に出陣して功あり。後輩士より会社官民部省判事監國大参事、九戸風種知事を経て民部公事大蔵大及内務小卿高等法院裁判官宮中顧問官を歴任。經國閣官。伯爵。



依リテハ 回天軍ヲ擧テ山口□至ルベキノ事ヲ決シ 俄ニ出發 翌十三日 下田萬  
 本營ニ歸ル  
 回天軍ヨリ原井直助 大谷源藏ヲ出頭セシメ 兼テ請求ノ要件□□ヲ斷行アラ  
 シ事ヲ邑政堂ニ迫ルト雖トモ 俗吏等事ヲ曖昧ニ掩シテ決答セス  
 同十四日 中村藤馬外一名出頭 昨日原井直助等應接ノ件ニ付 軍事  
 總督 増野與次ニ面會シ 稍々激論ニ及ビシカ 明日ノ決答ヲ期シテ去レリ  
 同十五日 中村藤馬等 増野宅ニ至リ 前日ノ決答ヲ聞カント迫レルニ 百方  
 逃辞ヲ設テ 請求ノ教条ハ大半聞届サル□□□ヲ以テ 到底事ノ成サルヲ  
 リテ帰營セリ  
 同十六日 御手廻ノ内ヨリ 山下少輔 松原仁藏等 招ニ應シテ來營 相  
 議スル處アリ  
 同十七日夜 須佐ヨリ 宇野魁助來營シ 款ニ於テ十二奸□處分ニ際シ 其

依リテハ 回天軍ヲ擧テ山口□至ルベキノ事ヲ決シ 俄ニ出發 翌十三日 下田萬  
 本營ニ歸ル  
 回天軍ヨリ原井直助 大谷源藏ヲ出頭セシメ 兼テ請求ノ要件□□ヲ斷行アラ  
 シ事ヲ邑政堂ニ迫ルト雖トモ 俗吏等事ヲ曖昧ニ掩シテ決答セス  
 同十四日 中村藤馬外一名出頭 昨日原井直助等應接ノ件ニ付 軍事  
 總督 増野與次ニ面會シ 稍々激論ニ及ビシカ 明日ノ決答ヲ期シテ去レリ  
 同十五日 中村藤馬等 増野宅ニ至リ 前日ノ決答ヲ聞カント迫レルニ 百方  
 逃辞ヲ設テ 請求ノ教条ハ大半聞届サル□□□ヲ以テ 到底事ノ成サルヲ  
 リテ帰營セリ  
 同十六日 御手廻ノ内ヨリ 山下少輔 松原仁藏等 招ニ應シテ來營 相  
 議スル處アリ  
 同十七日夜 須佐ヨリ 宇野魁助來營シ 款ニ於テ十二奸□處分ニ際シ 其

- 兼テ請求ノ要件□□ニ文書原本は「□□」の箇所を「教条」と記述。本頁終わりから各行目の義理に合わせて「教条」と修正した。
- 出頭ニ本頁の脚註にある「出頭」は「出頭」の誤記。何れも文書原本の記述に基づき修正した。
- 大半聞届サル□□□ヲ以テニこれも文書原本の記述に基づき訂正した。
- 十段書宛分書四月二十八日「柳原謙之輔」に宛じ、中山右衛門(安を賜ひ、三宮源藏を兼て松原仁藏、小倉半右衛門、村岡伊右衛門)邊に宛じ、小倉源藏、山崎一兵衛、田本吉之進の三は横濱聯合会と共に横濱市の野山殿(終末)の邊中に居り。而して山は未だ死す困つて其旨の故を問ひ進言する。遂に以するのめは其傳の聲を待て奉答す(七月三日)「薩長回天史(續)第七十一頁より」
- また六月十九日明木刺者の罪を断じ申上(二面、木村松之丞、小倉半右衛門、尾花天吉郎、南無三郎、小川八十郎、冷泉太郎(後)をして野山殿に自裁せしむ。(薩長回天史(續)第七十一頁より)これらの本體尙の傍聴受の災が穿した。

慶応元年(一八六五) 六月

慶応元年（一八六五）六月

餘黨蜂起ノ状況アリテ諸隊ハ同地ニ出張セル由ナリト報知ス仍テ中村  
泰一内山茂樹等探訪ノ為メ出萩セシカ同地ハ異状ナキヲ以テ茂樹ハ  
歸營シ泰一ハ諸隊ノ動靜ヲ候フ為メ山口ニ出テントシテ明木村ニ至レハ敷  
嶋次郎ノ出萩スルニ会ス敷嶋曰ク萩地鎮撫ノ為メ世子君御越ニ決シ  
諸隊ヨリハ御守衛兵ヲ出セシカ六軒茶屋迄御出馬アリシニ更ニ諸  
隊ヨリ之ヲ留メタリシニ依リ御帰山アリタリ賊黨沸騰ノ説ハ全ク誤謬ニ  
出タルモノナリ將タ須佐處分ノ件ハ過日次郎政事堂ニ出頭シテ催促  
セシニ徳山正邪両立ノ處分中ナレハ其處分ヲ竟リタル後直チニ着手  
スベキノ事ナリト泰一ハ敷嶋同伴ニテ萩ニ至リ袂ヲ分チテ歸營セリ  
同日中村藤馬出頭軍器引渡ノ事ヲ邑政堂ニ迫リテ曰ク過日來隊員  
交々邑政堂ニ出頭シテ之ヲ促カスト雖トモ君等ハ左ニ避ケ右ニ逃レテ回天軍ヲ欺  
キ以テ今日ニ至ル到底渡サレバ渡サスト断言セラレヨ俗吏ハ小銃ハ一切渡スヘカラス

餘黨蜂起ノ状況アリテ諸隊ハ同地ニ出張セル由ナリト報知ス仍テ中村  
泰一内山茂樹等探訪ノ為メ出萩セシカ同地ハ異状ナキヲ以テ茂樹ハ  
歸營シ泰一ハ諸隊ノ動靜ヲ候フ為メ山口ニ出テントシテ明木村ニ至レハ敷  
嶋次郎ノ出萩スルニ会ス敷嶋曰ク萩地鎮撫ノ為メ世子君御越ニ決シ  
諸隊ヨリハ御守衛兵ヲ出セシカ六軒茶屋迄御出馬アリシニ更ニ諸  
隊ヨリ之ヲ留メタリシニ依リ御帰山アリタリ賊黨沸騰ノ説ハ全ク誤謬ニ  
出タルモノナリ將タ須佐處分ノ件ハ過日次郎政事堂ニ出頭シテ催促  
セシニ徳山正邪両立ノ處分中ナレハ其處分ヲ竟リタル後直チニ着手  
スベキノ事ナリト泰一ハ敷嶋同伴ニテ萩ニ至リ袂ヲ分チテ歸營セリ

同日中村藤馬出頭軍器引渡ノ事ヲ邑政堂ニ迫リテ曰ク過日來隊員  
交々邑政堂ニ出頭シテ之ヲ促カスト雖トモ君等ハ左ニ避ケ右ニ逃レテ回天軍ヲ欺  
キ以テ今日ニ至ル到底渡サレバ渡サスト断言セラレヨ俗吏ハ小銃ハ一切渡スヘカラス

- 明木川往還と赤岡街道の分岐点。江戸時代は御客屋と呼ばれる休憩所が置かれた宿場町、市の街として繁栄した。明治二十四年に大火があり集落の大部分が焼失したが、街はその後住時の姿に再建された。萩から7.5km。
- 六軒茶屋は萩往還の途中にある休憩所。萩往還は現在の真直通りで、山口市天花から急坂を登り山頂に分け入る。朝霧湖付近、一の坂の途中に置かれた休憩所が六軒茶屋で、そこから街道筋随一の難所とされる熊鷹ら99の坂を越えようと西馬場から馬場園に入る。佐々並には御茶屋（本陣）や御客屋（脇本陣）が置かれ伝馬なども整備されていた。明木を過ぎて萩の入口峠から萩町では萩の距離である。
- 徳山正邪両立ノ徳山内陣事件。蛤門閉鎖の後、徳山陣にも正俗二派の対立が生じ、後援の頼朝老臣富山源次郎が萩に到着して苟も免れんとするの筈あり。河田建藏傳説據えず、河田十教人と共に田中を襲いしなり。源次郎傳説を敵として殺む。源次郎死して其身代を頼朝に。河田は捕らえられ十一月二十四日に処せられる。井土唯、本陣、徳山安之丞、信田作大木は皆獄に投じ、井土河田とともに斬に処せられ、他は會慶堂元正百十四日凶手に斃る。江村彦之進、見次郎は八月十二日凶手に斃る。これも徳山七十と称する。昭和慶応元年六月宗澤長右衛門源次郎を徳山に連れ淡路守に置き田中を兵け正統派の士を登壇せしむ。（『薩長回天史』第四編下77頁）
- 出頭「出頭」の語記。前頁脚注と同じ。
- 回天軍 主要語彙



大砲たいぱう危あや繼つ今日けふ乃すなは渡わたスベシ 金山きんざん慎しん吾われヨリ受う領りやうスベシト決けつ答たセリ 藤ふじ馬ま八は慎しん  
 吾われニ至いたリテ之これヲ受う領りやうシ 本ほん堂どう向むかフ送そう致ちスルニ 途と中ちゆうニシテ車くるま臺たいヲ奪うばフ者もの  
 アリテ 其その踪あと跡あとヲ知しラス  
 同どう廿じふ二に日にち 津つ田でん公こう輔ほ 大だい橋はし三さん樹じゆ三さん 中ちゆう村むら 藤ふじ馬ま 邑い政せい堂どうニ至いたリ車くるま臺たい横よこ奪うば  
 ノ賊ぞくヲ搜そう索さくスルニ總そう督とくヨリ沙さ汰た無な之のニ據よリ 御ご武ぶ具ぐ方かた役やく人ひとノ為ためス所ところナリト  
 ノ事ことナレハ 俗ぞく吏しヲ責せムル 最も激げき烈れつニシテ俗ぞく吏しハ逃に辞じノ為ためスベキ無なキ 各おの色おのヲ  
 失うヒテ默もく然ぜんタリ  
 同どう廿じふ三さん日にち 津つ田でん公こう輔ほ 大だい谷や源げん藏ざう 大だい谷や千せん代だい松しょう 山やま下かた少せう輔ほ 大だい塚づか浪なみ江え 宇う  
 野の魁けい助すけ 萩はぎ行ゆき 八はち百ひゃく屋や丁ぢやう 中ちゆう本ほん某なにかニ投な宿しゆくス  
 同どう廿じふ四し日にち 周しゅう布ふ殿てんヲ訪かつかうヒテ 去さ廿じふ二に日にち 領りやう地ち美み祢ね郡ぐん洪こう木ぼくニ移うつラル 更さらニ益えき田でん石いし  
 見み殿てん邸ていニ到いたリ 出い山さん盡じん力りきノ事ことヲ促うながセハ 予われ等ら後のち員いん職しやく辞じ退たいノ申まう出し中ちゆうナレバ  
 周しゅう旋せんスベキ責せき任にんナク 且かつ不ふ日にち政せい事じ堂どうヨリ召めい喚わんアル由よしナレハ 夫それ迄までハ出い山さん七しちサ

大砲たいぱう危あや繼つ今日けふ乃すなは渡わたスベシ 金山きんざん慎しん吾われヨリ受う領りやうスベシト決けつ答たセリ 藤ふじ馬ま八は慎しん  
 吾われニ至いたリテ之これヲ受う領りやうシ 本ほん堂どう向むかフ送そう致ちスルニ 途と中ちゆうニシテ車くるま臺たいヲ奪うばフ者もの  
 アリテ 其その踪あと跡あとヲ知しラス

同どう廿じふ二に日にち 津つ田でん公こう輔ほ 大だい橋はし三さん樹じゆ三さん 中ちゆう村むら 藤ふじ馬ま 邑い政せい堂どうニ至いたリ車くるま臺たい横よこ奪うば  
 ノ賊ぞくヲ搜そう索さくスルニ總そう督とくヨリ沙さ汰た無な之のニ據よリ 御ご武ぶ具ぐ方かた役やく人ひとノ為ためス所ところナリト  
 ノ事ことナレハ 俗ぞく吏しヲ責せムル 最も激げき烈れつニシテ俗ぞく吏しハ逃に辞じノ為ためスベキ無なキ 各おの色おのヲ  
 失うヒテ默もく然ぜんタリ

同どう廿じふ三さん日にち 津つ田でん公こう輔ほ 大だい谷や源げん藏ざう 大だい谷や千せん代だい松しょう 山やま下かた少せう輔ほ 大だい塚づか浪なみ江え 宇う  
 野の魁けい助すけ 萩はぎ行ゆき 八はち百ひゃく屋や丁ぢやう 中ちゆう本ほん某なにかニ投な宿しゆくス

同どう廿じふ四し日にち 周しゅう布ふ殿てんヲ訪かつかうヒテ 去さ廿じふ二に日にち 領りやう地ち美み祢ね郡ぐん洪こう木ぼくニ移うつラル 更さらニ益えき田でん石いし  
 見み殿てん邸ていニ到いたリ 出い山さん盡じん力りきノ事ことヲ促うながセハ 予われ等ら後のち員いん職しやく辞じ退たいノ申まう出し中ちゆうナレバ  
 周しゅう旋せんスベキ責せき任にんナク 且かつ不ふ日にち政せい事じ堂どうヨリ召めい喚わんアル由よしナレハ 夫それ迄までハ出い山さん七しちサ

●八百四十一

- 美祢郡唯木 現在の馬門市洪木(丁R美祢縣唯木取付点)の事と思われるが、若しそうなる美祢郡ではなく大津郡。186頁、200頁参照。
- 不日ニ日なり。あがて。

決心ナレハ周布氏ニ就テ熟計然ルベシトノ管辨アリ 帰寓ノ後益田殿ノ  
 旨ヲ領シテ周布殿ノ山口行ヲ迫リ 其承諾ヲ得テ更ニ益田殿ヲ促スベシト  
 一決シ 昼飯ヲ餐シテ公輔 千代松 浪江 魁助 四名 淡木行ノ途ニ上リ 同  
 夜着 周布殿ニ迫ルト雖トモ 益田殿同様ノ辨解ニテ 只管出山ヲ辞セラル、ニ  
 依リ 強イテ止ム  
 同廿五日 淡木出發 千代松 魁助ハ歸萩 源藏等三通シテ一同山口行ヲ為サ  
 シテ 公輔 公輔ハ直ニ山口行 尤其途次 敷嶋ヲ叩クニ  
 其兄田中忠左衛門應接ス 敷嶋ハ既ニ出山セリ  
 同廿六日 公輔等山口着 翌廿七日 少輔 魁助 千代松 及 源藏 三浦  
 采之進 増野徳一郎 等萩ヨリ至ル  
 一行山口ニ至レハ 本藩ヨリ故親施公ノ御罪状御取揚ノ令ヲ發セラレタリ 其寫  
 御神本精治郎

慶応元年（一八六五）六月

少ノ決心ナレハ 周布氏ニ就テ熟計然ルベシトノ管辨アリ 帰寓ノ後 益田殿ノ  
 旨ヲ領シテ周布殿ノ山口行ヲ迫リ 其承諾ヲ得テ更ニ益田殿ヲ促スベシト  
 一決シ 昼飯ヲ餐シテ公輔 千代松 浪江 魁助 四名 淡木行ノ途ニ上リ 同  
 夜着 周布殿ニ迫ルト雖トモ 益田殿同様ノ辨解ニテ 只管出山ヲ辞セラル、ニ  
 依リ 強イテ止ム

同廿五日 淡木出發 千代松 魁助ハ歸萩 源藏等三通シテ一同山口行ヲ為サ  
 シテ 公輔 公輔ハ直ニ山口行 尤其途次 敷嶋ヲ叩クニ  
 其兄田中忠左衛門應接ス 敷嶋ハ既ニ出山セリ

同廿六日 公輔等山口着 翌廿七日 少輔 魁助 千代松 及 源藏 三浦  
 采之進 増野徳一郎 等萩ヨリ至ル  
 一行山口ニ至レハ 本藩ヨリ故親施公ノ御罪状御取揚ノ令ヲ發セラレタリ 其寫

御神本精治郎

- 圃 何処か長く分りません。教えて下さい。 寄親義隆には「萩あり」④九一五石〇機毛大河内呼坂小圃防 先々圃田 小部大浦、大島志佐小松⑤九一石〇美祿青果、当島義隆 萩⑥五四六石〇美祿秋吉、若田大嶺 萩也来。大連命日蓮(男入道)のことか。
- 叩クニ叩向ケス。
- 利ノ田 上ノ小嶺村一重野の地名？
- 三浦采之進 〃
- 増野徳一郎 〃
- 御神本 上田家は藩禁が罪せられて切腹したため 避難の意もって若田姓を避け 旧姓御神本を称してした。



引

右父右衛門介先達而御答寔犯相當、罪狀以沙  
 汰可被仰付之處詮義、者不届付無條理之義有之  
 御心外被思召候依之最前之罪狀御取揚被仰付在  
 事  
 同廿七日 奇兵隊時山參謀ノ計畫アリテ 藤田篤輔 山下範三郎ノ歸  
 邑二決シ 公輔 千代松 浪江 及 組士兩名同伴出發 翌廿八日 少輔出發 源  
 藏ハ數嶋ト與ニ波 木行 魁介壹人ハ滯山セリ  
 同廿九日夜 大家 浪江宅ニ放テ大會議ヲ開設シ 運動ノ針路ヲ議スルニ  
 急激溫和ニ派三分レ 遂ニ溫和派ノ多數ニ制セラレテ急激說ヲ実行スル能サ  
 ルニ至ル 随テ時山氏ノ意見モ畫餅ニ屬ス 嗚呼  
 七月七日 曉天下田萬村當所ヲ引揚ケ 全軍出山セリ 全体向後見ノ處斷  
 因循姑息ニシテ徒ニ日月ヲ經過シ 為メ俗論黨ノ氣焰ヲ高メ 北門

右父右衛門介 先達而御答 寔犯相當ノ罪狀ヲ以テ沙  
 汰可被仰付之處 詮義ノ者不届ニ付 無條理ノ義有之  
 御心外ニ被思召候 依之最前之罪狀御取揚被仰付候

同廿七日 奇兵隊時山參謀ノ計畫アリテ 藤田篤輔 山下範三郎ノ歸  
 邑二決シ 公輔 千代松 浪江 及 組士兩名同伴出發 翌廿八日 少輔出發 源  
 藏ハ數嶋ト與ニ波 木行 魁介壹人ハ滯山セリ

同廿九日夜 大家 浪江宅ニ放テ大會議ヲ開設シ 運動ノ針路ヲ議スルニ  
 急激溫和ニ派三分レ 遂ニ溫和派ノ多數ニ制セラレテ急激說ヲ実行スル能サ  
 ルニ至ル 随テ時山氏ノ意見モ畫餅ニ屬ス 嗚呼

七月七日 曉天下田萬村當所ヲ引揚ケ 全軍出山セリ 全体向後見ノ處斷  
 因循姑息ニシテ徒ニ日月ヲ經過シ 為メ俗論黨ノ氣焰ヲ高メ 北門

●寔犯相當ノ罪狀ヲ以テニ意味不鮮明、「寔際ニ犯した通りノ罪狀ヲ載なければならぬ」と云り「寔際ニは犯してゐないのに」と云ふ意味也。

要衝防禦ヲ引受ケナカラ 邑中人心恟々互ニ相返目スルノ場合ニ至レハ  
國家ノ為ニ慷慨悲憤ニ堪エザレハ 本藩政府ニ迫リテ直接ノ英斷ヲ仰  
クノ決意ナリ 此報ノ須佐ニ達スルヤ御手廻リハ大會議ヲ開ヒテ一同出山  
南御領ニ滞在シテ兩後見ニ神速御處分ノ事ヲ歎願シテ尚採用  
ナケレハ本藩政府ニ直接ノ事ヲ歎願セント一決シテ發程セリ  
同日 宇谷市丸兩組大會議ヲ開キテ御手廻既ニ出山セシハ 兩組モ御  
手廻ト共ニ出山歎願ノ事ニ決ス  
同日 九日夜 宇谷市丸兩組及瀬尻組ノ内 西尾壯助外四名以上七十有余  
名 上小川村武氏八幡宮社前ニ集會シテ夜半山口ニ向テ出發セリ (注)  
去月上旬 谷吏等仙相院君ヲ奉シテ山口ニ至ルヤ 何等ノ運動アリシヲ知  
ルベカラスト雖トモ 其結果 桂主殿殿ヲ以テ幼主ノ代役タラシムルノ命アリ 桂主殿ハ  
女權 珠三毛利親實大ノ御子トシテ八幡宮社前ニ集會シテ仙相院君ノ御命ヲ仰テテラシメテ代役タラシムルノ命アリ 桂主殿ハ  
御子トシテ八幡宮社前ニ集會シテ仙相院君ノ御命ヲ仰テテラシメテ代役タラシムルノ命アリ 桂主殿ハ

慶応元年（一八六五）七月

要衝ノ防禦ヲ引受ケナカラ 邑中人心恟々互ニ相返目スルノ場合ニ至レハ  
國家ノ為ニ慷慨悲憤ニ堪エザレハ 本藩政府ニ迫リテ直接ノ英斷ヲ仰  
クノ決意ナリ 此報ノ須佐ニ達スルヤ御手廻リハ大會議ヲ開ヒテ一同出山  
南御領ニ滞在シテ兩後見ニ神速御處分ノ事ヲ歎願シテ尚採用  
ナケレハ本藩政府ニ直接ノ事ヲ歎願セント一決シテ發程セリ

同日 宇谷市丸兩組大會議ヲ開キテ御手廻既ニ出山セシハ 兩組モ御  
手廻ト共ニ出山歎願ノ事ニ決ス

同日 九日夜 宇谷市丸兩組及瀬尻組ノ内 西尾壯助外四名以上七十有余  
名 上小川村武氏八幡宮社前ニ集會シテ夜半山口ニ向テ出發セリ (注)  
去月上旬 谷吏等仙相院君ヲ奉シテ山口ニ至ルヤ 何等ノ運動アリシヲ知  
ルベカラスト雖トモ 其結果 桂主殿殿ヲ以テ幼主ノ代役タラシムルノ命アリ 桂主殿ハ

女權 珠三毛利親實大ノ御子トシテ八幡宮社前ニ集會シテ仙相院君ノ御命ヲ仰テテラシメテ代役タラシムルノ命アリ 桂主殿ハ  
御子トシテ八幡宮社前ニ集會シテ仙相院君ノ御命ヲ仰テテラシメテ代役タラシムルノ命アリ 桂主殿ハ

● 朝々いおそれ騒ぎ立つさま。 ● 御（ご）いりあちのり喧くこと。御儀悲憤ニ激しく憤り喧くこと。 ● 南御領（みなごりょう）の「上真田（かみま）」。 ● 神速（しんそく）にきわめて速いこと。

● 武氏八幡宮 大同年中（一八〇六）松尾武部勝家が豊前国宇佐八幡宮より御分靈を寄け鈴野川・瀬瀬谷の地に祀つたのが始まりで瀬瀬谷ヒカサの宮と称した。天保年中（一八三〇）九段六ノ瀬瀬谷より上小川四ノ字及びノ尾に遷宮。康永年中（一三二四～一三四）壬戌の宮を上野原善生に遷宮し調元山善生八幡宮と称した。その頃神職松尾山坂守は宇佐宮より神功皇后と三女神の御分靈を勧請して八幡三所の大神として祀つた。文政年中（一四四四～一四八）探理大内臣の節顯所となり社領仰ける。明治元年（一四九二）社殿焼失し間もなく再建。爾来、武氏八幡宮と称す。現在の母殿は慶安二年（一六四九）のものと思われる。益田氏の祈願所だつたと言われ、益田區中津籠公婆連の「八幡宮」の扁額がある。文政十年（一八二七）神殿再建。祭神は応神天皇・神功皇后、三女神（田心ひのめ、姫かた、命、瀬瀬谷ひのめ、命、市杵嶋姫かた、命）。

● (注) 五橋本ではこの後に次の文章が挿入されている『茲二回天軍ハ一軍計其軍五回聚ニ瀬瀬山御手廻八十坊村三組ハ善事計村ニ逗留ス 総人数百七十八人』この文章は善事堂本では25頁冒頭に在る。

● 桂主殿ハ吉敷毛利親王房謙の九男、初親義、竹之運、主殿、輝正介、字右衛門。天保十三年壬寅四月二十八日生、初め桂家の養子となるが命により益田家を嗣ぐ。文政元年九月十八日益田元宣公の末孫、房子（親義公の妹、輝子、貞子、忠子とも）と結婚。親義公の嗣子精治郎幼少のため代役となり、明治元年同人に家系を譲り更に輝子となる。明治十九年十月二十九卒。四十五才。毛利親前（元亮）は主殿の夷兄（吉敷毛利親王房謙の二男）。



愚

桂殿益田家供張ニ意氣揚々本日山口ヲ出發シテ萩ニ至リ  
近日須佐行アルベキ筈ナリ津田公輔中村藤馬政事堂ニ出頭議員  
ニ面會ヲ乞フ波田野金吾氏出會リ公輔等曰ク當度桂主殿殿ヲシテ  
代役タラシメラルハ益田家ノ前途深ク憂フル所ナリ何トナレハ同氏力萩市街  
ヲ往來スル人之ヲ指シテ桂馬鹿且那ト稱ス焉ソ名門貴族ノ幼主ヲ輔ケ代役  
ノ責任ヲ負フベキ器量アラシヤ公輔等不敏ト雖トモ飽迄幼主ノ輔導ニ  
盡カシ成育ノ後父祖ノ名譽ヲ襲キ國恩ノ萬一二報ヒシムルハ誓テ期スル處  
ナリ仰キ冀クハ公輔ノ言ヲ容レテ□□□□代役ヲ解カレシトヲト波田野氏大ニ激昂シテ  
曰ク桂主殿□□□□益田精次郎ノ代役タラシムルハ藩主公ノ御命令ニシテ  
即御差付ナリ汝等ノ隙ヲ容ルベキ事ニ非ス其賢愚得失ハ益田  
家ノ家政ヲ執ラシメテ成蹟ノ如何ヲ見サレハ豫メ判談スベカラスト言竟  
リテ入ル公輔等益田家ヲ賭スルノ<sup>黒</sup>ヲ不快ニ感スルト雖モ當時

桂殿ハ益田家ノ供張ニ意氣揚々本日山口ヲ出發シテ萩ニ至リ  
近日須佐行アルベキ筈ナリ津田公輔中村藤馬政事堂ニ出頭議員  
ニ面會ヲ乞フ波田野金吾氏出會リ公輔等曰ク當度桂主殿殿ヲシテ  
代役タラシメラルハ益田家ノ前途深ク憂フル所ナリ何トナレハ同氏力萩市街  
ヲ往來スル人之ヲ指シテ桂馬鹿且那ト稱ス焉ソ名門貴族ノ幼主ヲ輔ケ代役  
ノ責任ヲ負フベキ器量アラシヤ公輔等不敏ト雖トモ飽迄幼主ノ輔導ニ  
盡カシ成育ノ後父祖ノ名譽ヲ襲キ國恩ノ萬一二報ヒシムルハ誓テ期スル處  
ナリ仰キ冀クハ公輔ノ言ヲ容レテ□□□□代役ヲ解カレシトヲト波田野氏大ニ激昂シテ  
曰ク桂主殿□□□□益田精次郎ノ代役タラシムルハ藩主公ノ御命令ニシテ  
即御差付ナリ汝等ノ隙ヲ容ルベキ事ニ非ス其賢愚得失ハ益田  
家ノ家政ヲ執ラシメテ成蹟ノ如何ヲ見サレハ豫メ判談スベカラスト言竟  
リテ入ル公輔等益田家ヲ賭スルノ<sup>黒</sup>ヲ不快ニ感スルト雖モ當時

- (いげん) ノIP7ヲ参照。どうしてか。(疑問・反語の助詞)とどこか。(場所を問う疑問詞)
- 器量ノ才能と度量
- 公輔ノ名ヲ容レテ□□□□代役ヲ解カレシトナル文章體裁の記述に基づき□□□□(桂主殿殿)ノ部分ヲ挿入シテ
- 御差付リ「付」は「もすけ」。
- 斷制ニ非シハ、殿ハ名をもつておしつゝす／せまる。或ハ「斷政」か。文章體本は「斷制」ニ書入して。

本藩威厳犯スベカラサルヲ以テ退出セリ御手廻三組等各両後見二歎願  
 書ヲ出セシニ両後見ハ當度桂主殿ヲ以テ精次郎殿ノ代役トセラレタレハ須  
 佐處分ノ件ハ予等其責ニ任セスト答ヘタルニ依リ更ニ政事堂ニ歎願セシニ  
 益田家ハ當度君公ノ深キ思召アリテ桂主殿氏ヲシテ代役タラシメラレタリ  
 仍テ不日須佐行アルベシ精次郎殿幼少ノ時益田家ノ家政ハ凡テ  
 代役ノ處置ニ任セタレハ飽迄代役ニ建言シテ其裁判ヲ促スベシ萬一代役ノ  
 處置シ能ハサル事アレハ代役ヨリ本藩ニ具申シテ御指揮ヲ仰ルベシト拒絶  
 セリ尔後回天軍ハ本藩政府ニ向テ直接裁断ヲ乞フベキ旨ヲ建言シテ  
 止マス御手廻惣代ヨリモ亦歎願書ヲ出シテ處断ヲ仰ク事頻ナリ  
 茲ニ回天軍ハ一貫野村里正岡某帶陣シ津田公輔大橋三樹三中村  
 藤馬奇兵隊員山下範三郎黒谷豫四郎同伴山口ニ出ル御手廻ハ一  
 應山口金古曾ニ着泊シ後惣代ヲ残シ置キ惣人数八千坊村ニ轉シ

慶応元年（一八六五）七月

本藩ノ威厳犯スベカラサルヲ以テ退出セリ御手廻三組等各両後見二歎願  
 書ヲ出セシニ両後見ハ當度桂主殿ヲ以テ精次郎殿ノ代役トセラレタレハ須  
 佐處分ノ件ハ予等其責ニ任セスト答ヘタルニ依リ更ニ政事堂ニ歎願セシニ  
 益田家ハ當度君公ノ深キ思召アリテ桂主殿氏ヲシテ代役タラシメラレタリ  
 仍テ不日須佐行アルベシ精次郎殿幼少ノ時益田家ノ家政ハ凡テ  
 代役ノ處置ニ任セタレハ飽迄代役ニ建言シテ其裁判ヲ促スベシ萬一代役ノ  
 處置シ能ハサル事アレハ代役ヨリ本藩ニ具申シテ御指揮ヲ仰ルベシト拒絶  
 セリ尔後回天軍ハ本藩政府ニ向テ直接裁断ヲ乞フベキ旨ヲ建言シテ  
 止マス御手廻惣代ヨリモ亦歎願書ヲ出シテ處断ヲ仰ク事頻ナリ  
 茲ニ回天軍ハ一貫野村里正岡某帶陣シ津田公輔大橋三樹三中村  
 藤馬奇兵隊員山下範三郎黒谷豫四郎同伴山口ニ出ル御手廻ハ一  
 應山口金古曾ニ着泊シ後惣代ヲ残シ置キ惣人数八千坊村ニ轉シ

- 一貫野村御領（一貫脚注）参照。
- 十坊村御城村間田坊。現山口市大内御城。仁保川と間田川に挟まれた地域。
- 金古曾山口市の八幡馬場と古懸三丁目との間公生五重町。



三組一貫野村ニ逗留ス惣人員百七拾人ナリ  
 代役桂主殿一本藩政府ヨリ益田三郎左エ門栗山翁輔兩名ニ押  
 隠命ト他人相對ヲ禁シ殊ニ翁輔親撲々モ面接セシムベカラズトノ内命  
 ヲ受クルト雖トモ元來俗吏黨ノ為メニ推薦セラレテ益田家ノ代役タル主殿  
 殿ナレバ情實ニ纏綿セラレテ果斷決行スル事不能往南時日ヲ經過セ  
 シニ終ニ三郎左衛門ハ依頼退隱シ養子那衛ニ家督相續セシメ嗣家ハ  
 翁輔ハ普通ノ隱居ヲ命シ男内蔵太ニ家督相續セシメタリ  
 故ニ黨派ノ首領タルハ依然タリ  
 回天軍ヨリ山口諸隊會議所ニ出セシ願書ノ寫  
 去冬以來幣邑不穩其起ル所ハ益田三郎左衛門栗山翁輔波田與  
 市多初順左衛門等カ如キ奸吏要路ニ當リ幼主ヲ蔑ニシ自己ノ  
 權威ヲ專ニシ其外北強團ニテ魁首仲井半四郎伊弉卯一山崎十郎

三組一貫野村ニ逗留ス惣人員百七拾人ナリ

代役桂主殿一本藩政府ヨリ益田三郎左エ門栗山翁輔兩名ニ押  
 隠命ト他人相對ヲ禁シ殊ニ翁輔親撲々モ面接セシムベカラズトノ内命  
 ヲ受クルト雖トモ元來俗吏黨ノ為メニ推薦セラレテ益田家ノ代役タル主殿  
 殿ナレバ情實ニ纏綿セラレテ果斷決行スル事不能往南時日ヲ經過セ  
 シニ終ニ三郎左衛門ハ依頼退隱シ養子那衛ニ家督相續セシメ嗣家ハ  
 翁輔ハ普通ノ隱居ヲ命シ男内蔵太ニ家督相續セシメタリ  
 故ニ黨派ノ首領タルハ依然タリ

回天軍ヨリ山口諸隊會議所ニ出セシ願書ノ寫

去冬以來幣邑不穩其起ル所ハ益田三郎左衛門栗山翁輔波田與  
 市多初順左衛門等カ如キ奸吏要路ニ當リ幼主ヲ蔑ニシ自己ノ  
 權威ヲ專ニシ其外北強團ニテ魁首仲井半四郎伊弉卯一山崎十郎

●三組一貫野村ニ逗留ス惣人員百七拾人ナリ

●相續 ①当事者ヨリトテ相續シ ②互いに納傳の上で、( )にて相續すること

●押隠命ト他人相對ヲ禁シ殊ニ翁輔親撲々モ面接セシムベカラズトノ内命

●纏綿 さまじくつとこと。からまること。心こまわりついで離れないこと

●翁輔ハ普通ノ隱居ヲ命シ男内蔵太ニ家督相續セシメタリ

●

●栗山翁輔 小栗山翁輔長男。觀之助、内蔵六、膳殿、包邊(かねみち)、嘉永二年十月十二日生。明治五年(1872)参謀少佐、三等伍長を振り出しに副監助の日本陸軍参謀、教導

團歩兵科卒、西南の役征討軍参戦、戸山学校第一期生、歩兵少佐任官、近衛歩兵第四連隊隊手、近衛参謀課長、軍法会議判士、対馬警備隊区副官、陸軍憲兵大隊などを歴任。

明治五年九月十三日没。五十二。妻伊豆五瀬太郎重女(ユウ)

●諸隊會議所ニ願書ヲ呈送ス

慶応元年(一八六五)七月

左衛門松野重内宅野太郎内藤礎亮等右四人之者左祖致之  
 種々奸謀ヲ廻シ候ヨリ終ニ正邪而立ニ相成候處今日ニ至リ候テハ  
 賊勢稍盛ニ相成實以不堪痛憤之至候私共ニ統歎願之筋  
 有之候得共御膝元近ク罷出候而ハ恐多義有之候ニ付  
 一先領分志貫野ハ引越五六人丈ケ山口表罷出申然ル處  
 今度益田三郎三左衛門等隠居被仰付候得共其餘ノ義ハ絶而  
 御詮義筋モ無之候段一統疑惑ヲ生シ申候前首謀ノ者ハ吃下  
 可被處作恐寛大之御所置ニテハ正義回復之目途不相  
 立ハ眼前之吏ニ候得者一統感服難仕候此上改而御  
 詮義被仰付速ニ適當之討被仰付候様御取扱奉伏  
 願候誠恐誠惶謹言  
 七月十七日 回天軍

慶応元年（一八六五）七月

左衛門 松野重内 宅野太郎 内藤礎亮等 右四人之者（左祖致）  
 種々奸謀ヲ廻シ候ヨリ終ニ正邪而立ニ相成候處 今日ニ至リ候テハ  
 賊勢稍盛ニ相成實以不堪痛憤之至候 私共ニ統歎願之筋  
 有之候得共御膝元近ク罷出候而ハ恐多義有之候ニ付  
 一先領分志貫野ハ引越五六人丈ケ山口表罷出申然ル處  
 今度益田三郎三左衛門等隠居被仰付候得共其餘ノ義ハ絶而  
 御詮義筋モ無之候段一統疑惑ヲ生シ申候前首謀ノ者ハ吃下  
 可被處作恐寛大之御所置ニテハ正義回復之目途不相  
 立ハ眼前之吏ニ候得者一統感服難仕候此上改而御  
 詮義被仰付速ニ適當之討被仰付候様御取扱奉伏  
 願候誠恐誠惶謹言  
 七月十七日

- 左 祖（そだん） 祖（そだん） 一頁脚注参照。
- 志貫野（し） 貫野（し） 南御領（9）一頁脚注）参照。
- □□□御詮義筋モ無之候段 二書館本の記述に基づき、□□□の個所に「何タル」を補足加筆した。
- 吃下可被處□□□□ 二書館本の記述に基づき、□□□□の個所に「敵討當之處」を補足加筆「御詮義筋」見せられべき箇所」となる。



諸隊會議所

各中様

同十五日須佐ヨリ御直便トシテ安富九郎兵衛金山太左衛門等  
至一貫野村在陣回天軍及三組千防村滞在御手廻ノ間ニ往  
來シテ歸邑歎願スベキノ命ヲ傳ヘテ曰ク多数ノ人員當地ニ滞在  
スルハ頗ル不穩ノ舉動ニシテ両君公ニモ自然御煩念ヲ掛ケ實以テ恐  
懼ノ至ナレハ至當ノ請求ハ聞届ベキニヨリ一應歸邑ノ上願書差<sup>ト</sup>スベシトノ  
事ナリト然ルニ回天軍ハ邑中ニ於テ請願ノ手續キ既ニ盡セリ要路ノ奸  
吏ヲ斃サスハ正義ヲ貫徹スルニ由サシ仍テ當地ニ出頭シテ本藩政布ノ  
裁決ヲ仰クモノナレハ其不穩ノ舉動ナルモ亦已ムヲ得サルニ出ツルナリ豈好テ  
之ヲ為スモノナランヤ故ニ歸邑ノ命ハ應シ難シト決答セリ御手廻三組等  
御直便ノ命ナレハ強チ背クヘカラスト雖トモ一同歸邑歎願スルハ却テ邑中ノ混雜

諸隊會議所

各中様

同十五日須佐ヨリ御直便トシテ安富九郎兵衛金山太左衛門等  
至一貫野村在陣回天軍及三組千防村滞在御手廻ノ間ニ往  
來シテ歸邑歎願スベキノ命ヲ傳ヘテ曰ク多数ノ人員當地ニ滞在  
スルハ頗ル不穩ノ舉動ニシテ両君公ニモ自然御煩念ヲ掛ケ實以テ恐  
懼ノ至ナレハ至當ノ請求ハ聞届ベキニヨリ一應歸邑ノ上願書差<sup>ト</sup>スベシトノ  
事ナリト然ルニ回天軍ハ邑中ニ於テ請願ノ手續キ既ニ盡セリ要路ノ奸  
吏ヲ斃サスハ正義ヲ貫徹スルニ由サシ仍テ當地ニ出頭シテ本藩政布ノ  
裁決ヲ仰クモノナレハ其不穩ノ舉動ナルモ亦已ムヲ得サルニ出ツルナリ豈好テ  
之ヲ為スモノナランヤ故ニ歸邑ノ命ハ應シ難シト決答セリ御手廻三組等  
御直便ノ命ナレハ強チ背クヘカラスト雖トモ一同歸邑歎願スルハ却テ邑中ノ混雜

- 貫野村ノ初期編 (91頁脚注) 参照。
- 千防村ノ200頁脚注参照。

十六少教縁付帰邑セシメテ歎願書ヲ出サシメ其成否ヲ試ミント評  
 決御手廻リ市山濱藏山下少輔松原泰藏松原仁藏大塚浪江  
 仲井健三ノ六名ヲ推撰シテ総代タラシメ三組ハ一應御手廻リ総代歸  
 須歎願ノ上事情ヲ報知スルノ約アレハ其一報ヲ待チテ総代ヲ撰定スル  
 事ニ決セリ濱藏等安富九郎兵衛等ト共二十九日干防ヲ出發シテ  
 翌廿日着須直三出邸代役桂主殿殿二面謁シテ從來ノ始末ヲ洩サス  
 願意ヲ具申シタルニ明日書面ヲ以テ開陳スベシトノ事ニテ退出セリ  
 御手廻願書  
 去冬以來御内輪一和不仕終ニ北強團下田天軍下向立二相成リ追追本  
 藩政府之御厄害筋ニモ立至リ奉恐入候雖然為  
 御国家防外患候義ハ勿論ニ候得共必竟

慶応元年（一八六五）七月

ナレバ少教ノ総代ヲ帰邑セシメテ歎願書ヲ出サシメ其成否ヲ試ミント評  
 決シ御手廻リ市山濱藏山下少輔松原泰藏松原仁藏大塚浪江  
 仲井健三ノ六名ヲ推撰シテ総代タラシメ三組ハ一應御手廻リ総代歸  
 須歎願ノ上事情ヲ報知スルノ約アレハ其一報ヲ待チテ総代ヲ撰定スル  
 事ニ決セリ濱藏等安富九郎兵衛等ト共二十九日干防ヲ出發シテ  
 翌廿日着須直三出邸代役桂主殿殿二面謁シテ從來ノ始末ヲ洩サス  
 願意ヲ具申シタルニ明日書面ヲ以テ開陳スベシトノ事ニテ退出セリ

御手廻願書

去冬以來御内輪一和不仕終ニ北強團下田天軍下向立二相成リ追追本  
 藩政府之御厄害筋ニモ立至リ奉恐入候雖然為  
 御国家防外患候義ハ勿論ニ候得共必竟

- 干坊リ 2 の頁脚注参照
- 出邸 11 並松原に出願すること。 6 の頁脚注参照
- 從來ノ始末ヲ洩サス 願意ヲ具申シタルニ 次書紙末に對つて 〇〇〇〇の脚所に「詳報」と稱置候事した。



先君御逝去後執政之者因循打過依姑之沙汰有之候ヨリ  
 隔日二甚敷就而者當夏已來私共中間二相立乍微力周旋  
 仕候得共其益無之今日二至リ候而者混和之目途不相立  
 悲泣之至三候□以切迫之時勢北邨之要害八相守候義者  
 御家之任二被為仕候得共只今之趣人心一和不仕候而者  
 御家之御為筋者不及申  
 御兩國一箇之疲弊二候得者些細之議論者關キ北強團之魁  
 首タル者ヲ罰シ回天軍ハモ相當之罪被加速ニ混和之基ヲ開キ  
 一團之正義恢復仕  
 御國家之御為二盡死力度候尚私共非分有之候ハ、伏罪  
 候間条理判然公道之  
 御英斷偏二奉懇願候誠惶誠恐謹言

先君御逝去後執政之者因循二打過依姑之沙汰有之候ヨリ  
 隔日二甚敷就而者當夏已來私共中間二相立乍微力周旋  
 仕候得共其益無之今日二至リ候而者混和之目途不相立  
 悲泣之至三候□以切迫之時勢北邨之要害八相守候義者  
 御家之任二被為仕候得共只今之趣人心一和不仕候而者  
 御家之御為筋者不及申  
 御兩國一箇之疲弊二候得者些細之議論者關キ北強團之魁  
 首タル者ヲ罰シ回天軍ハモ相當之罪被加速ニ混和之基ヲ開キ  
 一團之正義恢復仕  
 御國家之御為二盡死力度候尚私共非分有之候ハ、伏罪  
 候間条理判然公道之  
 御英斷偏二奉懇願候誠惶誠恐謹言

- 因循 ①古く習慣により従つて改めないこと。②くずくずしてためらうこと。
- 依姑 依 ① 借題のこと。②たよりごと。③たよりとするもの。父母まじう。
- 打過 ① 打ち過ぎて。② 12頁参照。圭角（言語・行動が正確でないこと）と同じ。
- 混和 ① まじりあはせること。
- 北邨 邨 ① 北の村。源氏は北強團の北邨。文書原本では「北方」誤書と書いてある。
- 非分 ① 自分の分限でないこと。分毫超ること。② 道理に合わないこと。

御手廻中

七月廿一日

右願書邑政堂ニ出セリ  
 茲ニ奇兵隊書記時直八氏ノ意見ニテ回天軍ハ今ニ應歎願ノ為メ  
 歸須スベシ萬一逮捕又ハ叱責セハ直ニ隊兵ヲ引率シテ須佐ニ向フベシト  
 事ニテ奇兵隊山下範二郎回天軍津田公輔安岡五郎三浦政衛  
 等歸須ニ決シ旅装已ニ成ルノトキ探偵者須佐ヨリ歸陣報シテ曰ク堂度  
 須佐邑ニ於テ創立セシ各隊ハ本藩ノ命令ヲ以テ不日解散セシメラル、由内  
 達アリテ回天軍北強團新撰隊等ノ隊名ヲ廢シ並ニ育英館  
 ニ入リテ文武ノ稽古ヲ為サシムル事ニ決シタリ必ヤ邑政堂俗吏ノ山口ニ在ル  
 者ノ須佐両立ノ基因ハ必竟回天軍ノ立隊ニアル由ヲ内陳シテ本  
 藩政府ヲ瞞着シ其勢力ヲ假リテ正邪ヲ混同シ己カ罪惡ノ形跡ヲ  
 湮滅セントスルノ權謀ナルベシト是ニ於テ回天軍ハ役員會議ヲ開設シ

慶応元年（一八六五）七月

七月廿一日 御手廻中

右願書ヲ邑政堂ニ出セリ（注）  
 茲ニ奇兵隊書記時直八氏ノ意見ニテ回天軍ハ今ニ應歎願ノ為メ  
 歸須スベシ萬一逮捕又ハ叱責セハ直ニ隊兵ヲ引率シテ須佐ニ向フベシト  
 事ニテ奇兵隊山下範二郎回天軍津田公輔安岡五郎三浦政衛  
 等歸須ニ決シ旅装已ニ成ルノトキ探偵者須佐ヨリ歸陣報シテ曰ク堂度  
 須佐邑ニ於テ創立セシ各隊ハ本藩ノ命令ヲ以テ不日解散セシメラル、由内  
 達アリテ回天軍北強團新撰隊等ノ隊名ヲ廢シ並ニ育英館  
 ニ入リテ文武ノ稽古ヲ為サシムル事ニ決シタリ必ヤ邑政堂俗吏ノ山口ニ在ル  
 者ノ須佐両立ノ基因ハ必竟回天軍ノ立隊ニアル由ヲ内陳シテ本  
 藩政府ヲ瞞着シ其勢力ヲ假リテ正邪ヲ混同シ己カ罪惡ノ形跡ヲ  
 湮滅セントスルノ權謀ナルベシト是ニ於テ回天軍ハ役員會議ヲ開設シ

- （注）軍船本（上）の後に尊攘軍本の294頁に該当する次の文章がある、『右願書邑政堂ニ出セリニ突然山登戦ヲ始メ大名ノ後代及軍種鬼助ノ野戰助松井半助等孰モ幽囚セラレシメ』欄開かれた日付で何れが正しいか要研究
- 須佐両立（正義派（回天軍））と偽講究（北強団）の二つが対立していること
- 講究したとみること。こまかすこと。講究（まかすこと）



歸須歎願、如何論究<sup>ニ</sup>津田公輔曰、俗吏等先相院君  
 諱証<sup>シ</sup>其容<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>及<sup>テ</sup>テ仙相院君ノ威光<sup>ヲ</sup>戴<sup>キ</sup>テ而後見<sup>テ</sup>籠絡<sup>シ</sup>次  
 南園隊<sup>ヲ</sup>欺<sup>キ</sup>遂<sup>ニ</sup>本藩政府處断<sup>ヲ</sup>躊躇<sup>セ</sup>シムル<sup>ニ</sup>至<sup>レ</sup>リ其  
 奸惡<sup>ヲ</sup>至<sup>ラ</sup>サル所<sup>ナ</sup>シ今<sup>ニ</sup>シテ正邪曲直<sup>ヲ</sup>判別<sup>シ</sup>公平無私<sup>ノ</sup>断決<sup>ヲ</sup>頼<sup>ム</sup>  
 独<sup>リ</sup>奇兵隊アル<sup>ノ</sup>ミ乃<sup>チ</sup>回天全軍<sup>ヲ</sup>率<sup>テ</sup>奇兵隊<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>同隊<sup>ノ</sup>力<sup>ニ</sup>  
 籍<sup>リ</sup>テ正氣恢復<sup>ノ</sup>郊<sup>ヲ</sup>奏<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>若<sup>クハ</sup>無<sup>シ</sup>ト中村泰<sup>一</sup>中村藤馬<sup>等</sup>  
 此說<sup>ニ</sup>同感<sup>ナ</sup>リ栗山徹藏<sup>大橋三樹</sup>三六探偵者<sup>ノ</sup>飛報<sup>ノ</sup>設<sup>テ</sup>無<sup>シ</sup>  
 キ<sup>テ</sup>保<sup>セ</sup>ズベカラズ姑<sup>ク</sup>御手廻<sup>三</sup>組等<sup>ノ</sup>歸須歎願<sup>ニ</sup>一臂<sup>ヲ</sup>添<sup>ヘ</sup>其  
 成<sup>ヲ</sup>待<sup>テ</sup>テ後進退<sup>ヲ</sup>決<sup>ス</sup>ル<sup>モ</sup>晚<sup>キ</sup>ニ非<sup>ス</sup>ト甲論<sup>乙駁</sup>紛<sup>々</sup>議<sup>々</sup>タ<sup>リ</sup>シカ  
 殊<sup>ニ</sup>ト全軍<sup>公輔</sup>等<sup>ノ</sup>説<sup>ヲ</sup>賛<sup>成</sup>セ<sup>リ</sup>

初<sup>メ</sup>須<sup>佐</sup>ヨ<sup>リ</sup>探偵者<sup>ノ</sup>歸陣<sup>スル</sup>ヤ恰<sup>モ</sup>好<sup>シ</sup>玉川小文吾<sup>等</sup>金山  
 義十郎<sup>上</sup>同<sup>奇</sup>兵隊<sup>ヨ</sup>リ来<sup>ル</sup>ニ會<sup>セ</sup>リ其<sup>ノ</sup>飛報<sup>ノ</sup>最<sup>ニ</sup>懸念<sup>ナル</sup>ヲ以<sup>テ</sup>直<sup>ニ</sup>

歸須歎願ノ如何論究<sup>ニ</sup>津田公輔曰<sup>ク</sup>俗吏等<sup>先相院君</sup>二  
 諱証<sup>シ</sup>其容<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>及<sup>テ</sup>テ仙相院君ノ威光<sup>ヲ</sup>戴<sup>キ</sup>テ而後見<sup>テ</sup>籠絡<sup>シ</sup>次  
 南園隊<sup>ヲ</sup>欺<sup>キ</sup>遂<sup>ニ</sup>本藩政府處断<sup>ヲ</sup>躊躇<sup>セ</sup>シムル<sup>ニ</sup>至<sup>レ</sup>リ其  
 奸惡<sup>ヲ</sup>至<sup>ラ</sup>サル所<sup>ナ</sup>シ今<sup>ニ</sup>シテ正邪曲直<sup>ヲ</sup>判別<sup>シ</sup>公平無私<sup>ノ</sup>断決<sup>ヲ</sup>頼<sup>ム</sup>  
 独<sup>リ</sup>奇兵隊アル<sup>ノ</sup>ミ乃<sup>チ</sup>回天全軍<sup>ヲ</sup>率<sup>テ</sup>奇兵隊<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>同隊<sup>ノ</sup>力<sup>ニ</sup>  
 籍<sup>リ</sup>テ正氣恢復<sup>ノ</sup>郊<sup>ヲ</sup>奏<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>若<sup>クハ</sup>無<sup>シ</sup>ト中村泰<sup>一</sup>中村藤馬<sup>等</sup>  
 此說<sup>ニ</sup>同感<sup>ナ</sup>リ栗山徹藏<sup>大橋三樹</sup>三六探偵者<sup>ノ</sup>飛報<sup>ノ</sup>設<sup>テ</sup>無<sup>シ</sup>  
 キ<sup>テ</sup>保<sup>セ</sup>ズベカラズ姑<sup>ク</sup>御手廻<sup>三</sup>組等<sup>ノ</sup>歸須歎願<sup>ニ</sup>一臂<sup>ヲ</sup>添<sup>ヘ</sup>其  
 成<sup>ヲ</sup>待<sup>テ</sup>テ後進退<sup>ヲ</sup>決<sup>ス</sup>ル<sup>モ</sup>晚<sup>キ</sup>ニ非<sup>ス</sup>ト甲論<sup>乙駁</sup>紛<sup>々</sup>議<sup>々</sup>タ<sup>リ</sup>シカ  
 殊<sup>ニ</sup>ト全軍<sup>公輔</sup>等<sup>ノ</sup>説<sup>ヲ</sup>賛<sup>成</sup>セ<sup>リ</sup>

初<sup>メ</sup>須<sup>佐</sup>ヨ<sup>リ</sup>探偵者<sup>ノ</sup>歸陣<sup>スル</sup>ヤ恰<sup>モ</sup>好<sup>シ</sup>玉川小文吾<sup>等</sup>金山  
 義十郎<sup>上</sup>同<sup>奇</sup>兵隊<sup>ヨ</sup>リ来<sup>ル</sup>ニ會<sup>セ</sup>リ其<sup>ノ</sup>飛報<sup>ノ</sup>最<sup>ニ</sup>懸念<sup>ナル</sup>ヲ以<sup>テ</sup>直<sup>ニ</sup>

● 諱(ごん) 諱ニ專事を曲げてそしめること。  
 ● 一(いつ) 一いつの時。片断。断をさるゝ力を輕くすること。  
 ● 事(こと) 事不明。「事」は定字か。文書原本、草稿本は共に「原スベカラズ」「原ス」ニ「ヤサシク」か。

吉田本堂歸隊英治郎等相計り隊長阿川四郎二具  
 陳阿川共本陣二至リテ須佐ノ近況ヲ報告ス仍テ本陣ハ俄ニ  
 會議ヲ開キ至急回天軍ヲ誘引スルノ得策タルニ決シ英次郎玉  
 川小文吾金山義十郎二命シテ一貫野ニ来ラシム于時回天軍ハ已ニ  
 奇兵隊二入隊スベキ決議ヲ為シタレバ栗山徹藏大橋三樹三等ヲ除キ殊ト  
 全軍其準備ヲ為セリ御手廻三組等ハ依然老貫野千防等ニ  
 滞留シテ須佐ヨリ確報ノ至ルヲ待ツ  
 同日回天軍老貫野村出發英治郎玉川小文吾等同伴山口ヲ  
 經テ翌廿一日吉田驛ニ着シ奇兵隊二入ル  
 五番銃隊 津田公輔事 牧小太郎兼常  
 七番銃隊 中村泰一事 村上研吾満忠  
 三番銃隊 中村藤馬事 坪嶋正三英義

慶応元年（一八六五）七月

吉田本堂歸隊英治郎等相計り隊長阿川四郎二具  
 陳シ阿川ト共本陣ニ至リテ須佐ノ近況ヲ報告ス仍テ本陣ハ俄ニ  
 會議ヲ開キ至急回天軍ヲ誘引スルノ得策タルニ決シ英次郎玉  
 川小文吾金山義十郎二命シテ一貫野ニ来ラシム于時回天軍ハ已ニ  
 奇兵隊二入隊スベキ決議ヲ為シタレバ栗山徹藏大橋三樹三等ヲ除キ殊ト  
 全軍其準備ヲ為セリ御手廻三組等ハ依然老貫野千防等ニ  
 滞留シテ須佐ヨリ確報ノ至ルヲ待ツ

同日回天軍老貫野村出發英治郎玉川小文吾等同伴山口ヲ  
 經テ翌廿一日吉田驛ニ着シ奇兵隊二入ル

五番銃隊 津田 公輔事 牧 小太郎兼常  
 七番銃隊 中村 泰一事 村上 研吾満忠  
 三番銃隊 中村 藤馬事 坪嶋 正三英義

- 本堂ハ本陣ト同シ。
- 一貫野ハ一貫野村ニ參照。
- 千防ハ山口ニ參照。



五番銃隊	梅津 熊之進 正義
壹番銃隊	梅津 瀧之進
三番銃隊	無 重半藏 義一
全 上	宅野 金之丞
五番銃隊	岩本 藤太
三番銃隊	岩本 勇馬
五番銃隊	内山 茂樹
五番銃隊	河上 小一郎 俊光
壹番銃隊 原井 直助 事	村田 團藏 政徳
大谷 源藏 事	森 義助 晴政
三番銃隊 三浦 政衛 事	和田 三郎 義一
壹番銃隊 内田 正一 事	三浦 平之助 尚武

五番銃隊  
 壹番銃隊  
 三番銃隊  
 全 上  
 五番銃隊  
 三番銃隊  
 全 上  
 五番銃隊  
 五番銃隊  
 三番銃隊  
 壹番銃隊

原井 直助 事  
 大谷 源藏 事  
 三浦 政衛 事  
 内田 正一 事

梅津 熊之進 正義  
 梅津 瀧之進  
 重 半藏 義一  
 宅野 金之丞  
 岩本 藤太  
 岩本 勇馬  
 内山 茂樹  
 河上 小一郎 俊光  
 村田 團藏 政徳  
 森 義助 晴政  
 和田 三郎 義一  
 三浦 平之助 尚武

●内田正一・内田正一郎（益田繁臣、四組、回天軍）の誤りではなからうか。

三番銃隊	大谷千代松事	竹田十郎
五番銃隊		松永藏之助勝正
小隊		曾根茂一
全上		山地乙吉
全上	御臺所ノ宇三郎事	森榮藏
全砲隊		御手洗五郎光重
全上		久我龜吉忠行
全上		三明政吉
全上		淺野新平
全上		林啓藏
全上		有田彦兵衛忠孝
全上		矢田之進正義

慶応元年（一八六五）七月

三番銃隊	大谷千代松事	竹田十郎
五番銃隊		松永藏之助勝正
小隊		曾根茂一
全上		山地乙吉
全上	御臺所ノ宇三郎事	森榮藏
全砲隊		御手洗五郎光重
全上		久我龜吉忠行
全上		三明政吉
全上		淺野新平
全上		林啓藏
全上		有田彦兵衛忠孝
全上		矢田之進正義

● 複製本と文書館本とで名前の書き方が異なる者がある。

複製本	文書館本
御手洗五郎光重	↓ 御手洗乙五郎光重
淺野新平	↓ 淺野新兵衛



全上  
全上  
全上

吉川道助正義  
寺山瀧藏則正  
田村為吉

同廿八日須佐ヨリ御直便トシテ増野勝太夫大谷利兵衛等壹貫野村千  
坊村等二至リ至急歸須スベシ若シ歸須セサル時ハ其旨趣ヲ詳陳スベキノ  
命ヲ傳ヘ且曰ク勝太等今ヨリ吉田奇兵隊ニ至リ君命ヲ傳フベキ事アリ郷  
等歸須ニ決セハ予等先タチテ歸ルモ可ナリ否ラサレバ予等歸途山口ニ泊  
スルヲ期シテ決答ヲ為スベシト御手廻三組等ハ各會議ノ上山口ニ向テ回答  
セント約セリ勝太等轉シテ吉田奇兵隊本陣ニ至ルト雖トモ應接其要領ヲ  
盡ササル旨ヲ以テ謝絶セラレ山口ニ歸ル  
茲ニ壹貫野村千坊二村ニ滞在ノ御手廻三組等ハ回天軍吉田行ノ後ハ大  
厦ノ柱石ヲ失ヒタル如ク殆ト支フヘカラサル忝クナレハ協議ノ上彌富村全柳寺

全上  
全上  
全上

吉川道助正義  
寺山瀧藏則正  
田村為吉

同廿八日 須佐ヨリ御直便トシテ 増野勝太夫 大谷利兵衛等 壹貫野村 千  
坊村等二至リ 至急歸須スベシ 若シ歸須セサル時ハ 其旨趣ヲ詳陳スベキノ  
命ヲ傳ヘ 且曰ク 勝太等今ヨリ吉田奇兵隊ニ至リ君命ヲ傳フベキ事アリ 郷  
等歸須ニ決セハ 予等先タチテ歸ルモ可ナリ 否ラサレバ 予等歸途山口ニ泊  
スルヲ期シテ決答ヲ為スベシト 御手廻三組等ハ各會議ノ上山口ニ向テ回答  
セント約セリ 勝太等轉シテ吉田奇兵隊本陣ニ至ルト雖トモ 應接其要領ヲ  
盡ササル旨ヲ以テ 謝絶セラレ山口ニ歸ル  
茲ニ壹貫野村千坊二村ニ滞在ノ御手廻三組等ハ回天軍吉田行ノ後ハ大  
厦ノ柱石ヲ失ヒタル如ク 殆ト支フヘカラサル忝クナレハ協議ノ上 彌富村全柳寺

- 吉川道助正義「吉川」は「吉田」の誤り、文書原本に準つて修正した。なお「吉田」は正しくは「秀田」にて弥富の人なり。
- 大厦（たかひ）大きな建物。
- 全柳寺（けんりゅうじ）寺名。

返歸リテ、數願スルニ決意スルモノ大半ナリ。増野勝太等ノ山口ニ歸ルヲ待テ、  
 其旅寓ニ至リテ、其旨ヲ回答ス。  
 勝太ハ山口堅小路ニ文字屋某ヲ雇ヒテ、諸隊會議所ニ至リ、奇兵隊參  
 謀時山氏ニ對シテ同隊入隊ノ田天軍ヲ除隊シテ須佐ハ歸ラシメラレシ事  
 ヲ請ハシメタルニ、時山氏ハ邑中奸賊ノ首ヲ勿テ出サハ、田天軍ハ即日歸須セシメント  
 答ヘタリ。  
 八月五日、増野勝太等山口發程、御手廻三組等モ大半出發ス。栗山  
 徹三、御手廻三組ノ大半ニ口口同伴シテ歸リ、大橋三樹三ハ奇兵隊入隊ニ決  
 シテ、御手廻三組ノ内、入隊ニ決セシ有志者ト同伴、翌六日出發、七日吉  
 田驛ニ着シテ入隊ノ申込ヲ為シタリ、然ルニ三樹三ハ事故アリテ入隊ヲ許レス。  
 進藤半九郎ト更二山口ニ出テ後、集義隊ニ入ル。  
 同日入隊スルモノ拾名。

慶応元年（一八六五）八月

返歸リテ、數願スルニ決意スルモノ大半ナリ。増野勝太等ノ山口ニ歸ルヲ待テ、  
 其旅寓ニ至リテ、其旨ヲ回答ス。  
 勝太ハ山口堅小路ニ文字屋某ヲ雇ヒテ、諸隊會議所ニ至リ、奇兵隊參  
 謀時山氏ニ對シテ同隊入隊ノ田天軍ヲ除隊シテ須佐ハ歸ラシメラレシ事  
 ヲ請ハシメタルニ、時山氏ハ邑中奸賊ノ首ヲ勿テ出サハ、田天軍ハ即日歸須セシメント  
 答ヘタリ。

八月五日、増野勝太等山口發程、御手廻三組等モ大半出發ス。栗山  
 徹三、御手廻三組ノ大半ニ口口同伴シテ歸リ、大橋三樹三ハ奇兵隊入隊ニ決  
 シテ、御手廻三組ノ内、入隊ニ決セシ有志者ト同伴、翌六日出發、七日吉  
 田驛ニ着シテ入隊ノ申込ヲ為シタリ、然ルニ三樹三ハ事故アリテ入隊ヲ許レス。  
 進藤半九郎ト更二山口ニ出テ後、集義隊ニ入ル。

同日入隊スルモノ拾名

- 堅小路文字屋は今も現存する堅小路の文房具屋の老舗。御用商人として政府筋に顔が利いたのである。
- 同日、十人入隊スルモノ拾名は、次頁の人数を数えたら十二名。文書原本も十名と記述している。
- 御手廻三組等大半ニ口口同伴シテ歸リこの部分は車輛本では御手廻三組等大半出發ス。栗山徹三ハ御手廻三組大半ニ口口同伴シテ歸ル。大橋三樹三ハ奇兵隊入隊ニ決シ」となっている。



貳番銃隊	西尾壯助事	木村敬助 正直
全上		若月健三
全上	横田源三郎事	嶋城久吉
全上		村岡三郎
器械方		品川順太
小隊	御馬屋嘉平事	桐嶋五郎
全上	宇谷組小平事	波田仙市
全上	宇谷組	道田政吉
全上	宇谷組太事	笹倉新之丞
全上	市丸組蔵左衛門事	田中作一
全上	市丸組善兵衛事	河原善一
全上	瀬尻組佐七事	波田権十郎

貳番銃隊  
 全上  
 全上  
 全上  
 器械方  
 小隊  
 全上  
 全上  
 全上  
 全上  
 全上  
 全上

西尾壯助事

横田源三郎事

御馬屋嘉平事

宇谷組小平事

宇谷組

宇谷組太事

市丸組蔵左衛門事

市丸組善兵衛事

瀬尻組佐七事

木村敬助 正直

若月健三

嶋城久吉

村岡三郎

品川順太

桐嶋五郎

波田仙市

道田政吉

笹倉新之丞

田中作一

河原善一

波田権十郎

●若月健三と書かれたものでは「若月健三」と書かれている。

同日兼重五郎四郎 三浦常之進 高津久間 三浦甚四郎 高津藤太 伊藤秀助 高津善兵衛 天谷助之進 中村盛人 兵衛九市丸組七郎 左五郎 源四郎 又五郎 等吉田驛 来着右廿名八千坊 然ルニ 曩ニ入隊セシ 牧小太郎 其他元回天軍 遂ニ奇兵隊入隊決セリ 然ルニ 曩ニ入隊セシ 牧小太郎 其他元回天軍 員モ其旅寓ニ至リ 一會シテ 評議セシニ 當度来着ノ廿名八人 隊ヲ為スシテ 奇兵隊本陣ニ 歎願書ヲ出シ 入隊員ト内外相應シテ 其聲援ヲ促スベシト 決定セリ

茲ニ桂主殿ハ 俗吏ノ 贊畫ニ據リ 領内ノ 士卒ヲ 召喚シ 就中 御手廻 三組 等正義派ノ 者ヲ一ニ 名宛殿内大廣間ニ 出サシメ 役員列席 威儀堂々 中ニ 邑政府ニ 反セル 運動ノ 旨趣ヲ 紀問シ 自今 代役ノ 指揮ニ 從フヤ 否ヤヲ 決答セシメタルニ 依リ 御旨ニ 從フベシト 答ハタルモノ 尠カラス 是ニ 於テ 其

慶応元年（一八六五）八月

同日 兼重五郎四郎 三浦常之進 高津久間 三浦甚四郎  
 高津藤太 伊藤秀助 高津善兵衛 天谷助之進  
 中村盛人 兵衛九市丸組七郎 左五郎 源四郎 又五郎 等吉田驛  
 来着右廿名八千坊 然ルニ 曩ニ入隊セシ 牧小太郎 其他元回天軍  
 遂ニ奇兵隊入隊決セリ 然ルニ 曩ニ入隊セシ 牧小太郎 其他元回天軍  
 員モ其旅寓ニ至リ 一會シテ 評議セシニ 當度来着ノ廿名八人 隊ヲ為スシテ  
 奇兵隊本陣ニ 歎願書ヲ出シ 入隊員ト内外相應シテ 其聲援ヲ促スベシト  
 決定セリ

茲ニ桂主殿ハ 俗吏ノ 贊畫ニ據リ 領内ノ 士卒ヲ 召喚シ 就中 御手廻 三組  
 等正義派ノ 者ヲ一ニ 名宛殿内大廣間ニ 出サシメ 役員列席 威儀堂々  
 中ニ 邑政府ニ 反セル 運動ノ 旨趣ヲ 紀問シ 自今 代役ノ 指揮ニ 從フヤ  
 否ヤヲ 決答セシメタルニ 依リ 御旨ニ 從フベシト 答ハタルモノ 尠カラス 是ニ 於テ 其

●右廿名一名前が記されている者は十三名



從フベシト答コタヘタル者ハ 邑政堂ニ至リ俗論堂ト共ニ血ヲ刺シテ誓約セシメタリ  
 同ノ十八日 松原平左衛門組六須佐邑政堂ニ於テ松本良左衛門ト激論數時ニ  
 涉リシカ 同ノ夜平左衛門ハ自宅ニ於テ割腹セリ 其ノ旨趣ニ通シ遺書ニ詳悉セシモ  
 親戚之ヲ秘シテ口口口公ニセサル由ナリ 平左衛門ハ平素質直廉耻重シスルノ  
 氣衆アリ 且シテ祖先六左衛門堯近ノ益田家廿一代元堯ノ時ニ殊遇セラレ元堯ノ  
 喪ニアリテ再三殉死ヲ請フト雖トモ許レス 依テ其ノ二週忌辰ヲ以テ屠腹セシ氣概  
 概ヲ慕ヒシニ 右衛門介君ノ逝去後 邑中正俗岡立トナリ 邑政堂中議政ノ頭  
 職ニ在ル者 及シテ北強團中魁首タル者ハ 大概同級ノ大組ニシテ因循姑息ヲ  
 主トナシ 剩ハ正義ノ士ヲ幽殺セシヲ憤ツテ 同級ノ會議ニモ出席セス 贊々  
 閑居セシカ 遂ニ今日ノ事ニ及ヘリト云フ 本藩政府ヨリハ 龍崎山口藩在中ナル情勢  
 正論ノ士六人 一 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主  
 正論ノ士六人 一 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主  
 同日 兼重五郎四郎等 奇兵隊本陣ニ一封ノ數願書ヲ呈出ス

從フベシト答コタヘタル者ハ 邑政堂ニ至リ俗論堂ト共ニ血ヲ刺シテ誓約セシメタリ

同ノ十八日 松原平左衛門組六須佐邑政堂ニ於テ松本良左衛門ト激論數時ニ  
 涉リシカ 同ノ夜平左衛門ハ自宅ニ於テ割腹セリ 其ノ旨趣ニ通シ遺書ニ詳悉セシモ  
 親戚之ヲ秘シテ口口口公ニセサル由ナリ 平左衛門ハ平素質直廉耻重シスルノ  
 氣衆アリ 且シテ祖先六左衛門堯近ノ益田家廿一代元堯ノ時ニ殊遇セラレ元堯ノ  
 喪ニアリテ再三殉死ヲ請フト雖トモ許レス 依テ其ノ二週忌辰ヲ以テ屠腹セシ氣概  
 概ヲ慕ヒシニ 右衛門介君ノ逝去後 邑中正俗岡立トナリ 邑政堂中議政ノ頭  
 職ニ在ル者 及シテ北強團中魁首タル者ハ 大概同級ノ大組ニシテ因循姑息ヲ  
 主トナシ 剩ハ正義ノ士ヲ幽殺セシヲ憤ツテ 同級ノ會議ニモ出席セス 贊々  
 閑居セシカ 遂ニ今日ノ事ニ及ヘリト云フ 本藩政府ヨリハ 龍崎山口藩在中ナル情勢  
 正論ノ士六人 一 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主  
 正論ノ士六人 一 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主 櫻下主

同日 兼重五郎四郎等 奇兵隊本陣ニ一封ノ數願書ヲ呈出ス

- 松本良左衛門ハ古藤藩助の妻が良左衛門の娘といふ關係。
- 口口口ニナル由ナリハ文書原本の記述に従ひ口口口の個所に「世間」と補足加筆した。
- 氣衆ハ氣負、氣たて、こころたて、氣性。
- 殊遇ハ特別ならぬなし。
- 忌辰ハ親の命日。また広く死者の命日。忌日(きじつ)と同じ。
- 割腹ハ証書が華カレニ由ナキヲ止ムハ「由ナキヲ止ム」ト云フ。

和

歎願書

去冬已来弊邑不穩、後處其源、因奸吏等要路、當幼主ヲ蔑如シ、自己ノ權勢ヲ專ニシ候ヨリ、終ニ正邪兩立ニ立至リ候次第、實以痛憤悲泣之至ニ罷在候然ルニ去月、本藩政府ヨリ、兩奸吏退職之御處、分有之候得共、今日ニ至リ、却テ俗議、弥盛ニ相成、詔諭ノ臣ヲ登庸シ、正義ノ士ヲ擯斥シ、人々其堵ニ安スル事不能、追々脱走シテ外居仕候、必竟ハ兩奸吏退職後ト雖トモ、左祖ノ奸吏ハ依然相通シテ種々之陰謀ヲ為候得者、屹度御誥義相成候而、夫々適當痛憤悲泣之御處、斷被仰付各感腹仕、領内一和、永ク後艱無之候様、御取計被下度、仍而奉願上候、誠恐誠惶謹言、

須佐藩

慶応元年（一八六五）八月

歎願書

去冬已来 弊邑不穩 二候 處 其源 因 八奸吏等 要路 二當リ  
幼主ヲ蔑如シ 自己ノ權勢ヲ專ニシ候ヨリ 終ニ正邪兩立ニ立至  
リ候次第 實以痛憤悲泣之至ニ罷在候然ルニ去月 本  
藩政府ヨリ 兩奸吏退職之御處 分有之候得共 今日ニ至リ  
却テ俗議 弥盛ニ相成 詔諭ノ臣ヲ登庸シ 正義ノ士ヲ擯斥シ  
人々其堵ニ安スル事不能 追々脱走シテ外居仕候 必竟ハ兩  
奸吏退職後ト雖トモ 左祖ノ奸吏ハ依然相通シテ種々之陰謀ヲ  
為候得者 屹度御誥義相成候而 夫々適當痛憤悲泣之御處 斷  
被仰付各感腹仕 領内一和 永ク後艱無之候様 御取計被  
下度 仍而奉願上候 誠恐誠惶謹言

須佐藩

●詔諭（しごん） くつらうごん。

●擯（ひん） 所しりぞけてのひらくこと。

●堵（と） 二安スルリ 堵は垣根。垣根の内に安んずる。一土堵。

●兩奸（りょうけん） 益田昌吉左衛門と黒山翁輔のこと。201と2頁及び251と2頁参照。

●先（せん） 指し1と1頁脚注参照。

●兼重五郎四郎介何故（須佐藩）の名前で奇兵隊に手紙を書きつけたのか。慶応元年五月十八日、職役三郎左右衛門、追役翁輔と罷免、その後任には即日夫、柳野又十郎、松本良左衛門が任命されている。そして七月、三郎左右衛門、翁輔は押陣屋を命じた。この間に忠政軍に注目がある。たゞは考えられない。勝手に「須佐藩」の名前を騙つたのか。



八月廿日 各 中  
 奇兵隊ハ右願書ヲ受理セシニ付 五郎四郎等ハ老貞野村ニ滞在シ  
 テ裁判可相待トノ事ニテ直チニ出發セリ  
 奇兵隊參謀兼書記時山直八氏 政府ニ照會ノ為メ出山次テ  
 軍監山縣狂助氏 參謀兼書記三好軍太郎氏等周旋アリテ  
 先ツ須佐藩有志者入隊ノ許可ヲ得タリ  
 一 奇兵隊本陣ヨリ問案并ニ答辨  
 一 先君徳山ニ於テ御切迫之節 語居人何某二候哉  
 一 松原仁藏 有田新左衛門 御側役二候  
 一 報知ニ歸リ候人何某二候哉  
 一 松原茂二郎 三好久平 中村藤馬ニテ候  
 一 重役之者何某二候哉

八月廿日

各 中

奇兵隊ハ右願書ヲ受理セシニ付 五郎四郎等ハ老貞野村ニ滞在シ  
 テ裁判可相待トノ事ニテ直チニ出發セリ

奇兵隊參謀兼書記 時山直八氏 政府ニ照會ノ為メ出山次テ  
 軍監 山縣狂助氏 參謀兼書記 三好軍太郎氏等周旋アリテ  
 先ツ須佐藩有志者入隊ノ許可ヲ得タリ

- 一 奇兵隊本陣ヨリ問案并ニ答辨
- 一 先君徳山ニ於テ御切迫之節 語居人何某二候哉
- 一 松原仁藏 有田新左衛門 御側役二候
- 一 報知ニ歸リ候人何某二候哉
- 一 松原茂二郎 三好久平 中村藤馬ニテ候
- 一 重役之者何某二候哉

●軍監ニ附隊に於て軍務の監督を掌る者で、総督に次ぐ要職。総督と大身の名目的人物が任命されている場合は、表裏的には軍官の任務を果たす。士官であるが、足輕以下の身分の出身者でも、総督から頼出の士族の上に入隊中は士列に扱われ、乗馬を許された(本巻第一部「藩隊關係 編年表」(慶応元年四月九日条) 1085頁)

職役益田三郎左衛門加判増野又十郎當役栗山翁  
 輔同上大田丹宮用人多禰順左工門同上波田與  
 市同上入江忠左衛門二候  
 一先君御逝去後正義之士幽囚八何某二候哉  
 小國融藏大谷樸助二候  
 一總人数親類預ケト八回天軍総人数二候哉  
 回天軍総人数二候  
 一五ヶ條之罪状如何哉  
 一高正院様御自分被立置候御手組相破候事  
 一仙相院様御趣意相背候事  
 一慎中脱走之事  
 一御家来中ヲ隊中へ俗論二申落候事

慶応元年（一八六五）八月

職役 (傳益田家 益田 家次 爲善) 益田三郎左衛門 加判 増野又十郎 (傳其前 若田 回天義勇會 櫻忠) 當役 栗山翁 (土本 朝彦 伝國田 爲善)  
 輔 同上 大田丹宮用人 多禰順左工門 同上 波田與 (土本)  
 市 同上 入江忠左衛門 二候  
 一 先君御逝去後 正義之士 幽囚八何某二候哉  
 小國融藏 大谷樸助 二候  
 一 總人数親類預ケト八回天軍総人数二候哉  
 回天軍総人数二候  
 一 五ヶ條之罪状如何哉  
 一 高正院様 御自分被立置候御手組相破候事  
 一 仙相院様 御趣意 相背候事  
 一 慎中脱走之事  
 一 御家来中ヲ隊中へ俗論二申落候事

●御手組



一 御法北背キ商家、大金ヲカタリ出候事  
 一 北強團魁音ノ人何某ニ候哉  
 多弥卯一 仲井半四郎 山崎十郎 左衛門 宅野太郎 松  
 野重内 大谷岩尾 内藤礎亮等ノ由ニ候  
 一 益田三郎 左衛門 如何ノ人物ニ候哉  
 執事ノ職ニ居リ 幼主ヲ農如シ 己ノ權ヲ振ヒ 人ヲ侮リ候  
 一 大谷樸助 割腹之節 北強團ヨリ 何某倭證ニ出候哉  
 北強團總人數ニ候  
 一 北強團之内 兩人何某ニ候哉  
 宅野太郎 内藤礎亮ニ候  
 一 青英館尚田天軍へ 地方農兵入込之義ニ付 沙汰違ヒ 如何ノ事ニ候哉

一 御法<sup>ごぼう</sup>北背<sup>きたへ</sup>キ<sup>き</sup> 商家<sup>しやうか</sup>ノ大金<sup>おおいけ</sup>ヲカタリ<sup>かたり</sup>出候<sup>だし</sup>事<sup>こと</sup>  
 一 北強團<sup>きたがうだん</sup>魁音<sup>かゐ</sup>ノ人<sup>ひと</sup>何<sup>なに</sup>某<sup>なにか</sup>ニ候<sup>に</sup>哉<sup>や</sup>  
 多弥卯<sup>たやまゝ</sup>一<sup>ひと</sup> 仲井半四郎<sup>なかいはんしやう</sup> 山崎十郎<sup>やまざきじゆしやう</sup> 左衛門<sup>ざゑもん</sup> 宅野太郎<sup>たくのたろう</sup> 松<sup>まつ</sup>  
 野重内<sup>のりしげ</sup> 大谷岩尾<sup>おほやがいわお</sup> 内藤礎亮<sup>うちのてんすゑん</sup>等ノ由<sup>よし</sup>ニ候<sup>に</sup>  
 一 益田三郎<sup>えきださんじやう</sup> 左衛門<sup>ざゑもん</sup> 如何<sup>いか</sup>ノ人物<sup>じんぶつ</sup>ニ候<sup>に</sup>哉<sup>や</sup>  
 執事<sup>しつじ</sup>ノ職<sup>しやく</sup>ニ居リ<sup>い</sup> 幼主<sup>おのれ</sup>ヲ農<sup>の</sup>如<sup>ごと</sup>シ<sup>し</sup> 己<sup>おのれ</sup>ノ權<sup>けん</sup>ヲ振<sup>ふる</sup>ヒ<sup>ひ</sup> 人<sup>ひと</sup>ヲ侮<sup>あは</sup>リ候<sup>候</sup>  
 一 大谷樸助<sup>おほやがひやくすけ</sup> 割腹<sup>わらふ</sup>之節<sup>のしふ</sup> 北強團<sup>きたがうだん</sup>ヨリ 何<sup>なに</sup>某<sup>なにか</sup>倭證<sup>わいしやう</sup>ニ出候<sup>だ</sup>哉<sup>や</sup>  
 北強團<sup>きたがうだん</sup>總<sup>すべ</sup>人數<sup>にんず</sup>ニ候<sup>に</sup>  
 一 北強團<sup>きたがうだん</sup>之内<sup>のうちに</sup> 兩人<sup>ふたり</sup>何<sup>なに</sup>某<sup>なにか</sup>ニ候<sup>に</sup>哉<sup>や</sup>  
 宅野太郎<sup>たくのたろう</sup> 内藤礎亮<sup>うちのてんすゑん</sup>ニ候<sup>に</sup>  
 一 青英館<sup>せいやうくわん</sup>尚田<sup>しやうでん</sup>天軍<sup>てんぐん</sup>へ 地方<sup>ちほう</sup>農兵<sup>のうへい</sup>入込<sup>いりこみ</sup>之義<sup>のぎ</sup>ニ付<sup>につ</sup> 沙汰<sup>さた</sup>違<sup>ちが</sup>ヒ<sup>ひ</sup> 如何<sup>いか</sup>ノ事<sup>こと</sup>ニ候<sup>に</sup>哉<sup>や</sup>

●地方II(じかた) P182 参照。

今般育英館御家来之者入込稽古被仰付候二付地方  
 農兵其外ニテモ心掛次第入塾御免被仰付候全定法  
 入込不仕而モ十日程宛滞留ニテ稽古相調候而モ宜敷  
 勿論滞留中御養ト被仰付候条右様承知候而其沙  
 汰可有之候

一 此度田萬ニテ回天軍之者隊被相立候付而モ右隊入  
 込度者之義願出御免相成候上ナラテ不相調下  
 義ニ候条此段ヲモ沙汰可有之候事

月 日

松井九郎右衛門

庄屋宛

一 附属之者誤リト申候 附属之者トハ政府之附属ニ候哉  
 右沙汰致候役人ニテ即政府ノ附属ニ候

慶応元年（一八六五）八月

□ 今般育英館御家来之者入込稽古被仰付候二付地方  
 農兵其外ニテモ心掛次第入塾御免被仰付候全定法  
 入込不仕而モ十日程宛滞留ニテ稽古相調候而モ宜敷  
 勿論滞留中御養ト被仰付候条右様承知候而其沙  
 汰可有之候

一 此度田萬ニテ回天軍之者隊被相立候付而モ右隊入  
 込度者之義願出御免相成候上ナラテ不相調下  
 義ニ候条此段ヲモ沙汰可有之候事

月 日

松井九郎右衛門

庄屋宛

一 附属之者誤リト申候 附属之者トハ政府之附属ニ候哉  
 右沙汰致候役人ニテ即政府ノ附属ニ候

●地方II(じかた) P.182参照



一 當時政府何某三候哉若其人暇少時ハ後役何某可然哉  
 當時政府ハ職役増野又十郎後見増野與次加判益田勘  
 兵衛當役松本良左衛門同上大田丹宮同上江忠左  
 衛門用人仲井半四郎同上増野勝太同松原宗兵衛  
 後役之儀ハ益田勘兵衛増野與次松原宗兵衛左衛門江  
 忠左衛門侯賀昌左衛門松原勘助増野善左衛  
 門被仰付其外大組御手廻之内ヨリ人撰テ以テ政務  
 御用掛トシテ出勤被仰付度候  
 九月八日 隊命ニ依リ牧小太郎出山セリ本藩政府ニ於テハ奇兵隊長官  
 續々出山シテ須佐邑正義恢復ノ處分ヲ請求スルヲ以テ數度ノ堂議  
 ヲ經テ粗内決シ益田家代役桂主殿ヲ召喚アリテ發表ノ手續近キニ

一 當時政府ハ何某三候哉若其人暇少時ハ後役何某可然哉  
 當時政府ハ職役増野又十郎後見増野與次加判益田勘  
 兵衛當役松本良左衛門同上大田丹宮同上  
 用人仲井半四郎同上増野勝太同  
 二 後役之儀ハ益田勘兵衛増野與次入江  
 忠左衛門侯賀昌左衛門松原勘助増野善左衛  
 門被仰付其外大組御手廻之内ヨリ人撰テ以テ政務  
 御用掛トシテ出勤被仰付度候

九月八日 隊命ニ依リ牧小太郎出山セリ本藩政府ニ於テハ奇兵隊長官  
 續々出山シテ須佐邑正義恢復ノ處分ヲ請求スルヲ以テ數度ノ堂議  
 ヲ經テ粗内決シ益田家代役桂主殿ヲ召喚アリテ發表ノ手續近キニ

● 妾名についてり26らく271頁参照。維新の志士たちは盛んに妾名を用いた。彼等は幕府や新選組などの追求によって妾にその身が危険にさらされてきたため自分の身の安全を図るため妾名を使った。須佐から奇兵隊入隊のときに妾名を使ったのも似たような理由によるものであろうか。

在レバ兼重五郎四郎等ハ貴野村引拂ヒ帰須スベシトノ命アリ  
 奇兵隊ハ軍監林半七ヲ以テ須佐處断事件ノ擔任ト定メ山口滞在ニテ  
 政事堂ノ議事ニ參與セリ尚參謀福田良助參謀兼書記片野  
 十郎等ノ諸氏モ時々出山大ニ周旋スル處アリ  
 同十六日御手廻總代市山淳藏始六名并二栗栖鬼助  
 宇野魁助松井平輔等突然幽囚セラル其他御手廻ノ内冤罪ニテ所  
 罰セラル者多シ栗山百合熊即夜出發山口諸隊會議所ニ至リ大  
 橋三樹三ニ面接シ同伴政事堂ニ出頭シテ廣澤氏ニ報知セシニ廣澤  
 氏曰ク幽囚ノ諸氏暫ク忍ンテ静穩ナラハ其命ニ関スル程ノ急ハアルベカラ  
 ス已ニ二代役召喚ノ命ヲ発シアレバ不日着山ノ期ニ接セリ安神スベシトノ  
 答ニ依リ退出シ百合熊ハ帰邑ス  
 百合熊出山ノ後中村藤馬隊用ニ帰邑シ事畢リテ出發セシニ

慶応元年（一八六五）九月

在レバ兼重五郎四郎等ハ貴野村引拂ヒ帰須スベシトノ命アリ  
 奇兵隊ハ軍監林半七ヲ以テ須佐處断事件ノ擔任ト定メ山口滞在ニテ  
 政事堂ノ議事ニ參與セリ尚參謀福田良助參謀兼書記片野  
 十郎等ノ諸氏モ時々出山大ニ周旋スル處アリ

同十六日御手廻總代市山淳藏始六名并二栗栖鬼助  
 宇野魁助松井平輔等突然幽囚セラル其他御手廻ノ内冤罪ニテ所  
 罰セラル者多シ栗山百合熊即夜出發山口諸隊會議所ニ至リ大  
 橋三樹三ニ面接シ同伴政事堂ニ出頭シテ廣澤氏ニ報知セシニ廣澤  
 氏曰ク幽囚ノ諸氏暫ク忍ンテ静穩ナラハ其命ニ関スル程ノ急ハアルベカラ  
 ス已ニ二代役召喚ノ命ヲ発シアレバ不日着山ノ期ニ接セリ安神スベシトノ  
 答ニ依リ退出シ百合熊ハ帰邑ス  
 百合熊出山ノ後中村藤馬隊用ニ帰邑シ事畢リテ出發セシニ

- 參謀兼書記 □□□□ □□ 片野十郎等ノ諸氏モ時々出山し周旋スル處ニ□□□□ □□ノ御所に、時山直人 書記が押入られている。こちらが正しく思われる。尚、之丑二夜改の、奇兵隊人教附、によれば參謀 福田良輔、參謀兼使役陣場元右 時山直人、參謀兼旗奉行 片野十郎となっている。（出典：『山口県史』史料編 華永社新 9、92頁参照）
- 同十六日 御手廻總代 市山淳藏 始六名 并二栗栖鬼助 宇野魁助 松井平輔等 突然幽囚セラルル 何故幽囚されたのか。
- 少輔 市山小輔。苗田家臣、中士、御手廻組。
- 参藏 松原参藏（参三）益田家臣。中士、御手廻組。
- 仁藏 川原仁藏。苗田家臣、中士、御手廻組。
- 浪江 川原浪江。苗田家臣、中士、御手廻組。
- 健三 川原健三。苗田家臣。中士、御手廻組、回天者。P.258参照。



上小川村於多弥卯一ノ農兵ヲ指揮シテ其途ヲ遮ラシムルニ遭ヒ 遂ニ捕  
 へラレタリシモ 邑政堂ニ至リ辨解宜キヲ得テ免カレタリ  
 同廿四日 御代役 須佐 榮駕ニテ出山アリ 本藩政府ニテハ御政務 國 貞 直  
 人氏 御目付 杉 篤助氏主任トナリ 奇兵隊 林半七氏 鴻城学校 督學  
 坂上忠氏等 其事ニ參與シテ俗論堂處ノ御沙汰書 及 大谷  
 樸助 河上範三 二氏罪状取削シノ御沙汰書ヲ調ヘテ御代役ニ下渡  
 サレタリ  
 十月十二日 御代役 山口 榮駕 萩ヲ經テ歸須 翌十三日着須アリ  
 同十四日 邑政堂役員ノ更迭其他改革ノ令ヲ發セラル

御領分外隠居 元職役 益田三郎左衛門  
 永々遠嶋 元當役 栗山翁輔  
 御領分外隠居 御用人 伊弥順左衛門

上小川村ニ於テ 多 弥 卯 一ノ農兵ヲ指揮シテ其途ヲ遮ラシムルニ遭ヒ 遂ニ捕  
 へラレタリシモ 邑政堂ニ至リ辨解宜キヲ得テ免カレタリ

同廿四日 御代役 須佐 榮駕ニテ出山アリ 本藩政府ニテハ御政務 國 貞 直  
 人氏 御目付 杉 篤助氏主任トナリ 奇兵隊 林半七氏 鴻城学校 督學  
 坂上忠氏等 其事ニ參與シテ俗論堂處ノ御沙汰書 及 大谷  
 樸助 河上範三 二氏罪状取削シノ御沙汰書ヲ調ヘテ御代役ニ下渡  
 サレタリ

十月十二日 御代役 山口 榮駕 萩ヲ經テ歸須 翌十三日着須アリ

同十四日 邑政堂役員ノ更迭其他改革ノ令ヲ發セラル

御領分外隠居 元職役 益田三郎左衛門  
 永々遠嶋 元當役 栗山翁輔  
 御領分外隠居 御用人 伊弥順左衛門

- 杉 篤助 〓
- 鴻城学校 〓 卷末「補注4」参照、「回天実記」の撰業が明治三年三月三日で鴻城学校の創立が明治八年には時期が合わない。すると明治三年は「回天実記」撰業作業の着手の年で完成は明治八年に成るといふ疑問が生じる。
- 坂上忠助 〓 初名恒、後に忠丸、齋院と号しまた作業山権と号す。晩年住所の事あり。萩藩寄組羽田氏の家人なり、中村生荘に学び、また江戸に赴き、玄孫貞直、羽倉用九の門に学ぶ。幕末玄政の隠居者吉吉の士と交わり正義を唱う。玄政が萩に就いて教授す。四年擢でられて明倫館務となる。文久二年江戸有徳館教授に就す。馬關の役に命を以て九州諸藩に使ひ。慶応二年須佐学校の教授となり、居ること十年、明治九年前原の乱に連座して京に墮すること三年、幸いで塾を京に開く。二十二年重政に移り、二十三年十月十四日没。年七十二。諡號一巻あり。
- 遠嶋 〓 流刑の一つ。罪人を萩沖の島・大島などに島流しにすること。有期と無期があり、有期はおよそ二年以上であるが、死刑の際にはあらかじめ刑期を定めず、配流後の情状によってこれを名置した。無期（永遠嶋）は武士・庶民ともに罪状によって決するが、非常の大赦でないと同置せず、死刑を一等減して遠嶋に処した者は、十年を経過しないと情状酌量の見赦がされなかった。（出典 〓「山口県史」史料編 巻末附録1 1059頁）

慶応元年（一八六五）十月

全上	全上	波田與市
永々遠嶋	北強團	多根卯一
遠嶋	全上	仲井半四郎
全上	全上	宅野太郎
全上	全上	山崎十郎左衛門
全上	全上	松野重内
全上	全上	内藤磋亮
大谷午太郎(御沙汰書)		
右父權助儀		
大谷午太郎		
右父權助義先年来正義志厚 <sup>レ</sup> 為		
國家令盡力周旋 <sup>候</sup> 處却而罪科之處置 <sup>三</sup> 有之御不便		
二被		

慶応元年（一八六五）十月

全上	全上	波田與市
永々遠嶋	北強團	多根卯一
遠嶋	全上	仲井半四郎
全上	全上	宅野太郎
全上	全上	山崎十郎左衛門
全上	全上	松野重内
全上	全上	内藤磋亮

大谷午太郎(御沙汰書)  
 右父權助儀  
 大谷午太郎  
 右父權助義先年来正義志厚<sup>レ</sup>為  
 國家令盡力周旋<sup>候</sup>處却而罪科之處置<sup>三</sup>有之御不便  
 二被

●為國家（こゝろのため）＝長州權のため。維新の士等ではまだ統一國家としての國家意識はなく、國家とは天々の權の争である。



思召依之罪状御取揚火中二被仰付候条深  
 御仁惠程感載被任正義之志ヲ勵往々可被遂忠  
 勤候事  
 丑十月  
 右御處分二就テハ 奇兵隊牧 小太郎 英次郎 村上研吾 玉川小  
 文吾 木村敬助等 御代役二從ヒテ 歸邑スベキノ命アリト雖モ 都合二  
 依リ 十四日 奉程 歸須セリ 然ルニ 御免令後 數日ヲ 經過スルモ 俗論黨  
 處罰ノ 實行ヲ サルヲ 以テ 村上研吾 玉川小文吾等ハ 實況報知  
 ノ 為出 山シテ 林半七氏 須佐行ノ事ニ 決シ 研吾 小文吾等ハ 吉田本  
 營ニ 歸リ 山下範三郎 林口口ニ 隨行シテ 須佐來着アリ 本町須山  
 平助宅ニ 投宿 御代役ニ 面會シテ 御沙汰ノ 通り 神速實行ヲ 學  
 ケラレ 度旨ヲ 述メテ 督促セリ 仍テ 或ハ 配所ニ 護送シ

思召候 依之罪状御取揚 火中二被仰付候条 深  
 御仁惠ノ程感載被任 正義ノ志ヲ勵ミ 往々可被遂忠  
 勤候事  
 (慶応元年) 丑十月

右御處分二就テハ 奇兵隊牧 小太郎 英次郎 村上研吾 玉川小  
 文吾 木村敬助等 御代役二從ヒテ 歸邑スベキノ命アリト雖モ 都合二  
 依リ 十四日 奉程 歸須セリ 然ルニ 御免令後 數日ヲ 經過スルモ 俗論黨  
 處罰ノ 實行ヲ サルヲ 以テ 村上研吾 玉川小文吾等ハ 實況報知  
 ノ 為出 山シテ 林半七氏 須佐行ノ事ニ 決シ 研吾 小文吾等ハ 吉田本  
 營ニ 歸リ 山下範三郎 林口口ニ 隨行シテ 須佐來着アリ 本町須山  
 平助宅ニ 投宿 御代役ニ 面會シテ 御沙汰ノ 通り 神速實行ヲ 學  
 ケラレ 度旨ヲ 述メテ 督促セリ 仍テ 或ハ 配所ニ 護送シ

- 主なる人物の内、判明している者に対する処置は次のように実施された。(出典「温故」第十六号 苗田三郎左右衛門の「江崎藩留中日載」)
- ◇ 苗田三郎左右衛門 慶応元年十月二十五日に須佐の陣村、江崎(現日川町)の住屋へ通り酒屋大六郎左右衛門宅へ直参。気分相につき介抱役として大六下女二人、中間一人を連れて引越した。翌慶応二年五月十八日許されて家に帰る。この時波田鎮市を同連した。
- ◇ 栗山参輔 慶応元年十二月七日應湯。流刑先は大島と思われる(「温故」7の頁「今助六の時官治府須佐之事 大嶋より之書状官治持参之事」とあり)前後の文脈から大嶋から届いた参輔の書状のことと考えられる。萩野半太(佐々木毅)の「松■運徳」には「栗山参輔」として「之丑国内之乱 島原生業 事連御殿 先生以下用事者 羅織罪案 投獄云御二人 雖然先生之在配所 縣官来 以尊禮故 待罪甚厚 至便先生志願厄之旨 以寄書某月 遇赦歸家」とあり、同じ「慶応二年(西曆)」に釈放されている。「某月」とは恐らく四月十八日であろう。
- ◇ 波田鎮市 慶応元年十一月二十四日に引越。引越先は不明だが、苗田三郎左右衛門の「江崎藩留中日載」では鎮市は慶二年三郎左右衛門を訪問しており、釈放された時は三郎左右衛門と一緒に須佐に戻った。

或ハ門戸閉鎖シ各其罰畢レリ  
 是ニ於テ奇兵隊ヨリ嶋邑ノ四名モ元面天軍惣代トシテ 主家へ對スル敬礼ノ  
 為メ 差扱ヲ申出ルニ決セリ 其覺書左ノ如シ  
 去冬已來御内輪正谷而立ノ件ニ付而ハ 年不及私共御國家  
 ノ御為筋ヲ一途ニ相考 盡力周旋仕候義ニ御座候得共 自然  
 不一方御厄害ニ立至リ候段 幾重モ奉恐入候 依之先差扱居  
 候間 此段互敷様御沙汰被成下候 以上  
 丑十一月廿三日 津田公輔  
 英次郎 山下範三郎 木村敬助等 同文故二略之  
 右覺書ヲ出セシニ 各逼塞ノ沙汰アリ  
 同廿六日 牧小太郎等 逼塞ヲ免サレ

慶応元年（一八六五）十一月

シ 或ハ門戸閉鎖シ 各其罰畢レリ

是ニ於テ 奇兵隊ヨリ嶋邑ノ四名モ元面天軍惣代トシテ 主家へ對スル敬礼ノ  
為メ 差扱ヲ申出ルニ決セリ 其覺書左ノ如シ

去冬已來 御内輪正谷而立ノ件ニ付而ハ 年不及私共御國家  
 ノ御為筋ヲ一途ニ相考 盡力周旋仕候義ニ御座候得共 自然  
 不一方御厄害ニ立至リ候段 幾重モ奉恐入候 依之先差扱居  
 候間 此段互敷様御沙汰被成下候 以上  
 丑十一月廿三日 津田公輔

英次郎 山下範三郎 木村敬助等 同文故二略之

右覺書ヲ出セシニ 各逼塞ノ沙汰アリ

同廿六日 牧小太郎等 逼塞ヲ免サレ

● 運藩士は平時、武士に加えた刑。門を閉として通商の出入りを禁じたもの。



同廿七日 林半七氏 齋程 歸陣アリ  
 十一月三日 牧小太郎 英次郎 山下半三郎 木村敬助等 奇兵隊 二 歸ル  
 同廿二日 須佐ヨリ 御直使 増野善右衛門 松原齡助等 吉田驪 來着  
 奇兵隊 本陣 二 至リ 昨年 以来 弊邑 混雜 二 就テ ハ 多人 數 入隊 シテ 御厄  
 害 二 ナリ タル 由ヲ 謝シ 今 般 平和 混 一 ナリ タル 上ハ 軍事 手組 二 差支 モアレハ  
 除隊 ノ 取計 ヲ 乞フ 旨ヲ 頼 認 セシニ 奇兵隊 二 ハ 隊 中 規則 モアレハ 忘 二 除隊  
 ヲ 為スベカ ラサル ハ 勿論 ナレトモ 貴藩 ヨリ 入隊 ノ 諸士 へ 熟議 ノ 上 回答 致スベキ 由ヲ  
 答ヘタル 二 依リ 善右衛門 等 歸 須セリ  
 慶應 二 丙 寅 正 月 廿 七 日 須佐ヨリ 大田丹宮 増野善右衛門 金子新藏  
 大谷岩尾等ヲ 奇兵隊 二 遣ス 丹宮等 曰ク 昨年 〇〇〇 弊邑 入隊 者 除隊  
 ノ 件 相 同 ヒ タリ シニ 尔 後 回 答 無 之 二 依リ 來 隊 セリト 奇兵 除 八 御 神 本 家  
 御 同 列 中 二 於テ 鈴 尾 家 鈴 尾 家 鈴 尾 家 如キ 多 人 數

同廿七日 林半七氏 齋程 歸陣アリ

十一月三日 牧小太郎 英次郎 山下半三郎 木村敬助等 奇兵隊 二 歸ル

同廿二日 須佐ヨリ 御直使 増野善右衛門 松原齡助等 吉田驪 來着

奇兵隊 本陣 二 至リ 昨年 以来 弊邑 混雜 二 就テ ハ 多人 數 入隊 シテ 御厄  
 害 二 ナリ タル 由ヲ 謝シ 今 般 平和 混 一 ナリ タル 上ハ 軍事 手組 二 差支 モアレハ  
 除隊 ノ 取計 ヲ 乞フ 旨ヲ 頼 認 セシニ 奇兵隊 二 ハ 隊 中 規則 モアレハ 忘 二 除隊  
 ヲ 為スベカ ラサル ハ 勿論 ナレトモ 貴藩 ヨリ 入隊 ノ 諸士 へ 熟議 ノ 上 回答 致スベキ 由ヲ  
 答ヘタル 二 依リ 善右衛門 等 歸 須セリ

慶應 二 丙 寅 正 月 廿 七 日 須佐ヨリ 大田丹宮 増野善右衛門 金子新藏  
 大谷岩尾等ヲ 奇兵隊 二 遣ス 丹宮等 曰ク 昨年 〇〇〇 弊邑 入隊 者 除隊  
 ノ 件 相 同 ヒ タリ シニ 尔 後 回 答 無 之 二 依リ 來 隊 セリト 奇兵 除 八 御 神 本 家  
 御 同 列 中 二 於テ 鈴 尾 家 鈴 尾 家 鈴 尾 家 如キ 多 人 數

- 十一月三日 立寄へ領外出張にまつた益田三郎左衛門の手記「立寄書目日報」(温故集十号)によると、十一日四日の軍じ、この頃須佐藩は、小銃互換編製を計画し、益田丹下が藩の砲台金銀のため連放中の三郎左衛門の元へ相談に来ている。四隊戦争に備え須佐藩も砲臺築城化を図りつづけた事がある。
- 手組 二 部隊 二 編 成 事 二 記 載 有 之
- 終わりか二行目。昨年〇〇〇は文書原本の記述による。

隊許例御神本家名家ニシテ當入隊員ヲ減シタレバトテ 御  
 軍制上ノ影響モアルマシク加之在隊員ニ於テモ邑中既ニ平和ニ歸シタレハ北  
 門要衝ニ當ルベキ應分ノ責任ハ尽シ難キニ非ラサルヲ以テ 本隊ニ入ル者ハ益々  
 奮ヲ報國ノ赤誠ヲ顯シ 益田家即チ御神本家ノ光輝ヲ發揚セントスル  
 ノ精神ナル由ナレハ 除隊ノ件ハ諾シ難シト固答セリ  
 同廿八日 大田丹宮等本陣ニ至リ 更ニ應接ヲ開キタルニ 須佐ヨリ在隊員ノ内  
 二名帰休ヲ命スベキニ依リ 帰休中適任ノ御用ヲ命セララルベキハ勿論御隨  
 意ナリ 除隊ノ事ハ貴命ニ應シ難シト断然謝絶シテ局ヲ結ヒ 丹宮  
 等帰須セリ  
 二月十四日 隊命ニ依リ 坪嶋正三 玉川小文吾等帰休セリ  
 三月十四日 坪嶋正三 玉川小文吾等歸陣セリ 帰須ノ日直ニ邑政堂ニ出頭シテ  
 去月大田丹宮等來隊ノ際 入隊員ノ内 二名帰休ノ約アルヲ以テ 當度

慶応二年（一八六六）一月ノ三月

ノ入隊ヲ許シタル例アレハ 御神本家ノ名家ニシテ當入隊員ヲ減シタレバトテ 御  
 軍制上ノ影響モアルマシク加之在隊員ニ於テモ邑中既ニ平和ニ歸シタレハ北  
 門要衝ニ當ルベキ應分ノ責任ハ尽シ難キニ非ラサルヲ以テ 本隊ニ入ル者ハ益々  
 奮ヲ報國ノ赤誠ヲ顯シ 益田家即チ御神本家ノ光輝ヲ發揚セントスル  
 ノ精神ナル由ナレハ 除隊ノ件ハ諾シ難シト固答セリ

同廿八日 大田丹宮等本陣ニ至リ 更ニ應接ヲ開キタルニ 須佐ヨリ在隊員ノ内  
 二名帰休ヲ命スベキニ依リ 帰休中適任ノ御用ヲ命セララルベキハ勿論御隨  
 意ナリ 除隊ノ事ハ貴命ニ應シ難シト断然謝絶シテ局ヲ結ヒ 丹宮  
 等帰須セリ

二月十四日 隊命ニ依リ 坪嶋正三 玉川小文吾等帰休セリ

三月十四日 坪嶋正三 玉川小文吾等歸陣セリ 帰須ノ日直ニ邑政堂ニ出頭シテ  
 去月大田丹宮等來隊ノ際 入隊員ノ内 二名帰休ノ約アルヲ以テ 當度

- 「御軍制上ノ影響モアルマシク」ハ文書原本の記述に「上」の部分を補足した。
- 北門ハ北長門。
- 「帰休中適任ノ御用ヲ命セララルベキハ」ハ「適任」は文書原本の記述のみ。
- 「坪嶋正三 玉川小文吾等帰休セリ」ハ「帰休」は文書原本では「歸陣」となっている。



撰ハレテ 歸休セシ由ヲ届出タリト雖トモ 滞須中一ノ公用ヲモ命セラレザリシト復命ス  
 同廿四日 政事堂ヨリ御政務 國貞直 人須佐行ニテ 大谷丈右衛門  
 宅ニ投宿シ 邑中ノ實況ヲ視察シ 家臣一般大會議ヲ開キテ 益親  
 睦ノ情ヲ厚カラシメント欲スルニ依リ 奇兵隊入隊者 除隊 歸邑ノ命アラシメト  
 山口ニ通報ス 仍テ政事堂ヨリ吉田本營ニ回テ其旨ヲ達セラル 然ルニ在隊  
 者ハ曩ニ大田丹宮等來營ノ際陳述セシ精神ナレハ 本陳ヨリ在隊者ノ  
 内 出山直接ニ政府ニ具申スベシトノ内論アリ  
 同晦日 村上研吾 坪島正三 吉田発程 山口ニ出タリ  
 四月一日 山口伊勢小路 諸隊會議所詰 奇兵隊 時山直八ニ面會シテ 出山  
 ノ事情ヲ陳述セシニ 時山氏ハ御政務 山田宇右衛門ニ計ルベシ 同氏ハ後河原  
 ニ在陣セリ 余モ同行スベシトノ事ニテ 直ニ山田氏ヲ訪ヒ 其情實ヲ細陳ス 山田氏  
 曰ク政府 國貞直 人須佐ニ遣ハシハ 奸賊御處罰後ノ狀況ヲ視察シ 益一和

- 兼二不在は常陸守の陣陣況ヤシ精神ハ 〇〇〇〇〇〇〇 無參解。
- 伊勢小路ハ伊勢大路(益田)に向かう道運り身隊が山田内一の坂川に差し掛かる手前(武藏野原交差点を斜め右に進む道沿)の旗ではないか。
- 後河原ハ(こしとみわら)現山口県立山口図書館北側(帯)の町名。
- 山田宇右衛門ハ名は義親、号を屋山または治心氣斎という。天正元年(1573)御郡奉行參謀、同二年七月外總兵掛兼として出陣。天文元年(1572)赤間川に治するや山田亦助と命を受けて出陣。二年二月被擄されて參政となる。八月丹波陣掛となりて上京し勅王の事に獻言す。被擄してまた參政となる。三年東阿波郡代官。慶長元年(1594)備前を以て進軍新擄。二月參政に復し大に軍政を改革し兵備を拡張し兼兵の米攻を待。四國の要衝功多し。三年五月參政の責重に堪し民政方改正掛となり大谷季充と力を合わせて薄政の刷新を図り、かねて少壯を誘懐し他日の參陣を期す。同年十月十一日病歿。享年五十五。

慶應二年(一八六六)三月ノ四月

親睦ノ團ヲ形クシテ即チ郷等ノ主家御神木氏ノ将来ヲ慮カラル、  
 君侯ノ恩命ニ出タリ郷等從來正義ノ首領トシテ東西ニ奔走シ粉骨  
 セテ結果今日ノ恢復ヲ見ルニ至レリ然レハ郷等自今御神木家ノ柱石ト為リテ  
 愈國家ノ大計ニ注目セシムルハアルベカラス幸ニ政府ノ奇兵隊ニ命ジテ除隊  
 セシメントスルアリ此機ニ際シテ其命ニ應セサルハ切ラ一貫ニ關クモノナリト懇篤  
 丁寧ニ論説セシヲ以テ研上中野等情ニ於テ否ムヘカラサル場合トナレハ暫ク首ヲ  
 傾ケタリシガ山田氏曰ク郷等忠愛ノ赤心幸ニ余カ言ニ感スル處アラハ一應  
 歸陣ノ上在隊員ニ熟議シテ可成一同歸邑ノ事ニ決スベシト談了リテ退出  
 シ時山口ニ別ヲ告ケテ山口ヲ發シ吉田ニ歸レリ

同日山縣狂助氏山行ニ決シ村上研吾 坪嶋正三八先發急行セリ牧小太郎  
 山縣ニ隨行シテ船木ニ泊シ翌三日着山ノ後山縣氏ハ政府ニ出頭シテ須佐入  
 隊者除名ハ國貞氏ノ請求ニ出タル事ナレハ須佐ニ至リ國貞氏ニ直接談判

慶応二年（一八六六）四月

親睦ノ團ヲ形クシテ即チ郷等ノ主家御神木氏ノ将来ヲ慮カラル、  
 君侯ノ恩命ニ出タリ郷等從來正義ノ首領トシテ東西ニ奔走シ粉骨  
 セテ結果今日ノ恢復ヲ見ルニ至レリ然レハ郷等自今御神木家ノ柱石ト為リテ  
 愈國家ノ大計ニ注目セシムルハアルベカラス幸ニ政府ノ奇兵隊ニ命ジテ除隊  
 セシメントスルアリ此機ニ際シテ其命ニ應セサルハ切ラ一貫ニ關クモノナリト懇篤  
 丁寧ニ論説セシヲ以テ研上中野等情ニ於テ否ムヘカラサル場合トナレハ暫ク首ヲ  
 傾ケタリシガ山田氏曰ク郷等忠愛ノ赤心幸ニ余カ言ニ感スル處アラハ一應  
 歸陣ノ上在隊員ニ熟議シテ可成一同歸邑ノ事ニ決スベシト談了リテ退出  
 シ時山口ニ別ヲ告ケテ山口ヲ發シ吉田ニ歸レリ

同日山縣狂助氏山行ニ決シ村上研吾 坪嶋正三八先發急行セリ牧小太郎  
 山縣ニ隨行シテ船木ニ泊シ翌三日着山ノ後山縣氏ハ政府ニ出頭シテ須佐入  
 隊者除名ハ國貞氏ノ請求ニ出タル事ナレハ須佐ニ至リ國貞氏ニ直接談判

- 御神木 124 頁参照
- 君侯 1 毛利敬親
- 山縣狂助 山縣春明、幼名辰之助、次いで小助（小輔とも）のち春助と改む。千原狂介は一時の通称。赤狂言等と号し、また築城山田王などの別号あり。天保九年閏四月萩川島に生る。父三郎春隆といひ、母は、風にあそび立文春之助が安政五年一十九才の七月松平村遊蓮上人の命を受けて京都の法橋院に赴く。唐国後村莊に入り松蔭の教を學ぶ。既にして松蔭再び歿せられ師事すること久しからず。慶応元年春遊蓮種となり、松蔭、松蔭の一族に遊蓮院一の傳業を成就す。維新の際、松蔭口官軍の参謀たり。次いで歐州を遊學し、帰朝後陸軍中將に任じ爾來我が國軍政の發展に功あり、日清戰爭には第一軍司令官、日露戰役には参謀總長たり。或いは根柢院議長となり、或いは閣内に列して貴族たり。明治大正を通じ、重臣の一人なりしこと遅く也の認めるといふ、明治一七年華族に列し、伯爵、二八年侯爵、四十年公爵を授けらる。元帥陸軍大将從一位大勳位功一級たり。大正十一年二月一日薨す。歳八十五。國葬を賜ふ。
- 船木 1 現厚志郡厚志町船木、寛永十二年參勤交代の制を設けると同時に、本陣が置かれ、舟木参判が設置された。郡政の中心地として人馬の往来頻繁たり。御茶屋、代官所（勤場）、御物送番所、年屋、旅人宿、御親和場、御親和場、一里塚などがあった。





同日福田氏須佐出發坪嶋正三隨行シテ歸陣アリ牧小太郎村上研吾數  
 日滯須ノ上歸陣セリ  
 茲ニ幕布征長ノ議ヲ決シ紀伊大納言徳川老中 小笠原長行等諸軍ヲ  
 統ヘテ廣嶋ニ次シ其召ニ應ジテ至ル處ノ完備後介ヲ執ヘテ還サス不當ノ  
 要求ヲ為スニ依リ諸隊ハ應戰ノ準備ヲ修ム  
 鳥兔匆々六月二至リ幕兵四境ニ迫リ將二兵端ヲ開カントスル勢ナルニ依リ干城  
 隊 鴻城軍八口 八幡隊 小御 御楯 三田尻 遊撃軍 藝州口南 奇  
 兵隊 上ノ関 膺 徳隊 藝州中街道口 南園隊 石州口 奇兵隊長  
 府一手 萩干城隊 伊町兵 遊軍 山口屯兵 足輕大隊 九州小倉口 引受ケ  
 トナリ 其他岩國 三支藩御一門等手配リ走りテ各諸ハ出張セリ  
 同日幕艦一艘大嶋郡安下庄ニ發砲セシヨリ 毎日出没シテ前嶋久賀村

慶応二年（一八六六）四月ノ六月

「回天実記」

同日 福田氏須佐 出發 坪嶋正三 隨行シテ 歸陣アリ 牧 小太郎 村上研吾 數  
 日滯須ノ上 歸陣セリ

茲ニ幕布ハ征長ノ議ヲ決シ 紀伊大納言 徳川老中 小笠原長行等 諸軍ヲ  
 統ヘテ廣嶋ニ次シ 其召ニ應ジテ至ル處ノ完備後介ヲ執ヘテ還サス 不當ノ  
 要求ヲ為スニ依リ 諸隊ハ應戰ノ準備ヲ修ム

鳥兔匆々六月二至リ幕兵四境ニ迫リ 將二兵端ヲ開カントスル勢ナルニ依リ 干城  
 隊 鴻城軍八口 八幡隊 小御 御楯 三田尻 遊撃軍 藝州口南 奇  
 兵隊 上ノ関 膺 徳隊 藝州中街道口 南園隊 石州口 奇兵隊長  
 府一手 萩干城隊 伊町兵 遊軍 山口屯兵 足輕大隊 九州小倉口 引受ケ  
 トナリ 其他岩國 三支藩御一門等手配リ走りテ 各諸ハ出張セリ

同日 奇兵隊ハ吉田營所ヲ引揚ケ 長府一ノ宮へ出張ス  
 同日 幕艦一艘大嶋郡安下庄ニ發砲セシヨリ 毎日出没シテ前嶋久賀村

- 征長ノ議ヲ決シ 第二次長州征伐。
- 紀伊大納言 徳川茂（肥）昭ノ徳川茂承（もちく）の號。
- 鳥兔匆々ハ鳥戰免至と同じ。機月ノ速やかに戦ふことヲ言フ。
- 次シリとまほ。やどる。止まる。至る。
- 修ムリセなご。
- 四境ニ上 上參照
- 二支藩 川邊 長府、徳川の名木家。 ● 御一門 三英戸家と右田、厚狹、重裏、阿川、大輪の名毛利家。
- 安下庄 現大郡部（歴代島）穂町。四境戦争は慶応二年六月七日幕艦一艘が上関、安下庄村、油津村の沿岸に砲撃を加えたことにより始まった。
- 前嶋、久賀村 前嶋は歴代島の北に浮かぶ島。久賀村は現大郡部（歴代島）久賀町。ここに大艦判の動場があった。



隊

邊ヲ脅カス  
 同日四ツ時軍艦四艘大嶋郡久賀村二回二廻同郡安下庄襲来孰  
 上揚陸シテ兵端ヲ開キヨリ尔後戦争ノ報道殆ト虚日ナシ  
 同日六日高秋晋作氏長府一ノ宮ニ來營アリテ奇兵隊各々司令官以上  
 諸隊將校會議ノ上豊前國小倉地出張ノ幕兵ヲ進撃ノ事ニ決シ  
 同夜八ツ時整列馬関へ出陣ス長府報國隊モ出張セリ  
 同日七日晚丙辰艦癸亥艦唐申艦乙丑艦丙寅艦ノ五艘ヲ二手ニ分チ  
 田ノ津門司関ヲ攻撃シ我陸軍ノ門司関ニ奮進スルヤ幕兵忽チ敗  
 走八ツ時馬関ニ凱旋セリ是即チ小倉口ノ等一戦ナリ  
 同日七朝五ツ時石州口開戦セリ南園隊精銳隊第二大隊二手下ナリ  
 共三横田口ヨリ清末須佐ノ諸兵八高津口ヨリ益田屯集ノ濱田福山其  
 他諸藩ノ兵ヲ進撃ス幕兵敗走我軍益田ニ入ル于時八ツ半時ナリ

邊ヲ脅カス

同日四ツ時 軍艦四艘 大嶋郡久賀村二回二廻同郡安下庄二襲来 孰  
 レモ揚陸シテ兵端ヲ開キヨリ尔後戦争ノ報道殆ト虚日ナシ

同日六日 高秋晋作氏 長府一ノ宮ニ來營アリテ 奇兵隊各々司令官以上  
 諸隊將校會議ノ上 豊前國小倉地出張ノ幕兵ヲ進撃ノ事ニ決シ  
 同夜八ツ時 整列馬関へ出陣ス 長府報國隊モ出張セリ

同日七日晚 丙辰艦 癸亥艦 唐申艦 乙丑艦 丙寅艦ノ五艘ヲ二手ニ分チ  
 田ノ津門司関ヲ攻撃シ 我陸軍ノ門司関ニ奮進スルヤ 幕兵忽チ敗  
 走 八ツ時馬関ニ凱旋セリ 是即チ小倉口ノ等一戦ナリ

同日七朝五ツ時 石州口開戦セリ 南園隊精銳隊 第二大隊二手下ナリ  
 共三横田口ヨリ 清末須佐ノ諸兵八高津口ヨリ 益田屯集ノ濱田福山其  
 他諸藩ノ兵ヲ進撃ス 幕兵敗走 我軍益田ニ入ル 于時八ツ半時ナリ

- 軍艦四艘ハ(久賀村を砲撃) 豐艦富士丸、汽船砲丸丸、八雲丸、帆船朝日丸。
- 同 二艘ハ(安下庄を砲撃) 富士丸、大江丸
- 虚日ハ向もなし日、暇日也。
- 于時ハ時に。

右内宿四境 復開戦 要路、其詳細ハ公私編纂戦記レ今此  
 記中二警セズ  
 小倉口ハ十月十日 賊軍ノ巢窟ノ香春ニ進撃セントスルノ際 彼ヨリ止戦和陸  
 ヲ乞フ 遂ニ企救郡六万石ヲ割キ 長州ノ支配ト為スヲ約シテ其談判ヲ  
 結了セリ  
 同三年丁卯正月 奇兵隊ハ隊員大半帰休セシメタリ 須佐滞隊者ハ歸  
 休中 左ノ恩命アリ  
 御沙汰書  
 津田公輔殿  
 右奇兵隊ハ入隊人数之内 此度帰省ノ士分ハ来ル廿六日  
 御夕飯後  
 若旦那様御目見被仰付候 尚又 去夏已来小倉地出張數

慶応二年（一八六六）十月 慶応三年一月

右内宿四境ノ復開戦ノ要路ナリ 其詳細ハ公私編纂ノ戦記アレハ今此記中二警セズ

小倉口ハ十月十日 賊軍ノ巢窟ノ香春ニ進撃セントスルノ際 彼ヨリ止戦和陸ヲ乞フ 遂ニ企救郡六万石ヲ割キ 長州ノ支配ト為スヲ約シテ其談判ヲ結了セリ

同三年丁卯正月 奇兵隊ハ隊員大半帰休セシメタリ 須佐滞隊者ハ歸休中 左ノ恩命アリ

御沙汰書

津田公輔殿

右奇兵隊ハ入隊人数之内 此度帰省ノ士分ハ来ル廿六日

御夕飯後

若旦那様御目見被仰付候 尚又 去夏已来小倉地出張數

●四境の役し第二次長州征伐を長州では『四境戦争』と呼ぶ。藩軍は長州口、石州口、團防大島口、小倉口、萩口の五方面から攻める作戦であった。しかし薩長密約で薩長兵は萩口攻撃に出兵せず、薩長軍は中立を守り、その他の大藩が参戦を拒否したので作戦が大體に狂った。  
 ◇六月七日大島口で兵備が開かれ大島の戦況が伝わると長州軍を激怒させた。形勢悪化の奇兵隊の一部が差し向けるが六月十七日には藩兵と松山兵は大島から掃討された。◇長州口は六月十四日北條の井伊家の軍勢が小瀬川を渡り、時山上から一誠射撃を浴びせられ大敗した。大竹の藤原家の軍勢も同じように敗走した。退却した長州兵は薩軍の本拠地大野を目指したが小方で薩軍の巨艦に對し激戦となった。そして七月半頃まで薩長共闘が続いた。最後の決戦は八月七日、台風の中で行われ薩軍が敗退した。◇石州口では長州軍は激戦を守るのではなく、積極的に進攻した。参謀大村益次郎が率いる前鋒隊、後鋒隊、須佐、海軍兵などである。六月十七日薩軍の砲臺益田を自衛隊に取り十八日浜田城を自衛させた。◇小倉口は藩軍の主戦派老中小笠原源三郎（ながみら）が小倉を前線指揮として兵力を集中していたが六月十七日の激戦で長州軍は門司、田ノ浦の陣地を焼き払い、勝利。奇兵隊などの薩長隊が砲撃の援護を受けて上陸を繰り返したが、藩軍は薩軍の前線で小笠原兵が孤立。七月二十七日長州勢が軍區四境、大小の船數百艘で大上陸作戦を敢行し小倉を目指した。その間七月二十日将軍家茂が大坂城で病没すると公使源三郎は七月三十日現地を離れてしまった。八月一日小倉城自衛。◇九月四日藩軍は全面撤退して四境戦争は終わった。



度之苦戰為  
 國家不容易盡力之段 神妙之義 被  
 思召候 依之 懐省之 銘々未々迄 同日 御酒頂載被仰付 俵  
 右様被相心得 向々へ可有通達 候事  
 正月廿四日  
 三月 奇兵隊 徳山山崎隊 小倉地 警固ヲ交代シテ 吉田本營ニ引揚  
 九月三至リ 両君候 御正義貫徹ノ機 二際シ 薩州候 上京御周旋  
 ルニ依リ 奇兵隊 南奇兵隊 振武隊 銳武隊 膺懲隊等 各一中隊  
 ヲ撰拔シテ 總員千余人 上京ノ命アリテ 三田尻 出張シ 數日ヲ經過スルト  
 雖トモ 出港ノ命無之ヲ以テ 奇兵隊ハ 吉田本營ヲ引揚ケ 全軍三田尻  
 へ出張シ 光明寺 滞陣ニテ 山縣 狂助氏ヲ始メ 諸將校 周旋アリテ 遂ニ

度之苦戰為  
 國家不容易盡力之段 神妙之義 被  
 思召候 依之 懐省之 銘々未々迄 同日 御酒頂載被仰付 俵  
 右様被相心得 向々へ可有通達 候事  
 正月廿四日

慶應三年 三月 奇兵隊ハ 徳山山崎隊 小倉地ノ 警固ヲ交代シテ 吉田本營ニ 引揚  
 ケタリ

慶應三年 九月三至リ 両君候ノ 御正義貫徹ノ 機 二際シ 薩州候 上京御周旋  
 ルニ依リ 奇兵隊 南奇兵隊 振武隊 銳武隊 膺懲隊等 各一中隊  
 ヲ撰拔シテ 總員千余人 上京ノ命アリテ 三田尻 出張シ 數日ヲ經過スルト  
 雖トモ 出港ノ命無之ヲ以テ 奇兵隊ハ 吉田本營ヲ引揚ケ 全軍三田尻  
 へ出張シ 光明寺 滞陣ニテ 山縣 狂助氏ヲ始メ 諸將校 周旋アリテ 遂ニ

- 中隊 二小隊 四小隊 四中隊 二半大隊 二大隊 (一小隊 28~30人 慶應元年の軍制) 明治元年(一八六〇)十月二八日、苗野の一  
 隊を三田へ出張したときの人数は60人であった。従つて一中隊は120名。 1097頁参照。
- 光妙(明)寺 二田尻に所在。真宗。恵日山と号す。文明六年創建。開基は大和國高市郡住人、本願寺第八世蓮如上人(煇俊)一字を大和國高市郡に  
 建立す。親光護國を巡遊の折柄、安藝國(池原)一字を建立光妙寺と号す。慶應年中第三世の住僧明賢(蓮徒)と共に当地へ移転して現在に至る。
- 山縣狂助 1310頁参照。





儀、追而可被仰出候度  
 右中山郷ヨリ御口達ノ書取ナリ  
 同十八日御門御守衛之達アリ  
 同廿五日奇兵隊三田尻引揚ケ吉田驛營所ニ帰ル  
 明治元年戊辰正月三日將軍徳川慶喜一會津桑名高松宮津姫  
 路大坂等ノ各藩大坂ヨリ入京ノ途次伏見京橋ニ於テ應接ヲ開クノ未遂ニ  
 成敗ヲ干戈ニ訴フルニ至リ所々轉戦賊軍敗走シテ同月六日ヲ以テ大坂落  
 城トナレリ此役ノ詳細亦公私ノ近世史ニ譲リテ今ハ警セス  
 三月奇兵隊全軍上京ノ命アリ十七日朝五ツ半時本陣ノ急報ヲ期シテ各  
 隊整立祝砲三發全隊行軍ニテ出發シ長府ニ於テ喫敵八ツ半時  
 馬関阿弥陀寺着南部濱ニテ花陽鑑乗組同夜八ツ半時拔錨  
 廿日朝六ツ時兵庫二撃船四ツ時拔錨同夜九ツ半時大坂着港

儀ハ 追而可被仰出候度

右ハ中山郷ヨリ御口達ノ書取ナリ

同十八日 始御門御守衛之達アリ

同廿五日 奇兵隊ハ三田尻引揚ケ吉田驛營所ニ帰ル

明治元年戊辰正月三日 將軍 徳川慶喜一會津桑名高松宮津姫  
 路大坂等ノ各藩大坂ヨリ入京ノ途次伏見京橋ニ於テ應接ヲ開クノ未遂ニ  
 成敗ヲ干戈ニ訴フルニ至リ所々轉戦賊軍敗走シテ同月六日ヲ以テ大坂落  
 城トナレリ此役ノ詳細亦公私ノ近世史ニ譲リテ今ハ警セス

三月 奇兵隊全軍上京ノ命アリ 十七日朝五ツ半時 本陣ノ急報ヲ期シテ各  
 隊整立祝砲三發 全隊行軍ニテ出發シ長府ニ於テ喫敵八ツ半時  
 馬関阿弥陀寺着 南部濱ニテ花陽鑑乗組 同夜八ツ半時 拔錨

廿日 朝六ツ時兵庫二撃船 四ツ時拔錨 同夜九ツ半時大坂着港

- 「伏見京橋ニ於テ應接ヲ開クノ未遂ニ成敗ヲ干戈ニ訴フルニ至リ」ハ戊辰戦争（鳥羽伏見の戦い）のこと。
- 「同月六日ヲ以テ大坂落城」ハ一月六日慶喜大坂城脱出、一月九日大坂城炎上。落城の日付は九日が正しい。

暴風雨怒濤、為メ上陸ヲ得ス、廿一日朝五ツ時、天保山上陸、全隊  
 行軍ニテ、安名門橋通、天満東寺町、智徳寺、其他寺院ニ宿陣セリ、  
 同廿三日、天皇陛下大坂へ行幸アリ、  
 同廿五日、八時、赤門屋敷へ轉陣セリ、  
 同廿六日、天保山へ行幸、海軍天覽アリ、  
 當度、各軍隊着坂ニ依リ、酒肴ヲ賜ハル、仍テ四ツ時、大隊行軍ニテ、  
 通、二至レハ、櫻花爛漫ノ好時節、杯盤狼籍、餽ヲ盡シテ帰營セリ、  
 四月二日、山縣、福田、勅命ニ依リ、江戸行、  
 同日、長藩へ御沙汰、  
 明後五日、銃陣、  
 天覽被為在候ニ付、其藩兵一大隊、先出スベク旨御沙汰之、  
 事

明治元年（一八六八）三月、四月

暴風雨怒濤、為メ上陸ヲ得ス、廿一日朝五ツ時、天保山上陸、全隊  
 行軍ニテ、橋通り、東寺町、其他寺院ニ宿陣セリ

同廿三日、天皇陛下大坂へ行幸アリ  
 同廿五日、八ツ時、赤門屋敷へ轉陣セリ  
 同廿六日、天保山へ行幸、海軍天覽アリ  
 當度、各軍隊着坂ニ依リ、酒肴ヲ賜ハル、仍テ四ツ時、大隊行軍ニテ、  
 通、二至レハ、櫻花爛漫ノ好時節、杯盤狼籍、餽ヲ盡シテ帰營セリ

四月二日、山縣、福田、勅命ニ依リ、江戸行

同日、長藩へ御沙汰

明後五日、銃陣  
 天覽被為在候ニ付、其藩兵一大隊、先出スベク旨御沙汰之、  
 事

- 安治川橋、大阪中之島の豊島川と土佐堀側が合流し安治川となる辺り。（註釋後述336頁参照）
- 天満川、大阪市で淀川から分かれた大川が大きく西に流れを緩める豊原川との合流点、右岸一帯が天満。
- 行幸、天皇が外出されること。
- 赤門屋敷、？？
- 天覽、天皇が観覧すること。
- 京橋、リリ、大阪、豊後橋が豊原川を越える辺り。筆跡は富田町。
- 後宮、後之宮社（今と）は宝永六（一七〇九）年に野田から豊後橋に移り、境内や周辺に数百本の桜が植えられ、一番は「後之宮」と呼ばれた。対岸（西岸）の豊原川の役人たちが風流人そらしいお披露のように桜を次々植え、大川の桜並木から天満橋の間の河岸は後の足許となる。現在も連断層の通り抜けの橋は大阪随一の桜の名所として有名。
- 杯盤狼籍、酒席の取り乱れていること。
- 本頁に關連する「阪東回天史」第六編上、始の記述もまた「補注6」に引用した。



同五日雨天依り天覽順延  
 同六日大坂城本丸に於て薩藝越其他三藩ト火入調練天覽アリ  
 有兵隊ハ銳武隊合併即チ長藩一大隊ト為リ薩藝越二次調練セリ練兵異レハ各藩ハ慰勞トシテ酒肴ヲ下賜セラル九ツ時帰營  
 同九日恩賜ノ酒肴配當ノ宴ヲ開ク  
 同十日夕八ツ時號轍ヲ以テ發軍各隊行軍ニテ八軒屋ニ至リ乗船シ  
 十一日朝伏見揚陸竹田街道ヨリ大隊行軍ニテ九ツ時京都魂場ニ着ス  
 同十五日仁和寺宮殿四條殿一條殿銃陣上覽ニ依リ朝五ツ時ヨリ大隊押ニテ  
 調練場ニ至リ調練アリ異ハレハ魂場ニ至リ大祭典アリ暮七ツ時帰營  
 仁和寺宮殿下ヨリ慰勞ノ為御酒下賜セラル

同 五日 雨天ニ依リ天覽順延

同 六日 大坂城本丸に於て薩藝越其他三藩ト火入調練天覽アリ  
 奇兵隊ハ銳武隊合併即チ長藩一大隊ト為リ薩藝越二次調練セリ練兵異レハ各藩ハ慰勞トシテ酒肴ヲ下賜セラル九ツ時帰營

同 九日 恩賜ノ酒肴配當ノ宴ヲ開ク

同 十日 夕八ツ時號轍ヲ以テ發軍各隊行軍ニテ八軒屋ニ至リ乗船シ  
 十一日 朝伏見揚陸竹田街道ヨリ大隊行軍ニテ九ツ時京都魂場ニ着ス

同 十五日 仁和寺宮殿四條殿一條殿銃陣上覽ニ依リ朝五ツ時ヨリ大隊押ニテ  
 調練場ニ至リ調練アリ異ハレハ魂場ニ至リ大祭典アリ暮七ツ時帰營  
 仁和寺宮殿下ヨリ慰勞ノ為御酒下賜セラル

●火入調練

●八軒屋ハ八景園遊場。現大阪市中央区京橋二丁目陸軍公園。此處には軍町奉行所があった。

●仁和寺宮殿ハ壬午五箇の義子頼家親王の八咫。天保五年（一八五九）三月二十七日親王宣下。尊稱「徳仁親王」。その後「徳仁親王」義親王（仁和寺宮改称伏見宮）のち「彰仁親王」〔小松宮〕。

●四條殿ハ四條權時（たがうた）、寛政權重孫の公家の中で唯一の武人。後に大將、仙舟などの鎮台司令官。七歳没。公家の一人。

●一條殿ハ一条忠重（ただちか）。一八一二—一六二二。公家。内大臣、左大臣、日本修好通商条約締結問題、水戸藩への勅使降下など内政外交の朝議に列した。親筆字（はるこ）は明治天皇記。

●三條権平通ハ現京橋三條駅前の大和通路。

●魂場

明治元年（一八六八）四月

御名(藩主公)

右 四方へ人数差出儀ニハ候得共松平肥後益暴激ニ募リ  
 官軍ニ抗シ候段相聞候ニ付北國地へ人数差向ケ奥羽ノ官  
 兵ニ應援致候様御沙汰之更  
 右 今般別紙之通  
 朝廷ヨリ御沙汰相成候ニ付出張被仰付候条御不都合無之  
 様屹度可致勉強候更

同廿四日山縣狂助氏ハ北陸道鎮撫總督参謀ヲ任セラレタリ  
 同廿五日奇兵隊参謀時山直八書記湯淺祥之助會計方器械  
 方小荷駄方三四ノ式小队薩藩二小队ト共ニ発陣  
 同廿六日奇兵隊参謀三好軍太郎書記杉山莊一郎會計方  
 小荷駄方一二三五六ノ五小队一二三四ノ四砲隊薩藩二小队ト共ニ

明治元年（一八六八）四月

御名(藩主公)

右 四方へ人数差出儀ニハ候得共松平肥後益暴激ニ募リ  
 官軍ニ抗シ候段相聞候ニ付北國地へ人数差向ケ奥羽ノ官  
 兵ニ應援致候様御沙汰之更  
 右 今般別紙之通  
 朝廷ヨリ御沙汰相成候ニ付出張被仰付候条御不都合無之  
 様屹度可致勉強候更

同廿四日 山縣狂助氏ハ北陸道鎮撫總督参謀ヲ任セラレタリ

同廿五日 奇兵隊参謀時山直八書記湯淺祥之助會計方器械  
方小荷駄方三四ノ式小队薩藩二小队ト共ニ発陣

同廿六日 奇兵隊参謀三好軍太郎書記杉山莊一郎會計方  
小荷駄方一二三五六ノ五小队一二三四ノ四砲隊薩藩二小队ト共ニ

●「薩藩二小队ト共ニ發陣」ニ文書原本は「薩藩二砲隊」ト記述している。



此奥羽ノ役亦此記ニ警セズ  
 八月下旬米沢藩上杉齋憲父子降ル  
 九月廿二日白九ツ時若松落城松平肥後守容保父子降ル  
 同廿九日庄内松平忠篤降服ス  
 十月上旬ヨリ各地出張ノ官軍引揚ケノ命アリ奇兵隊ハ中山道ヨリ  
 歸京ノ途ニ就ケリ  
 十一月朔日京都東福寺内栗棘庵ニ着陣セリ  
 同三日十時整列大隊行軍ニテ長腐報國隊ト共ニ参  
 闕ス正親町大納言殿長門世子君有馬中務大輔殿其他諸  
 官御列席ニテ御書下ケヲ賜ハル

長州  
奇兵隊

此奥羽ノ役 又此記ニ警セズ

八月下旬 米沢藩上杉齋憲父子降ル

九月廿二日 白九ツ時 若松落城 松平肥後守容保父子降ル

同廿九日 庄内松平忠篤降服ス

十月上旬ヨリ各地出張ノ官軍引揚ケノ命アリ 奇兵隊ハ中山道ヨリ  
 歸京ノ途ニ就ケリ

十一月朔日 京都東福寺内栗棘庵ニ着陣セリ

同三日十時整列大隊行軍ニテ長腐報國隊ト共ニ参  
 闕ス正親町大納言殿長門世子君有馬中務大輔殿 其他諸  
 官御列席ニテ御書下ケヲ賜ハル

長州  
奇兵隊

- 上杉齋憲父子・米沢藩主 上杉陣正大齋齋憲(なのりの)は隠居、領地十八万石の内四万石を占上り、嫡子齋憲(しげのり)を養子
- 松平肥後守容保父子・米沢藩主 松平肥後守容保(かたまり)、水原圓城、領地没収、嫡子齋憲(なのりの)を養子、下北半島、陸奥三万石(後封)
- 庄内松平忠篤・庄内藩主 松平忠篤(ただすみ)は長門の隠居、謹慎、忠篤の弟忠篤(ただみち)が家督相続、新領地米沢指松十二万石に移封された。(のち領回)
- 参内(参内) 闕ニ参内、闕は宮門の西側に設けられた二箇の石。置城
- 正親町大納言殿 樺太御正親町実徳(おおきまともあつ)

明治元年(一八六八)八月〜十一月

征討出張遠路跋涉日夜攻撃到處功ヲ奏シ凱至之段  
 其勲勞不少其此節東京  
 御駐軍中之義二付不取敢被為慰軍勞酒肴被下  
 俟事  
 但春來兵事三付  
 大宮御所ニモ御内々  
 御憂禱被為在征討兵士之難苦ヲ恤敷被為  
 思食日夜平定而已御祈念之折柄今般凱旋之趣  
 御内聴被為在  
 御喜悅不斜候猶又御留守中二付帰陣ノ者工厚ク慰勞候  
 様御内諭被為在俟事  
 十一月

明治元年（一八六八）十一月

征討出張 遠路跋涉 日夜攻撃 到處功ヲ奏シ 凱至之段  
 其勲勞不少 候 此節 東京  
 御駐軍中之義二付 不取敢被為慰軍勞 酒肴被下  
 俟事  
 但 春來兵事三付  
 大宮御所ニモ御内々  
 御憂禱被為在 征討兵士之難苦ヲ恤敷被為  
 思食 日夜平定而已 御祈念之折柄 今般凱旋之趣  
 御内聴被為在  
 御喜悅不斜候 猶又御留守中二付 帰陣ノ者工厚ク慰勞候  
 様 御内諭被為在 俟事  
 十一月

- 征討出張 上段戦争後半の奥羽越列藩同盟との戦いのこと
- 跋涉 四方を歩き回ること。 「涉」は水を通ること。
- 凱至 凱はかちどき。戦争に勝ち、帰って勝利を告げる時の音楽
- 駐軍 天子が軍を留めること。天子が軍を留めさせ居ること。
- 東京御駐軍中 明治天皇は明治元年九月二十日江戸に向かい十月十二日江戸城入城、ここを東京城と改称する詔を出し、しかし京都市民の思いに応える為の年は十二月二十二日に京都に戻る。玉皇は翌明治二年三月七日東京に向い、二十八日暮。三月二十八日、城の中は夜軍府を設置した。これを「殿」には東京遷都としている。
- 大宮御所 現在の 大宮御所は英照皇太后（孝明天皇後）のために造営され、慶応3年（1867年）に完成したもの。
- 憂禱 憂慮。「禱」はむね、こころ。



行政官

了リテ十二時退  
鴨東練兵場至リ世子君ヨリ長ノ出陣苦勞神妙ニ思フトノ意アリ  
次ニ長府毛利左京亮殿ヨリ長ノ出陣且報國隊モ世話ニナリ各苦勞  
トノ御意アリ奇兵報國二隊行軍ニテ帰營セリ  
同五日朝七時出發伏見ヨリ乗船ニテ大坂江戸堀ニ着陣セリ  
同六日十時安治川橋ヨリ解船ニテ花陽艦ニ乗込四時抜錨九日室津ニ  
上陸夫ヨリ陸行小國通リ平尾驛ニ着泊シ十日降松ヲ經テ砥石ニ宿陣シ  
十一日朝六時乗船八ツ半時三田尻着港泉相寺ニ宿陣ス  
同十二日十一時御茶屋ニ整列御名代毛利筑前殿ヨリ御意ノ旨ヲ  
傳ヘラレ更ニ司合官ヲ召集シテ數月間苦戦ノ勞ヲ慰スル為隊中へ  
酒肴ヲ賜ハルノ達アリテ了リテ帰營シ同夜恩賜ノ酒肴ヲ謹載シテ

行政官

了リテ十二時退  
鴨東練兵場至リ世子君ヨリ長ノ出陣苦勞神妙ニ思フトノ意アリ  
次ニ長府毛利左京亮殿ヨリ長ノ出陣且報國隊モ世話ニナリ各苦勞  
トノ御意アリ奇兵報國二隊行軍ニテ帰營セリ  
同五日朝七時出發伏見ヨリ乗船ニテ大坂江戸堀ニ着陣セリ  
同六日十時安治川橋ヨリ解船ニテ花陽艦ニ乗込四時抜錨九日室津ニ  
上陸夫ヨリ陸行小國通リ平尾驛ニ着泊シ十日降松ヲ經テ砥石ニ宿陣シ  
十一日朝六時乗船八ツ半時三田尻着港泉相寺ニ宿陣ス  
同十二日十一時御茶屋ニ整列御名代毛利筑前殿ヨリ御意ノ旨ヲ  
傳ヘラレ更ニ司合官ヲ召集シテ數月間苦戦ノ勞ヲ慰スル為隊中へ  
酒肴ヲ賜ハルノ達アリテ了リテ帰營シ同夜恩賜ノ酒肴ヲ謹載シテ

●七時りの頁から十時、十一時など一部が大陽暦の表となっている。よって七時も「七ツ時」(午前四時)ではなく文字通りの七時と見られる。因みに大陽暦採用は旧暦明治五年十二月三日をもって明治六年一月一日と定めて実施された。これは「回天実記」が明治三年三月三日編纂に著されながら、明治六年時点でまだ完成していなかった事を示している。

●安治川橋は江戸時代初期まで渡川河口部にあった九条島が流れを遮り洪水がたびたび起り、また土砂堆積により舟運にも不便をきたした。このため貞享五年(一六八四)幕府の命により、河津藩が水路を開削し安治川と名付けた。その後、風刃に善島や古川の新地開発が進められ、元禄十一年(一六九八)に完成した。安治川橋はこの新地開発に伴い築造された。江戸時代末期、幕府は開國に備え、この地を外国人居留地として通商を進め、明治新政令によって明治元年(一八六八)大開港場として外国人に開放された。居留地には、洋館や通商道路が造られ大坂の文明開化の拠点となった。明治五年(一八七二)居留地の交通の便を図るため、新しく安治川橋が架けられた。この橋の中央二階間は西欧から輸入された鉄骨で、重いアストの船が航行する時には、橋桁が旋回する可動橋であった。当時の人々はこの旋回する様を見て「磁石橋」と呼び大坂名物の一つとなられた。明治八年(一八七五)大坂を襲った大洪水は多くの大川の橋を流し洪水が安治川橋に押し寄せた。橋はこの洪水や洪水によく耐えたが、市内に洪水の恐れが生じたため、むむなく工兵隊により爆破撤去された。

明治元年(一八六八)十一月

愉快極多  
 同十三日金軍帰省ヲ許シ但来明治丁巳二月五日ヲ期シテ古田陣  
 營ニ集合シ同月中旬大招魂祭執行ノ命アリ  
 須佐在隊員帰省中招魂社創建議兼重五郎四郎ノ主唱ニテ  
 大賛成ヲ得タルニ據リ同氏八願主ト為リテ願書ヲ邑政堂ニ差出セリ

願書

時運之變轉不得已次第ト作申甲子年京師變動引續キ國  
 事ニ死候者不少追々於本藩招魂祭被執行俟得共御内輪ノ  
 儀未々無其儀候ニ付何卒招魂場開設被仰付候ハ、甲子以來  
 戰死忠死之者靈魂ヲ地下ニ慰度志願ニ候処當今ノ御仕組中  
 御普請事總而御廢止之御候得者乍微力私願主ニ相成尚  
 同志ノ者ヨリ心掛次第之寄附被遂

明治元年（一八六八）十一月

愉快ヲ極メタリ

同十三日金軍帰省ヲ許サル但来明治丁巳二月五日ヲ期シテ古田陣  
 營ニ集合シ同月中旬大招魂祭執行ノ命アリ  
 須佐在隊員帰省中招魂社創建ノ議ハ兼重五郎四郎ノ主唱ニテ  
 大賛成ヲ得タルニ據リ同氏八願主ト為リテ願書ヲ邑政堂ニ差出セリ

願書

時運之變轉不得已次第ト作申甲子年京師變動引續キ國  
 事ニ死候者不少追々於本藩招魂祭被執行俟得共御内輪ノ  
 儀未々無其儀候ニ付何卒招魂場開設被仰付候ハ、甲子以來  
 戰死忠死之者靈魂ヲ地下ニ慰度志願ニ候処當今ノ御仕組中  
 御普請事總而御廢止之御候得者乍微力私願主ニ相成尚  
 同志ノ者ヨリ心掛次第之寄附被遂

●丁巳＝明治元年(一八六八)

●江戸堀川川江戶堀川は、大坂幕の陣後大坂城主となつた松平定明が、市街地改築計画の一環として開削させたもの。元禄三年(一六八七)完成。西横堀川から分れ、土佐堀川に平行して西流し、土佐堀川と吉田堀川の合流点に流入してゐた。この開削費用をまかなうため発行された銀札は、現在までに発見された最古の銀札といわれている。長さ一町四一間(約一二七〇メートル)、幅は上流で二間(約三・五メートル)、下流で一八間(約三・六メートル)の運河で、東から西へ榎木橋・江戸橋・犬養橋・阿波殿橋・大目橋・花乃井橋・江戸堀橋・西北橋・崎吉橋の九橋が架かっていたが、昭和三〇年〇月に埋め立てられた。



御免候ハ、合力ヲ以テ創立仕度奉存候右場所柄ノ義ハ吉祥閣  
 古跡地口相應且他藩人通行ノ節参拜之便宜彼是此地ニ限リ  
 左様奉愚考候左候ハ黄泉之靈魂ハ不及申御家中一統  
 斯迄御手厚被仰付候義ト奉感佩奮発之一助共可相成候  
 間何卒  
 御心入ヲ以テ被遂  
 御許容被下候様奉敷願候此段御序之節宜敷様御  
 取成奉願候以上  
 辰ノ十二月 兼重五郎四郎  
 右出願後何タル指令モ無之且ツ地所ノ事ニ異見ヲ生シタルニ依リ更ニ  
 奇兵隊在隊帰休者ヨリ追願セリ

願書

御免候ハ、合力ヲ以テ創立仕度奉存候右場所柄ノ義ハ吉祥閣  
 古跡地口相應且他藩人通行ノ節参拜之便宜彼是此地ニ限リ  
 候様奉愚考候左候ハ黄泉之靈魂ハ不及申御家中一統  
 斯迄御手厚被仰付候義ト奉感佩奮発之一助共可相成候  
 間何卒  
 御心入ヲ以テ被遂  
 御許容被下候様奉敷願候此段御序之節宜敷様御  
 取成奉願候以上  
 辰ノ十二月 兼重五郎四郎

右出願後何タル指令モ無之且ツ地所ノ事ニ異見ヲ生シタルニ依リ更ニ  
 奇兵隊在隊帰休者ヨリ追願セリ

願書

- 
-

奉歎願候事  
 先年来御内輪戰死忠死ノ人員モ不少候ニ付而ハ其靈意ヲ地下  
 慰ムル為メ招魂場御創建有之度先達ヲ兼重五郎四郎ヨリ申  
 出置候處御詮議半途ノ趣ニテ今日ニ至リ成否不被仰出候ニ付  
 重テ奉歎願候素ヨリ必至御難中ノ事ニ候得者纏之御費用  
 モ相省キ於下精々相働キ建立仕度覺悟ニ御座候何卒私共  
 一統帰休中成就之上祭典相調度奉存候間其御都合ヲ以テ急  
 速御運ヒ方奉願候尤先般出願在之候吉祥閑之義ハ佛跡且  
 陰濕地ニ而相心之靈場トモ難申一統之氣付ニテハ御靈社之  
 南赤禿之地形東面之陽地ニテ自然御靈社区域ニ引連リ住  
 復之旅人參拜詣ノ便宜旁々勝地下奉愚考候得者速ニ御英斷  
 ヲ以御許容被仰付候様編ニ奉懇願候

明治元年（一八六八）十二月

奉歎願候事

先年来 御内輪戰死忠死ノ人員モ不少候ニ付而ハ 其靈意ヲ地下ニ  
 慰ムル為メ 招魂場御創建有之度 先達ヲ 兼重五郎四郎ヨリ申  
 出置候處 御詮議半途ノ趣ニテ 今日ニ至リ 成否不被仰出候ニ付  
 重テ奉歎願候 素ヨリ必至御難中ノ事ニ候得者 纏之御費用  
 モ相省キ 於下精々相働キ 建立仕度覺悟ニ御座候 何卒私共  
 一統 帰休中成就之上 祭典相調度奉存候間 其御都合ヲ以テ急  
 速御運ヒ方奉願候 尤先般出願在之候吉祥閑之義ハ 佛跡 且  
 陰濕地ニ而 相心之靈場トモ難申 一統之氣付ニテハ 御靈社之  
 南 赤禿之地形 東面之陽地ニテ 自然御靈社区域ニ引連リ住  
 復之旅人參拜詣ノ便宜旁々勝地下奉愚考候得者 速ニ御英斷  
 ヲ以 御許容被仰付候様 編ニ奉懇願候

- 「佛跡 且陰濕地ニ而 相心之靈場トモ難申」 明治元年は神仏分離令、歴代御願運動が起つた年であるから佛跡に神社を建てる事が催られた時代であつたと思われる。
- 御靈社
- 「御靈社之南 赤禿之地形」 赤禿は地名ではない。赤土が露出した場所の意味で、現在ここには墓わらひ。



辰十二月二日

奇兵隊入隊

人数中

御沙汰書

兼重五郎四郎

右甲子以来國事ニ死候者不少候ニ付招魂場開健ノ儀ニ付願之  
趣神妙之事ニ被

思召候右者兼々

御存念ニ被為在安處御軍務其外御事之央無余義

御延引ニ相成其後禰増御所帶向御差詰ニ付而只今御

手モ難被為届候折柄志願モ有之義ニ付願之通被

差免候事

辰十二月

辰ノ十二月二日

奇兵隊入隊

人数中

御沙汰書

兼重五郎四郎

右 甲子以来國事ニ死候者不少候ニ付 招魂場開健ノ儀ニ付 願之

趣 神妙之事ニ被

思召候 右者兼々

御存念ニ被為在候處 御軍務其外御事之央無余義

御延引ニ相成其後禰増御所帶向御差詰ニ付而只今御

手モ難被為届候折柄志願モ有之義ニ付 願之通被

差免候事

辰十二月

口達以テ  
 所柄之義者思召モ有之日限地藏之所被仰付候事  
 前頭之趣口達以テ奇兵隊在隊員へモ達アリ  
 十二月十九日 地所引渡シ二付 各集會シテ邑政堂ヨリ市山淳藏立會員  
 トシテ差出サレ 同伴ニテ日限地藏ノ地 即宇浄土院ニ至リ 境城繩ヲ為セリ  
 明治二年己巳正月六日 浦本町 天谷丈右衛門宅ヲ借受ケ 招魂場創  
 健事務所ト定メ 同志者 各鎌ヲ執リテ開懇ニ着手シ 同十一日ニ  
 至ル  
 同十二日 野頭村ヨリ助力四拾四人 奥兩組其外ヨリ助力貳拾九人  
 總計七拾參人  
 同十三日 須佐地組ヨリ拾參人 野頭村ヨリ四拾五人 西浦ヨリ四拾六人  
 外ニ木挽二人 總計百六人ノ助力アリ

明治元年（一八六八）十二月、明治二年一月

口達ヲ以テ  
 所柄之義者 思召モ有之日限地藏之所被仰付候事

前頭之趣 口達ヲ以テ奇兵隊在隊員へモ達アリ

十二月十九日 地所引渡シ二付 各集會シテ邑政堂ヨリ市山淳藏立會員  
 トシテ差出サレ 同伴ニテ日限地藏ノ地 即宇浄土院ニ至リ 境城繩ヲ為セリ

明治二年己巳正月六日 浦本町 天谷丈右衛門宅ヲ借受ケ 招魂場創  
 健事務所ト定メ 同志者 各鎌ヲ執リテ開懇ニ着手シ 同十一日ニ  
 至ル

同十二日 野頭村ヨリ助力四拾四人 奥兩組其外ヨリ助力貳拾九人  
 總計七拾參人

同十三日 須佐地組ヨリ拾參人 野頭村ヨリ四拾五人 西浦ヨリ四拾六人  
 外ニ木挽二人 總計百六人ノ助力アリ

- 日限地藏ノ原在野頭山根下東。三藤山神社の場所
- 奥兩組ノ四組（須佐地、瀬原、宇全、市丸）のち山根の市五組、宇全組のこと
- 野頭ノ境在野頭
- 西浦ノ浦四ニ非ヤ?
- 木挽ノよりては木を挽く職人



同十四日 三原村ヨリ七拾八人 瀬尻組ヨリ七人 外二木挽貳人 總計八拾七人  
 助力アリ

同十五日 三原村ヨリ五拾四人 外二木挽二人 大工壹人 總計五拾七人  
 助力アリ

同十六日 市街助力拾四人 宇谷全四人 東浦全拾人 御細工人全五人  
 海蔵同十五人 三原村全十五人 下田萬村全貳拾八人 町  
 組全三十式人 外二婦女拾二人 總計百三十五人

同十七日 宇谷組拾人 洲浦拾五人 三原三人 押谷貳人 市街貳拾式人  
 瀬尻九人 野頭木挽三人 浦東五拾四人 下田萬六十  
 六人 外二婦女三十式人 總計貳百拾六人 助力アリ

同十八日 尾浦ヨリ貳拾七人 浦東ヨリ三十九人 市丸組十五人 洲  
 浦ヨリ木挽貳人 浦石工壹人 御細工人三人 三原村ヨリ四人 同村士族六

同十四日 三原村ヨリ七拾八人 瀬尻組ヨリ七人 外二木挽貳人 總計八拾七人  
 ノ助力アリ

同十五日 三原村ヨリ五拾四人 外二木挽二人 大工壹人 總計五拾七人  
 ノ助力アリ

同十六日 市街助力拾四人 宇谷全四人 東浦全拾人 御細工人全五  
 人 海蔵同十五人 三原村全十五人 下田萬村全貳拾八人 町  
 組全三十式人 外二婦女拾二人 總計百三十五人

同十七日 宇谷組拾人 洲浦拾五人 三原三人 押谷貳人 市街貳拾式人  
 瀬尻九人 野頭木挽三人 浦東五拾四人 下田萬六十  
 六人 外二婦女三十式人 總計貳百拾六人 助力アリ

同十八日 尾浦ヨリ貳拾七人 浦東ヨリ三十九人 市丸組十五人 洲  
 浦ヨリ木挽貳人 浦石工壹人 御細工人三人 三原村ヨリ四人 同村士族六

人上小口全四人 上田萬村全三人 市街全九人 外二婦女拾五人 總計百二  
 拾八人ノ助力アリ  
 同十九日 墓標掘立及貫木門ヲ建設セリ  
 同廿一日 休暇  
 同廿二日 招魂祭ノ準備ヲ為シタリ  
 同廿三日 淨土院ノ字ヲ改メテ三陰山招魂場ト稱シ 招魂祭式ヲ執行ス 市街  
 ヲ始メ各村ヨリ競ヒテ酒米餅ヲ獻納スル事如山如阜 遠近ノ老少男女  
 相携ヘテ参拜シ 境内立錫ノ地ナキニ至ル 式了リテ教個ノ酒樽ヲ配置  
 シテ参拜者ニ隨意之ヲ飲マシム 各餞ヲ尽シテ開散ス 同夜事務所ニ  
 於テ祭主祭官其他関係者數十名ヲ招饗ス 頗盛宴ナリ  
 同廿四日 社殿建築ノ計畫ヲ為シ了リテ事務所ヲ閉ツ 尔後在隊  
 者續々帰營セリ

明治二年（一八六九）一月

人 上小口全四人 上田萬村全三人 市街全九人 外二婦女拾五人 總計百二  
 拾八人ノ助力アリ

同十九日 □□□□□□ □□□ 墓標掘立及貫木門ヲ建設セリ

同廿一日 休暇

同廿二日 招魂祭ノ準備ヲ為シタリ

同廿三日 淨土院ノ字ヲ改メテ三陰山招魂場ト稱シ 招魂祭式ヲ執行ス 市街  
 ヲ始メ各村ヨリ競ヒテ酒米餅ヲ獻納スル事如山如阜 遠近ノ老少男女  
 相携ヘテ参拜シ 境内立錫ノ地ナキニ至ル 式了リテ教個ノ酒樽ヲ配置  
 シテ参拜者ニ隨意之ヲ飲マシム 各餞ヲ尽シテ開散ス 同夜事務所ニ  
 於テ祭主祭官其他関係者數十名ヲ招饗ス 頗盛宴ナリ

同廿四日 社殿建築ノ計畫ヲ為シ了リテ事務所ヲ閉ツ 尔後在隊  
 者續々帰營セリ

●同十九日 □□□□□□ □□□ 墓標掘立及貫木門ヲ建設セリ」ニ又書體本の記述に従い補筆した。寺僧の際の書き落しと思われる。



八月三日招魂場社殿落成ス其旨邑政堂二届出タリ  
 同日故親旋公ノ神靈ヲ社殿ノ中央ニ安置スルノ議ヲ決シ兼重五郎  
 四郎ヨリ覺書ヲ以テ出願セリ

此度招魂場御社成就ニ付テハ過ル丑ノ春下田萬村ニ屯集被  
 仰付候節同志中申合  
 御靈神様奉勸請其後彼隊分散ニ相成候節ヨリ恐多クモ  
 今日迄私宅ニ奉祭仕候右ニ付而ハ本社ニ御遷座相成候様ニ  
 奉存候間速ニ御英断ヲ以テ御許容被仰付度伏而奉願上候

八月八日  
 右願意御採用難成ニ據贈正二位桶朝臣正成公ヲ□□□安置スベシトノ旨指  
 令アリ

八月三日 招魂場社殿落成ス 其旨邑政堂二届出タリ

同日 故親旋公ノ神靈ヲ社殿ノ中央ニ安置スルノ議ヲ決シ 兼重五郎  
 四郎ヨリ覺書ヲ以テ出願セリ

此度招魂場御社成就ニ付テハ 過ル丑ノ春 下田萬村ニ屯集被  
 仰付候節 同志中申合  
 御靈神様奉勸請 其後 彼隊分散ニ相成候節ヨリ 恐多クモ  
 今日迄私宅ニ奉祭仕候 右ニ付而ハ本社ニ御遷座相成候様ニ  
 奉存候間 速ニ御英断ヲ以テ御許容被仰付度 伏而奉願上候  
 八月八日 兼重五郎四郎

右願意御採用難成ニ據り 贈正二位桶朝臣正成公ヲ□□□安置スベシトノ旨指  
 令アリ

- 後條ニ同文
- 「恐多クモ今日迄私宅ニ奉祭仕候」ニ苗田親郷公以外ノ死者ノ靈ヲ兼重ノ目名ニ就テ「大い」ノ靈也。
- 贈正 位 桶 朝 臣 正 成 公 ヲ □ □ □ 安 置 ス ベ シ ト 旨 指 令 有

同 十日 上棟祭并 招魂祭ヲ執行セリ 式意 大谷丈右衛門長ニ於テ直  
 會ノ酒肴賜ハル 宴盛ニシテ 勸声場ニ滿ツ 夜十二時ニ至リ 開散セリ  
 右明治三年庚午三月三日 同盟員 各手紀ヲ携ヘテ相會シ 之ヲ参照  
 編纂シ名ケテ 回天實記ト云フ 分テ二卷トス

明治二年（一八六九）八月〜明治三年三月

同 十日 上棟祭并 招魂祭ヲ執行セリ 式意 大谷丈右衛門宅ニ於テ直  
 會ノ酒肴賜ハル 宴盛ニシテ 勸声場ニ滿ツ 夜十二時ニ至リ 開散セリ  
 右明治三年庚午三月三日 同盟員 各手紀ヲ携ヘテ相會シ 之ヲ参照  
 編纂シ名ケテ 回天實記ト云フ 分テ二卷トス

- 皿會 II (なむら) 神事の終了後、供え物を参事者が分ちあぐる宴會。
- 「明治三年庚午三月三日」この日は「回天実記」の編纂に着手した日であって、完成した日ではない。その判断理由は以下の通り。
  - ① 220頁に「瀧城学校」の名前が登場する。巻五補遺4の説明の如く、瀧城学校が閉校したのは明治八年の事であって、明治三年にはまだ存在してない。
  - ② 220頁の終わりから2行目より、太陽暦と陰暦の時刻表が並列し始める。太陽暦は明治五年十二月三日を明治六年一月一日として始められた。以上の事から、「回天実記」が完成したのは明治八年以後と判断した。では、何時完成したのかは残念ながら判らない。

(完)